

第2次 胎内市総合計画 後期基本計画

令和4年度 ▶ 令和8年度



自然が活きる、
人が輝く、
交流のまち“胎内”

後期基本計画策定にあたって

胎内市は、平成 29 年 3 月に 10 年間の総合的かつ計画的なまちづくりを展開するための指針となる「第 2 次胎内市総合計画」を策定し、「自然が活きる、人が輝く、交流のまち“胎内”」を基本理念に掲げ、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間の前期基本計画期間として、様々な取組を行ってまいりました。

この間、山・川・海それぞれの豊かな自然や歴史・文化など恵まれた地域資源を活かしながら、子育て世代包括支援センターの開設をはじめとする子育て支援や市内全小中学校におけるコミュニティ・スクールの導入などによる教育の充実、洋上風力発電施設の誘致促進に象徴される再生可能エネルギーの推進など、様々な取組を行いながら、まちづくりを進めてまいりました。



全国的な人口減少が進む中、胎内市においても人口減少は同様の課題となっており、少子高齢化や若年層の市外への流出等も相まって、生産年齢人口が減少し、地域コミュニティの維持を始めとし、様々な場面で影響が生じてきています。また、風水害や震災などの大規模な災害の発生や地球温暖化に関連する環境問題、令和 2 年初頭からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、社会の変容とともに胎内市を取り巻く状況も日々変化しているため、多様化、複雑化する市民ニーズや諸問題への速やかな対応が求められています。

こうした認識の下、前期基本計画が終了することを機に今一度全体的な点検・見直しを行い、引き続き取り組むべき課題や新たな時代に適応するまちづくりの指針として、令和 4 年度を初年度とする 5 年間の後期基本計画を策定しました。

今後も、社会情勢の変化を踏まえつつ、これまで市政の根幹に据えるべきものとして掲げてまいりました、「市民協働」、「選択と集中」、「未来への投資」という 3 つの基本方針を引き続き大切にしながら、長い時間軸の中で、胎内市が末永く未来への希望が持てる持続可能なまちづくりを進めていくため、本計画に掲げる各種施策に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提案をいただきました胎内市総合計画等審議会の委員の皆様をはじめ、ご尽力を賜りました全ての皆様に心から感謝を申し上げます。

令和 4 年 3 月

胎内市長 **井畑 明彦**

目次

第Ⅰ章 序論	1
1 後期基本計画策定の趣旨	2
2 総合計画の役割・体系・期間	3
2-1 計画の役割	3
2-2 計画の体系と期間	4
3 後期基本計画策定の背景	5
3-1 施策の達成状況	5
3-2 市民から寄せられた声（思い）	6
3-3 社会情勢の変化と今後の地域課題	9
第Ⅱ章 基本構想	11
1 胎内市が目指すまちづくり	12
<基本構想の枠組み>	12
1-1 基本理念	13
1-2 人口の展望	15
1-3 土地利用構想	15
2 まちづくりの目標と政策の方向性	16
2-1 子育て・教育・学び	17
2-2 健康・福祉	18
2-3 産業・雇用	19
2-4 生活基盤	20
2-5 自治・協働	21
第Ⅲ章 後期基本計画	23
<後期基本計画の体系>	24
1 子育て支援	26
2 子どもの教育	28
3 結婚・妊娠・出産しやすい環境づくり	30
4 郷土の歴史・文化	32
5 生涯学習	34
6 生涯スポーツ	36
7 健康づくり	38
8 医療体制づくり	40
9 地域福祉	42
10 高齢福祉	44
11 障がい福祉	46
12 生活援護	48
13 農業振興	50
14 商工業振興	52
15 観光・交流	54
16 雇用対策	56
17 自然環境	58
18 生活環境	60
19 地球温暖化対策	62

2 0 居住環境.....	64
2 1 地域交通.....	66
2 2 防災・減災.....	68
2 3 交通安全・防犯.....	70
2 4 市民協働.....	72
2 5 広報・広聴.....	74
2 6 人権の啓発・擁護.....	76
2 7 男女共同参画.....	78
2 8 行政運営.....	80
2 9 財政運営.....	82

第IV章 資料編 85

1 策定経過.....	86
1-1 策定体制.....	86
1-2 策定スケジュール.....	87
1-3 総合計画等審議会の概要.....	88
1-4 市民アンケート調査の概要.....	91
2 SDGs.....	98
2-1 SDGsの17の目標.....	98
2-2 分野別施策との整理対照表.....	100
3 用語解説.....	102

※本文中で*（アスタリスク）を付している用語は、「第IV章 資料編 3 用語解説」で解説を加えています。

第Ⅰ章 序論

- 1 後期基本計画策定の趣旨
- 2 総合計画の役割・体系・期間
 - 2-1 計画の役割
 - 2-2 計画の体系と期間
- 3 後期基本計画策定の背景
 - 3-1 施策の達成状況
 - 3-2 市民から寄せられた声（思い）
 - 3-3 社会情勢の変化と今後の地域課題

1 後期基本計画策定の趣旨

胎内市では、計画期間を平成29年度から10年間とする「第2次胎内市総合計画」を策定し、まちづくりに取り組んでいます。

この第2次胎内市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、社会の変容や多様化、複雑化する住民ニーズの変化などに対応していくため、具体的な内容については改定や見直しを実施することとしています。

そのうち、基本計画については中間期に見直しを行うこととしており、この度、前期基本計画（平成29年度から令和3年度まで）の内容を踏襲することを基本としつつ、以下の主な見直しの視点に基づき、事業や取組の修正・追加等を行い、後期基本計画（令和4年度～令和8年度）を策定するものです。

■ 主な見直しの視点

- ◇ 前期基本計画策定から5年経過することによる社会情勢の変化等を踏まえた修正
- ◇ 時点修正
- ◇ 事業の進捗に応じた修正
- ◇ 現状と課題の整理に基づく修正
- ◇ 各施策を展開する上で考慮すべき事項を踏まえた修正
新型コロナウイルス感染症、DX*などのデジタル化、ゼロカーボン・脱炭素化などの環境問題、事業見直し、第2期総合戦略における人口減少 等
- ◇ 国連が掲げる持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえ、各施策と関連を図り、取組を進めるため、各施策と現時点で対応すると考えられるSDGsのゴール（目標）の追加（※各施策のトップページにロゴを掲載。詳細はP98～P101参照）

〈持続可能な開発目標SDGs17のゴール（目標）〉

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 総合計画の役割・体系・期間

2-1 計画の役割

総合計画は、総合的かつ計画的なまちづくりを展開するための指針であり、次の3つの性格を持っています。

① 市政運営の基盤

◇ 胎内市が実施する施策や事業の根拠となる計画であり、様々な分野ごとに策定する分野別計画の方向性を示す今後の市政運営の土台となるものです。

② 協働のまちづくりの羅針盤

◇ 胎内市が今後目指すまちづくりの方向性を明示することで、行政と市民、企業、NPO*等を含んだ多様な主体が、協働でまちづくりを進める際の羅針盤の役割を果たすものです。

③ 広域的な展開の根拠

◇ 国、県や近隣市町村等と共同で、または連携して計画・実施する事業について、相互調整する際の根拠にもなるものです。

3 後期基本計画策定の背景

3-1 施策の達成状況

(1) 施策の達成状況

第2次総合計画では、5つの基本政策と29の主要施策を掲げて、目標（基本理念、将来人口）の実現に向けて、計画的にまちづくりを展開してきました。その達成状況について、令和3年度に実施した行政評価の結果は、下表のとおりとなっています。

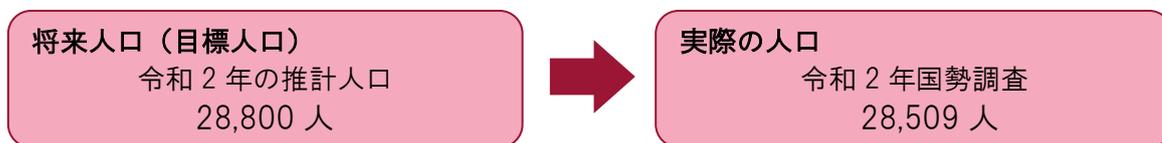
「基本政策1」及び「基本政策2」では関連する多くの事業で目標が達成されており、全ての施策が「おおむね順調」となっています。その他の基本政策では、一部に「やや遅れている」と評価される施策が見られます。特に、「基本政策3」が担う商工業振興、観光・交流の施策が今後の課題とすることができます。

■ 令和3年度に実施した令和2年度の行政評価*の全体像

基本施策	達成度				合計
	順調	おおむね順調	やや遅れている	遅れている	
基本政策1 子どもの成長、豊かな心と生きる力を育むまちづくり(子育て・教育・学び)	0 (0.0%)	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6
基本政策2 健やかで生きがいを持って暮らせるまちづくり(健康・福祉)	0 (0.0%)	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6
基本政策3 人をひきつける活力のあるまちづくり(産業・雇用)	0 (0.0%)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)	4
基本政策4 まちの成長を支えるしなやかな基盤づくり(生活基盤)	0 (0.0%)	6 (85.7%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	7
基本政策5 市民と行政の協働によるまちづくり(自治・協働)	1 (16.7%)	4 (66.7%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	6
合計	1 (3.4%)	24 (82.8%)	4 (13.8%)	0 (0.0%)	29

* 胎内市では、施策目的の達成状況や施策に含まれる事務・事業の有効性を点検・評価し、事業の見直しや手段代替の検討を行う行政評価を毎年実施しています。

(2) 将来人口（目標人口）の達成状況



令和2年の胎内市の人口は、28,509人（令和2年国勢調査）で、第2期総合戦略で定めた推計人口（28,800人）を下回っています。

要因としては、合計特殊出生率*の低下による出生数の減少や県外への流出の増加等が考えられます。

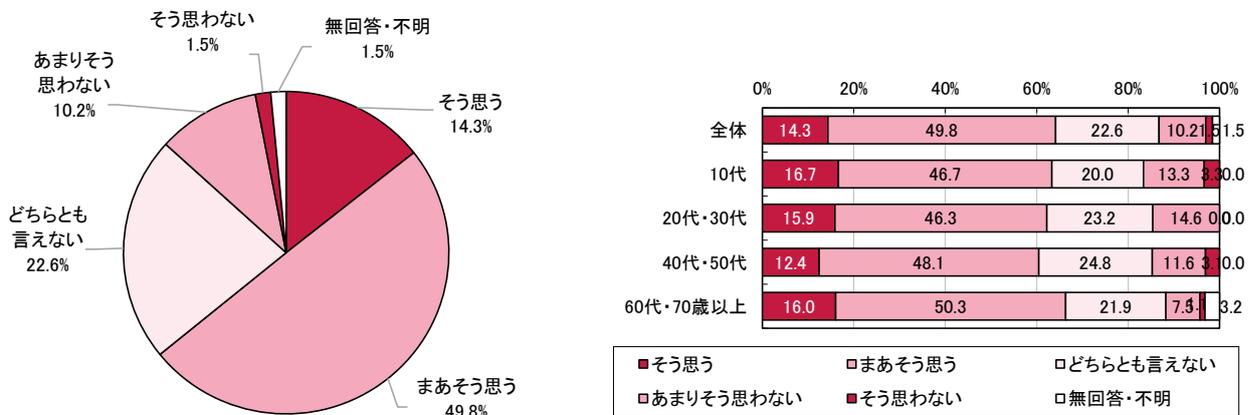
3-2 市民から寄せられた声（思い）

後期基本計画策定にあたり、今後の胎内市のまちづくりについて、市民の皆様からの声を頂くためにアンケート調査を実施しました。アンケート調査の主な項目より、次のような市民の声（思い）が寄せられました。

（1）暮らしやすさ

全体では、「まあそう思う」が49.8%で、「そう思う」と合わせると6割超になります。年代別に見るとほぼ大きな差はありません。「まあそう思う」、「そう思う」を合わせた回答は、60代・70歳以上が最も高く、40代・50代が最も低くなっています。

■ 質問「現在の胎内市は暮らしやすいまちだと思いますか？」の回答結果（回答者数 460）

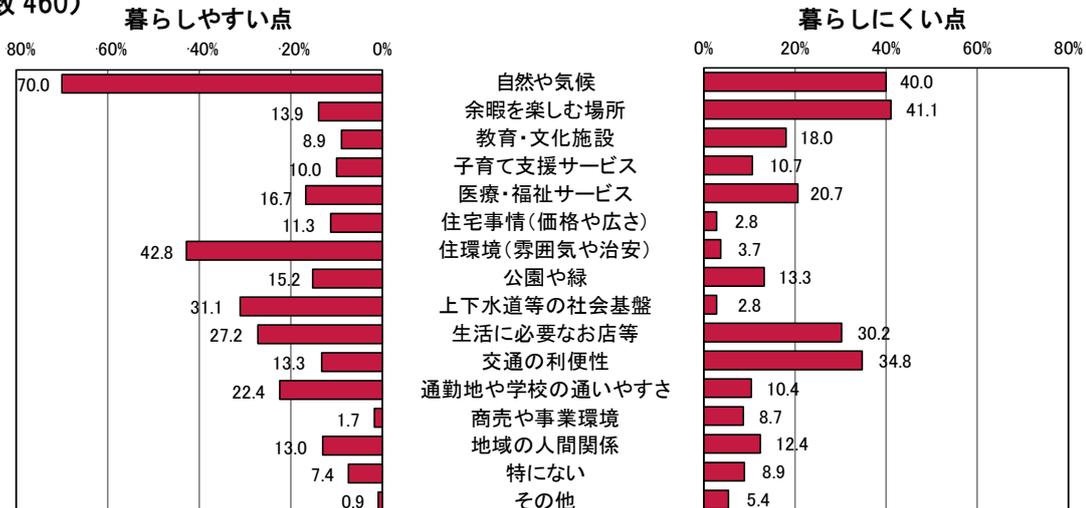


（2）暮らしやすい点・暮らしにくい点

胎内市の暮らしやすい点については、「自然や気候（豊かな自然がある）」が最も高く、70.0%の方が回答しています。その他については「住環境(安全で落ち着いた住環境など)」(42.8%)、「上下水道等の社会基盤が整っている」(31.1%)が高くなっています。

胎内市の暮らしにくい点としては、「余暇を楽しむ場所（が不足している）」が最も高く、41.1%の方が回答しています。その他については「自然や気候」(40.0%)、「交通の利便性」(34.8%)が高くなっています。「自然や気候」は暮らしやすい点で最も高い回答になっている一方、降雪やそれに伴う交通の不便さが、暮らしにくさの要因にもなっているようです。

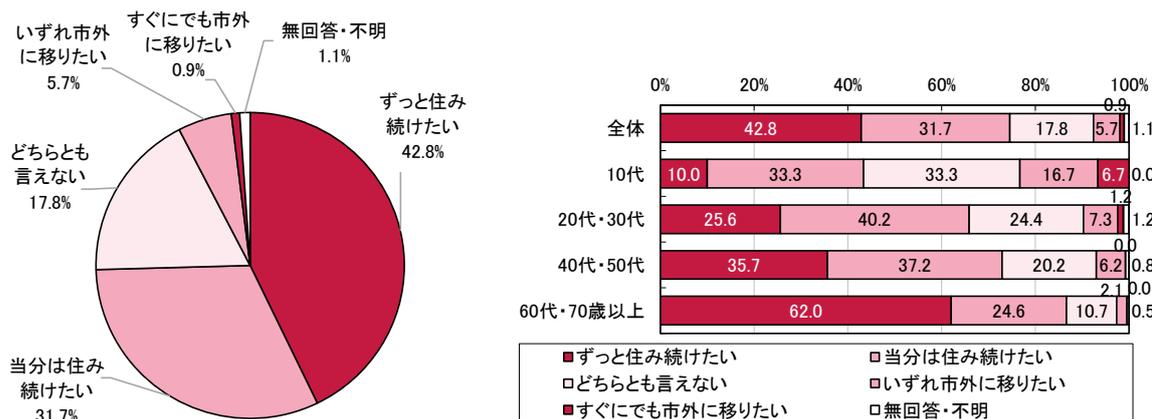
■ 質問「胎内市の暮らしやすい点／暮らしにくい点はどんなところですか？」の回答結果（回答者数 460）



(3) 居留意向

全体では、「ずっと住み続けたい」との回答が最も高く42.8%を占め、「当分は住み続けたい」(31.7%)が続きます。年代別にみると、「ずっと住み続けたい」との回答は年齢が高いほど高くなっています。60代・70歳以上が62.0%を示しているのに対し、10代では10.0%と大幅に少なくなっています。

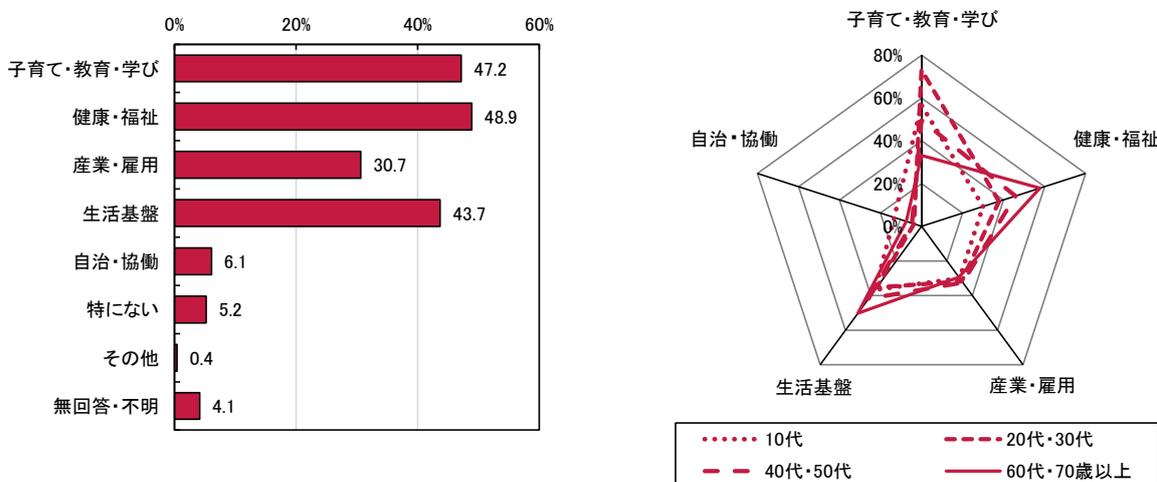
■ 質問「これからも胎内市に住み続けたいと思いますか？」の回答結果 (回答数 460)



(4) 重視する施策の分野

これからのまちづくりにとって重視する施策の分野について聞いた質問で、全体では、「健康・福祉」の48.9%が最も高く、「子育て・教育・学び」(47.2%)、「生活基盤」(43.7%)が続きます。年代別に見ると、「健康・福祉」、「生活基盤」については、年代の高い60代・70歳以上、40代・50代が高く、「子育て・教育・学び」については、20代・30代、10代が高くなっています。年代による施策の関心の特徴を表しています。

■ 質問「これからのまちづくりを考えると、あなたが重視するものは何ですか？」の回答結果 (回答者数 460)



(5) 施策に対する満足度^{※1}と今後の優先度^{※2}

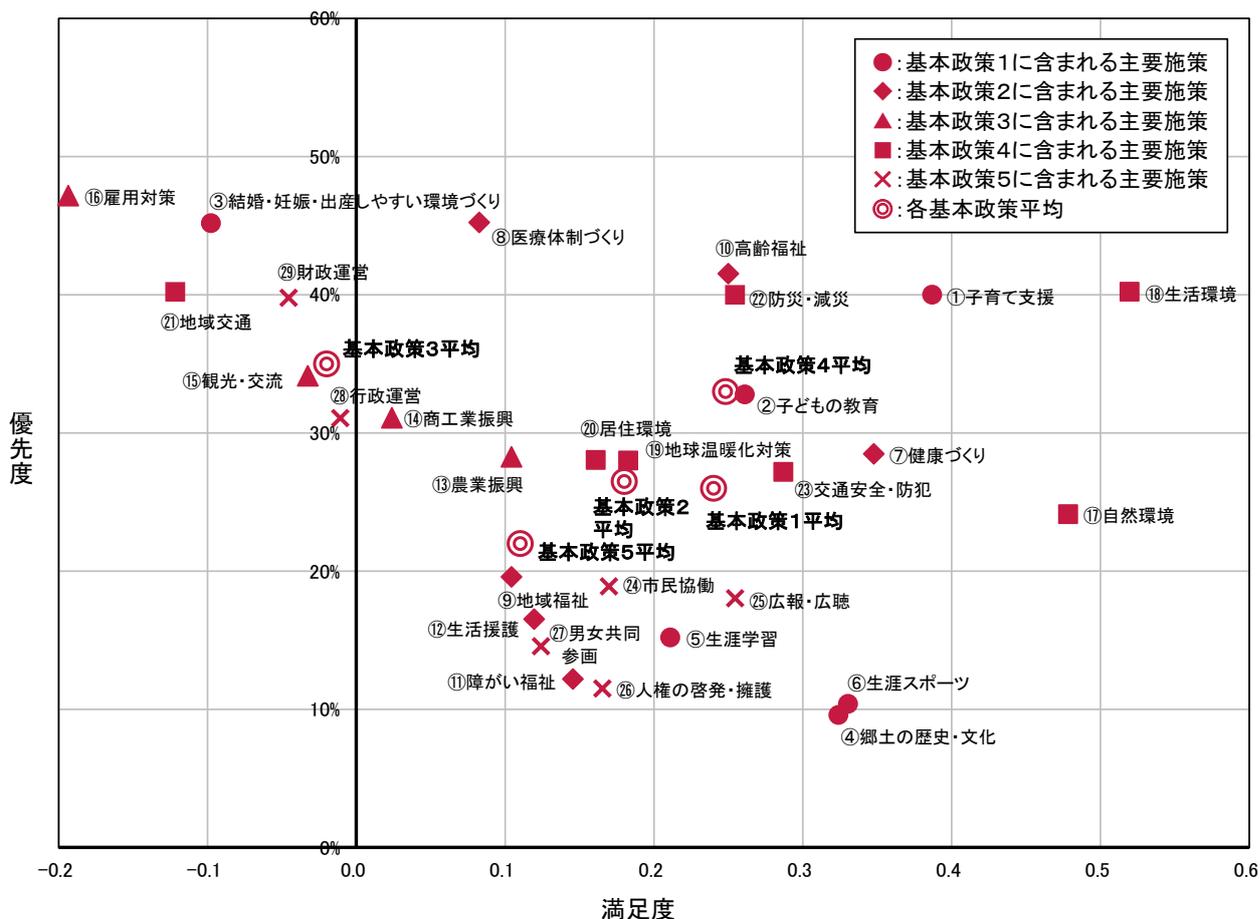
第2次総合計画で掲げた29の施策について、現状の満足度と今後の優先度を尋ねた結果を下図にまとめました。

満足度について各基本政策の平均でみると、最も高いのは基本政策4（生活基盤）で、基本政策1（子育て・教育・学び）が続ぎ、最も低いのは基本政策3（産業・雇用）になっています。施策項目別にみると、⑱生活環境が最も高く、⑰自然環境、①子育て支援、⑦健康づくり、⑥生涯スポーツと続き、最も低いのは⑯雇用対策で、⑳地域交通、③結婚・妊娠・出産しやすい環境づくり、⑲財政運営、⑮観光・交流と続きます。

優先度について同様に、各基本政策の平均でみると、最も高いのは基本政策3（産業・雇用）で、基本政策4（生活基盤）が続ぎ、最も低いのは基本政策5（自治・協働）になっています。施策項目別にみると、最も高いのは⑯雇用対策で、⑧医療体制づくり、③結婚・妊娠・出産しやすい環境づくり、⑩高齢福祉、⑱生活環境、⑲財政運営と続き、最も低いのは④郷土の歴史・文化で、⑥生涯スポーツ、⑲財政運営、⑮観光・交流と続きます。

最も満足度の低い⑯雇用対策が、優先度において最も高い項目になっており、施策推進を強く求める市民の声が表れています。

■ 満足度×優先度



※1 満足度を5段階で尋ねた結果から、「満足している」2点、「まあ満足している」1点、「どちらとも言えない」0点、「あまり満足していない」-1点、「満足していない」-2点を与えて算出した平均点

※2 「今後優先的に取り組む必要がある」ものとして選んだ人の割合 (%)

3-3 社会情勢の変化と今後の地域課題

① 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

胎内市の人口は、昭和50年をピークに少しずつ減少を続けていましたが、我が国が人口減少社会に突入したと言われる平成20年前後からその傾向が加速しています。これは、進学および就職に伴う若年層の流出により転出超過となっているところに、若年層の晩婚化・非婚化等による出生数の低下と高齢者人口の増加による死亡数の増加が加わった構造的な問題と言うことができます。最新の統計では、国の推計よりも人口減少の速度が早まっている状況です。

若年層の流出による労働者人口の減少と、それに伴う地域経済の縮小や税収の減少が懸念されます。高齢化に関しては、昭和22年から24年の第一次ベビーブームに生まれた世代が75歳以上となる令和7年に向けて、医療・介護の需要増大への対応や日常生活における移動手段の確保等が大きな課題となってきます。

我が国全体が人口減少社会に突入した現在、胎内市においても人口減少はある程度避けられないとしても、その影響をできるだけ抑えながら、将来にわたって活力ある地域・ふるさとをいかに維持していくかを長い時間軸の中で捉え、総合的な対策を講じていくことが求められます。

② 多様化する価値観・ニーズへの対応

国内経済が低迷し高度経済成長期のような所得や消費の大幅な増加を期待できないことが明らかになる中で、市民生活における質の充実、多様性への対応が大きなテーマになっており、個人の生活の満足度や幸福度を考える上では、所得などの経済的要素だけではなく、家族や社会との関わり合いなども重要な要素であると言われています。

そのような背景の中で、近年は特に、子育て支援や子どもの教育に対するニーズが高まっています。胎内市では、子育て世代包括支援センター*の開設を始めとした子育て環境の充実やファミリーサポートセンター*など子育て支援の取組を進めていますが、今後も十分に周知をした上で、これらに取り組むことが求められています。

また、少子化の影響による市内の保育園等や小中学校の再編が大きなテーマとなっています。今後地域との対話を重ねながら、子どもたちにとって望ましい保育や学びの環境を整えていくとともに、市内高等学校についても身近な学校への進学を志向する市内の中学生や市外からの進学希望者がより多く集まる学校となるよう魅力を高めていくことが求められます。

③ 福祉課題の多様化・複合化

景気の低迷や高齢者人口の増加等により、不安や問題を抱える方々が増加しています。更に、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下、各種の虐待、貧困といった多様な問題に関して、地域や行政の目が届かないケースやこうした問題が複合的に発生するケースも増えてきています。

胎内市では、福祉まるごと相談窓口*による相談体制を構築して、このような福祉課題の早期発見に努めるとともに、介護予防や疾病予防のための健康づくりに積極的に取り組んできましたが、核家族化や近所付き合いの希薄化等により、不安や問題を抱える方々を支える身近な力が弱まってきており、コミュニティソーシャルワーカー*の育成や地域での支え合い活動など共助*の取組の促進や多様な機関・制度が連携して問題に対応する体制の構築が求められています。

④ 産業の振興と観光の活性化

令和2年から世界的な拡がりを見せた新型コロナウイルス感染症は、感染拡大を防止するため人々の行動に自制を促し、経済活動の縮小を余儀なくされました。このため、胎内市では地域経済への深刻な影響を緩和するため様々な支援策を講じてきましたが、コロナ禍以前の状況に戻るまでは収束後も数年を要すると見込まれていることから、ポストコロナの新たな生活様式を見据えた事業の再構築など、引き続き事業者への必要な支援を行いながら地域経済の早期復興を目指します。

また、地域産業の振興と雇用の確保を図るため企業誘致や立地企業への支援を行う一方で、人口減少が続く中で労働力と人材の確保が課題として顕在化してきています。とりわけ農業分野では、従事者の高齢化の進行や後継者不足等もあり、担い手の減少や耕作放棄地の増大が懸念されます。

また、胎内市の特徴の1つである観光分野では、新型コロナウイルス感染症の影響により観光入込客数が減少していますが、更なる活性化に向けて、周遊を堪能できる観光ルートの確立や二次交通手段の確保等が重要な課題になっています。

⑤ 環境・防災意識の高まりと情報技術革新

豊かな自然に恵まれた胎内市では、市民の多くがこの「豊かな自然」を暮らしやすさの要因としてあげており、自然環境の保全に対する市民のニーズが高くなっています。一方で、山・川・海を有する立地は、身近に様々な自然災害のリスクを抱えているということも意味します。

特に、東日本大震災以降、全国的に防災対策やエネルギー政策など、身の回りの環境を見直す意識が高まっており、高齢化に対応した地域の防災力の向上や自然環境と調和したライフスタイルの確立といった新しい課題が生じてきています。

更に近年では、人工知能（AI）、IoT*、ビッグデータ*の利活用といった都市構造にも影響を及ぼすような情報通信分野の技術革新が起きており、こうした新しい技術を活用したまちづくりを通じて、上記のような課題を含めた総合的な都市問題の解決が期待されています。

⑥ 協働の重要性

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対して、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することを目指す「地方創生」の取組が、平成26年度から全国一斉にスタートしました。胎内市においても、平成27年9月に「第1期胎内市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和2年3月に「第2期胎内市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「しごと」と「ひと」の好循環づくりと、「しごと」と「ひと」の好循環を支える「まち」の活性化に取り組んでいるところです。

一方、胎内市の財政状況は、合併以降の財政健全化の取組により、実質公債費比率*の大幅な低減を実現していますが、今後は人口減少による市税の減少や高齢化に伴う社会保障費の増大、老朽化する公共施設等を含めた社会基盤の維持管理の負担増加など、厳しい局面を迎えることが予想されます。

こうした状況の中で「地方創生」に取り組んでいくに当たっては、これまで以上に行財政の効率化を進めるとともに、市民、企業、NPO*などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、様々な行政分野において市民協働による取組を進め、地域の総合力を高めていくことが求められています。

第Ⅱ章 基本構想

1 胎内市が目指すまちづくり

<基本構想の枠組み>

- 1-1 基本理念
- 1-2 人口の展望
- 1-3 土地利用構想

2 まちづくりの目標と政策の方向性

- 2-1 子育て・教育・学び
- 2-2 健康・福祉
- 2-3 産業・雇用
- 2-4 生活基盤
- 2-5 自治・協働

1 胎内市が目指すまちづくり

<基本構想の枠組み>

基本理念(まちの将来像)

自然が生きる、
人が輝く、
交流のまち
“胎内”

まちの将来像を実現するための3つの基本方針

市民協働

選択と
集中

未来への
投資

基本政策

市民の暮らしの豊かさに関する内容

子育て
教育・学び

健康・福祉

産業・雇用

市民の暮らしを支える基盤と仕組みに関する内容

生活基盤

自治・協働

1-1 基本理念

(1) 市全体で共有するイメージ

胎内市は、第1次総合計画において、新市の進むべき方向を「自然が活きる、人が輝く、交流のまち」と定め、まちづくりに取り組んできました。

市民共有の財産である豊かな自然を生かしながら、住む人も訪れる人も視野に入れた、ここでしかできない産業や交流を展開し、自律的なまちづくりを目指すことを第2次総合計画においても継承し、以下のとおり基本理念を定めます。

自然が活きる、人が輝く、交流のまち “胎内”

自然が活きる

母なる胎内川や四季の変化に富んだ山並みをはじめとする豊かな自然と、安心して暮らせる生活基盤、更に先人達が築き上げてきた歴史・文化に囲まれた心安らぐふるさとを次世代に引き継ぐという思いを表しています。

人が輝く

“まちづくりは人づくり”と言われることもあるように、まちの発展を支え、これを継承していくのは“人”であるという認識のもと、行政だけではなく、市民ぐるみでの人づくりが大切にされ、市民一人一人が主人公として輝くことができるまちを実現するという思いを表しています。

交流のまち

近所同士の支え合いや関心を共有する市民のつながり、そして、足りないところは外の力も借りながら、人・もの・情報が行き交う活力のあるまちを実現するという思いを表しています。

(2) まちの将来像を実現するための3つの基本方針

基本理念である「自然が活きる、人が輝く、交流のまち“胎内”」に変わりはありませんが、まちを取り巻く環境がこれまでの10年（第1次総合計画の計画期間）とこれからの10年（第2次総合計画の計画期間）では異なります。

第2次総合計画では、社会情勢や胎内市の抱える課題に対応し、活力あるまちを次世代に引き継ぐため、次の3点を市政に共通する基本方針に据えて、基本理念の実現に向けて取り組んでいきます。

① 市民協働 ～市民と連携～

人が輝くまちづくりには、市民が自ら地域の今後の在り方を考え、その実現に向けて持てる力を発揮できることが重要です。そのために、行政にはこれらの活動を適切に支援することが求められています。

国や地方自治体の財政は厳しさを増す中、多様化する市民の価値観を反映し、まちの魅力や住みやすさを向上させるためにも、市民と行政の新しい関係のもと、まちづくりを協働で進めることが重要です。

② 選択と集中 ～限りある財源を真に必要とするところへ～

人口減少社会を迎える中、これまで整備してきた公共施設等を含めた社会基盤は、地域資源として胎内市の貴重な財産となっていますが、あらゆるものを等しく維持・更新していくことは、将来に向けて大きな負担になっていくという懸念があります。

これからの時代においては「ないよりもあった方が良い」という発想ではなく、真に必要で求められることを、まさに選択と集中を基軸にして様々な施策に取り組むことが求められています。

従来のままの考え方ではなく、行政評価等を踏まえながら、経営的視点も念頭に置いて、折に触れて再点検を行い、施設や事務・事業を整理または統合していくことが大切であり、そのことが、次の「③未来への投資」を行う余裕をつくるためにも必要となってきます。

③ 未来への投資 ～持続可能性を求めて～

少子高齢化の進展等により市内の若者が更に減少する懸念があることから、まちの活力が失われていくことのないように対応していくことが求められます。

これからの胎内市を支える魅力的な人材やこれを受け入れる雇用が存在し続けるまちであるために、まちの情報や魅力を発信し、地域内外の力をまちづくりに取り込むことが必要不可欠です。そのためには、長期的な視野に立って様々な地域資源の中から価値あるものを見つけ、それを育み・継承していくことが大切です。

またその際には、人材・産業を育成する教育やインキュベーション*の仕組みづくり、情報技術革新やビッグデータ*の活用といった若者や民間企業をひきつける新しい分野にも踏み込んだ取組とすることやこのような挑戦が新たな重荷とならないよう、狙いを定めて過大な投資を避けることも重要です。

1-2 人口の展望

胎内市の将来人口は、胎内市人口ビジョンで定めます。

1-3 土地利用構想

胎内市の豊かな自然をここでしかできない産業や交流に活用し、住む人にやさしく快適で、訪れる人にも潤いを提供する自然と共生するまちづくりに取り組みます。

① 都市的土地利用

- ◇ 市民活動や産業活動の基盤として、まちの活力の源となる都市的土地利用は、人口減少が進むことを考慮して、量的拡大を抑制し、質の充実を図るコンパクトで持続的なまちづくりを進めます。
- ◇ 中学校区のような生活圏を単位として、拠点性の維持・向上を図るとともに、公共交通等により相互連携を高めることで、高齢者や子育て世帯など誰もが健康に暮らし続けられるネットワーク型コンパクトシティ*を実現します。
- ◇ 工業団地の有効活用や交流の促進のため、道路・交通ネットワークの強化や交通結節点*の機能強化を検討します。

② 自然的土地利用

- ◇ 水源のかん養地や貴重な野生生物の生息地等となる豊かな自然は、胎内市の貴重な財産であるため、自然環境の保全・再生に継続して取り組みます。
- ◇ 山・川・海の代表的なレクリエーションの場では、美しい景観づくり、自然とふれあえる環境づくりを進め、自然環境の保全とともに、その利用の増進を図ります。
- ◇ 環境教育や企業の社会貢献活動等の優れた取組の拡充を図り、自然環境の保護と適切な管理を推進します。

③ 農林業的土地利用

- ◇ 担い手の不足が深刻な問題になることが懸念される農林業的土地利用は、生産性の向上や自然的土地利用と同様の農業・農村の有する多面的機能の保持に向けて、適切な維持管理に努めます。
- ◇ 生産性が高く規模拡大が比較的容易な箇所では、生産性の向上に重点を置いて、効率的かつ安定的な担い手への農地の集積を促進します。
- ◇ 中山間地域等の生産条件や交通等の生活条件が不利な地域においては、農業・農村の有する多面的機能の維持を念頭に、集落内での互助による営農や経営体の強化、グリーン・ツーリズム等の都市との交流・連携を促進します。
- ◇ 遊休農地や耕作放棄地となっている箇所等では、上記のような場所とは明確に区分して、自然に戻していくことも検討します。

2 まちづくりの目標と政策の方向性

基本理念を実現するため、次の5つの政策の柱を定めて、計画的にまちづくりを進めます。

基本理念 自然が生きる、人が輝く、交流のまち“胎内”

基本政策1 子育て・教育・学び
～子どもの成長、豊かな心と生きる力を育むまちづくり～

基本政策2 健康・福祉
～健やかで生きがいを持って暮らせるまちづくり～

基本政策3 産業・雇用
～人をひきつける活力のあるまちづくり～

基本政策4 生活基盤
～まちの成長を支えるしなやかな基盤づくり～

基本政策5 自治・協働
～市民と行政の協働によるまちづくり～

2-1 子育て・教育・学び

子どもの成長、豊かな心と生きる力を育むまちづくり

(1) 政策の方向性

- ◇ 親世代の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）と子世代の明るい未来を支える手厚い支援体制を構築し、結婚・出産・子育てを応援する社会の実現を図ります。
- ◇ 家庭、地域、学校等が一体となって子どもの成長を見守る環境づくりや、ふるさと体験学習や全国的にも優れたキャリア教育*といった特徴的な教育プログラムの提供により、ふるさとを思い、自らの目標と夢を持ち続けられるたくましい人材を育成します。
- ◇ 地域に根ざした歴史・文化資源にふれてその価値を発見したり再認識したりする機会や、こうした資源の魅力を地域内外に発信して交流する機会を設け、歴史・文化の継承と地域への愛着の醸成を図ります。
- ◇ 胎内市の豊かな自然環境や多様な生涯学習施設、スポーツ施設等を活用して、市民の自主的な活動を応援し、生涯学習や生涯スポーツ、まちづくりに取り組む市民の裾野を広げます。

(2) 5年後（令和8年）のまちの姿

- ◇ 市民が生活を楽しみ、まちづくりに主体的に関わり、それが更に人を呼び込むような好循環が生まれている。
- ◇ 適切なサポートによって、結婚・出産の希望をためらったり、諦めたりする人が減り、市内に若い世代の家族や子どもが増えている。
- ◇ 子育てや教育に際して周りから支援を受けた市民が、ある時期を経て、互助の精神で支援をする役割を担い、支援の輪が広がり、続いている。
- ◇ 生涯を通じて、歴史や文化を含めた知識の探究やスポーツ活動、まちづくり活動などを楽しみながら、生きがいや人とのつながりを得ることができるまちになっている。
- ◇ それぞれの関心事や得意分野を生かして活躍している大人を見て、自然に学習意欲や胎内市への愛着を持つ子どもが増えている。
- ◇ 胎内市の子育て・教育・学びに対する内外の評価が一層高まり、それらのことに魅力を感じ、胎内市を訪れたい・胎内市に住みたいという人が増えている。

2-2 健康・福祉

健やかで生きがいを持って暮らせるまちづくり

(1) 政策の方向性

- ◇ 健康診断・保健指導を受け、食事や運動、休養等の適切な生活習慣を身につける「疾病予防対策」と、人とのふれあいや生きがいを持つなどの「元気増やし対策」を推進し、生活の質の向上・維持を目指します。
- ◇ 医療・介護資源の拡充と地域の支え合いを推進し、拡大する高齢者福祉のニーズに対応する住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する体制（地域包括ケアシステム*）の構築を図ります。
- ◇ 各地域で行われているサロン活動*など地域のつながりの中で問題を早期に発見し、相談や支援に迅速につなげる体制を市民と協働で構築し、病気や障がい、生活困窮をはじめとする困難を抱えた人が自分らしく生活を送ることができる社会の実現を目指します。

(2) 5年後（令和8年）のまちの姿

- ◇ あらゆる人が自分の居場所や役割を見つけ、誇りを持って暮らし続けることができるまちになっている。
- ◇ 健康づくりや病気の予防に気を配る意識が浸透し、人とのつながりや生きがいをもって生き生きと活動する人が増え、医療や介護を必要とする人には適切なサービスが提供されている。
- ◇ 医療や福祉、ボランティア等の支えによって、自宅で親しい人に見守られながら安らかな最期を迎える人、それを希望する人が増えている。
- ◇ 助ける側・助けられる側の区別なく、困った時にはお互いに手を差しのべる支え合いの文化が地域に根付いている。

2-3 産業・雇用

人をひきつける活力のあるまちづくり

(1) 政策の方向性

- ◇ 中小企業を中心とする既存企業の振興拡充と新潟中条中核工業団地等への企業誘致という両輪によって、主要産業である工業・製造業を中心に地域経済の活性化や安定的で良質な雇用の確保を図ります。
- ◇ 生産の効率化や大規模化による生産性の向上、米粉や甘草を活用して進められている6次産業化*や特徴的な商品・サービスの開発による収益性の向上を推進し、魅力ある農林水産業の育成を図ります。
- ◇ 市内に不足する業種の展開や地域資源を生かした新たなチャレンジ、市内で独立・起業する技術者等への支援、再生可能エネルギー*をはじめとする次世代産業の育成によって、新たな活力と雇用の創出を図ります。
- ◇ 魅力のある市内企業や意欲を持った市民、地域・行政が協働して、交流人口および定住人口（UJI ターン*）の増加による地域経済の活性化や多彩な人材の確保を進めるとともに、次世代の働き手である子どもたちが市内企業を身近に感じるためのきっかけの創出を図ります。
- ◇ 歴史・文化を生かした体験型のプログラム等の提供による交流や教育の振興、飲食サービスや農畜産物等の製造・販売と連携した収益性の向上等により、胎内リゾートをはじめとする多様な観光資源や豊かな自然資源の更なる有効活用を図ります。

(2) 5年後（令和8年）のまちの姿

- ◇ 生産年齢人口*は減少するものの、地域経済の好循環が図られ、まちの稼ぎ（域外からの流入と域内の循環）が増加している。
- ◇ 安定した収入が得られ多様な働き方ができる職場が増え、進学で一度まちを出た若者のUターンや女性の就労が増加している。
- ◇ 豊かな自然等の地域資源を背景に様々なかたちで「胎内ブランド」が確立し、地域の人やお金の流れが活性化している。
- ◇ 市内に不足する業種の展開や市内での独立・起業など新たなチャレンジが生まれている。
- ◇ おもてなしの心をもって観光客を受け入れる体制が整い、胎内市を訪れるリピーターに加え、今まで胎内市を訪れたことの無い人も訪れて、魅力を感じる人が増えている。

2-4 生活基盤

まちの成長を支えるしなやかな基盤づくり

(1) 政策の方向性

- ◇ 市民との協働により白砂青松をはじめとする自然環境の保全を図りながら、自然体験や再生可能エネルギー*の導入等の自然を活用する取組を一体的に推進します。
- ◇ 大気・水・臭気・騒音の基準が遵守された快適な生活環境を形成します。
- ◇ 既存施設等を有効活用しながら、コンパクトなまちづくりと地域交通の利便性向上を進め、中心部と周辺部を有機的に連結し、快適で利便性の高い都市基盤の形成を図ります。また、産業を支える道路等の基盤の再整備や転入希望者の受け皿となる魅力的な住宅・宅地の確保等の都市の持続的な成長に向けた方策を検討します。
- ◇ いつ起きるか分からない地震等の自然災害、交通事故や犯罪被害等から市民の生命・身体・財産を守ることを目的に、ハード事業とソフト事業の両面から災害等に強いまちづくりを推進します。

(2) 5年後（令和8年）のまちの姿

- ◇ 自然環境と都市機能が調和する魅力的な環境が市内外の人をひきつけている。
- ◇ 豊かな自然がより魅力的な形で受け継がれ、市民の生活の中に自然とふれあう場面が広がっている。
- ◇ 高齢者や子どもが気軽に利用できる公共施設などを核にして、まちなかに人が集っている。
- ◇ 公共施設等を含めた社会基盤の維持管理や防災・防犯対策が適切に行われ、生活上の不安（将来への不安や安全面の不安）が解消されている。

2-5 自治・協働

市民と行政の協働によるまちづくり

(1) 政策の方向性

- ◇ 地域の特徴を生かしたまちづくりや次世代育成等の重要な課題に取り組んでいくため、市民との協働や産官学金労言*の連携、職員の能力向上等に努め、胎内市全体の問題解決力の向上を図ります。
- ◇ 市政やまちづくりに関する分かりやすい情報の提供や、市民の発意による事業や活動を応援する仕組みの構築を進め、社会参画・行政参画に関心の低い方々を含めた市民全体が当事者意識を持ち、協働のまちづくりが生まれる土壌の整備を図ります。
- ◇ 人権教育や啓発活動に取り組むとともに、生まれや性別、年齢や育った環境、外見的な違い等による差別や偏見のない社会の実現を目指します。
- ◇ 多様性の尊重と機会均等の原則のもと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）を実現する環境の整備や啓発活動を推進し、誰もが役割とやりがいを見つけることができる社会の実現を目指します。
- ◇ 行政評価を踏まえながら、まちづくりの新たな価値を創出することに資するような行財政改革を推進し、市民等の満足度を高める質の高い行財政運営に努めます。

(2) 5年後（令和8年）のまちの姿

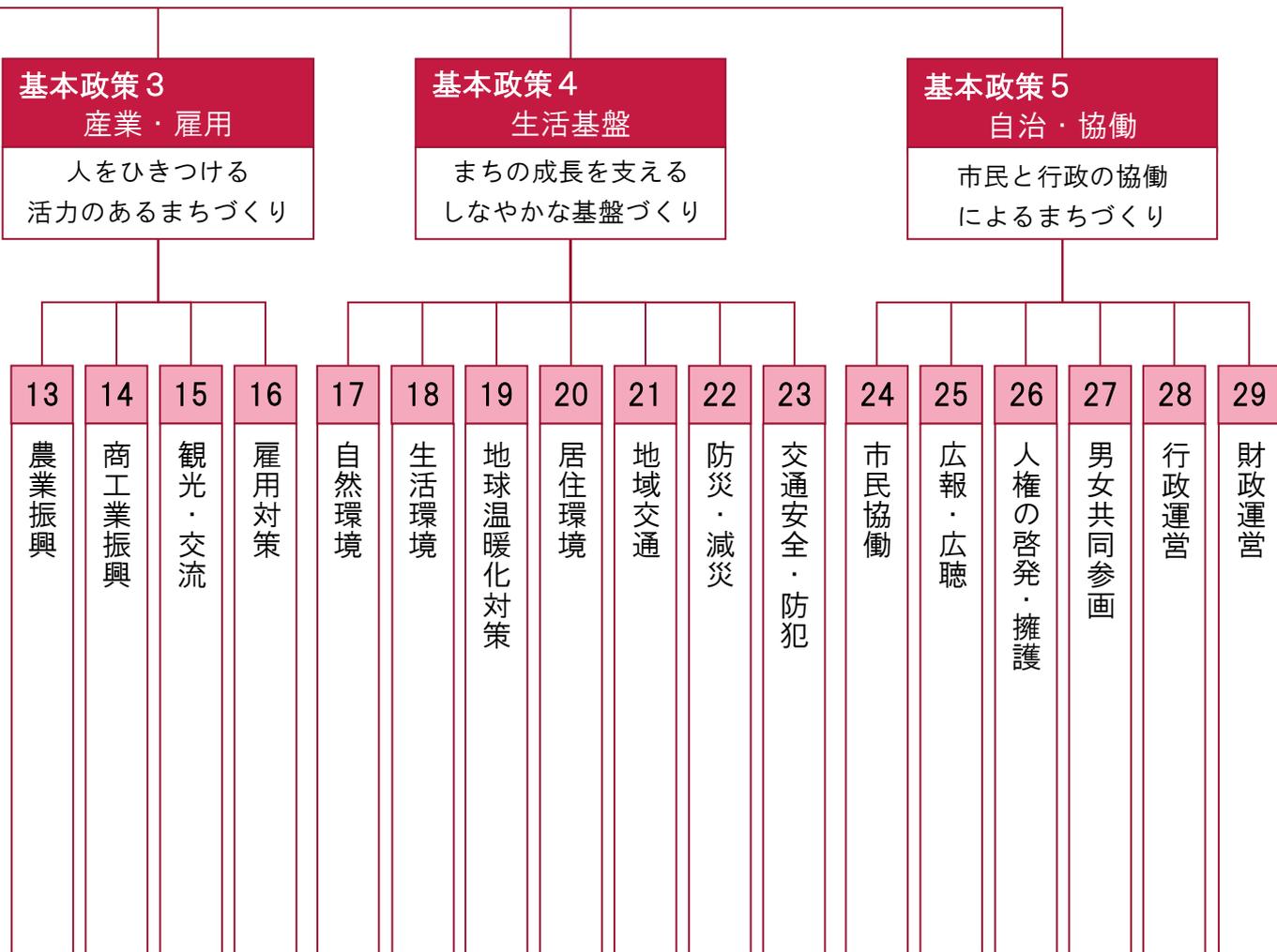
- ◇ 市民と行政との信頼関係が深まり、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識を持つ自立した市民・団体が活躍している。
- ◇ 家庭や仕事・学習、地域活動等を無理なく両立し、自助*自立の風土の中で、女性や若者の活躍がまちの新しい活力につながっている。
- ◇ 市民一人一人が自分の個性と能力を十分に発揮し、尊厳を持って生活できるまちになっている。
- ◇ 地域の課題解決に際して市民や地域の力、企業の力、行政の力が最大限発揮され、胎内市の公的サービスの水準が向上している。
- ◇ 効率的な行政運営によって胎内市の財政状況が改善し、時代に対応した新しいチャレンジができる余裕が生まれている。

第Ⅲ章 後期基本計画

＜後期基本計画の体系＞



3つの基本方針



50 52 54 56 58 60 62 64 66 68 70 72 74 76 78 80 82

後期基本計画では、基本政策を具体化していくための施策ごとに次の事項を示します。

- 5年後のまちの姿 : 施策により実現すべき5年後（令和8年）のまちの姿を示します
- 施策展開の基本的な考え方 : 5年後（令和8年）のまちの姿の実現に向けて基本となる考え方を示します
- 現状と課題 : 第1次、第2次胎内市総合計画に基づくこれまでの取組と現状、今後の課題を示します
- 施策の内容 : 施策を具体化していくための柱となる項目を示します
- 成果指標 : 施策の達成状況を検証するための目安となる主な指標を示します

1 子育て支援



■ 5年後のまちの姿

- ◇ 出産・育児と仕事の両立が図られ、多様なライフデザイン*を選択できています。
- ◇ 多様な育児支援制度や、子育てを温かく見守り・支える市民や地域の存在により、子どもが健やかに成長できる魅力的なまちになっています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、子育て世帯のニーズを把握するとともに、出産・育児と仕事の両立が図られるよう、企業等と連携し課題に取り組みます。また、子育て等についての相談体制を整備し、行政のみならず子育て世代が集う機会の創出を図ります。

市民等は、子育て世代を温かく見守るとともに、必要に応じて支援の手を差しのべます。そして、子育ての当事者は、悩みを抱え込まずに相談し合います。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内には公立私立合わせて保育園が6か所、認定こども園*が4か所あり、延長保育や一時預かりのほか、園開放等保護者からの保育ニーズに応え保育を実施してきました。 ● 病児・病後児保育については、保護者から開設の要望が寄せられていたため、平成29年に開設し、病児・病後児保育環境の整備を進めてきました。 ● 地域での子育てを支援する拠点として、ほっとHOT・中条をはじめ7か所に地域子育て支援センターを設置し、遊びの場や親子の交流の場の提供、育児相談、育児講座等を行ってきました。 ● 「育児の援助を受けたい方」と「援助を行いたい方」から登録をいただき、地域の支え合いの中で保育園等の降園後の預かり等の育児支援を行うファミリーサポートセンター*の運用を開始しました。 ● 国が運用する児童手当制度に加えて、18歳までの子どもを対象とした医療費の助成や第3子以降の保育料の無償化（所得が一定額以上の場合は半額）等の支援を行ってきました。 ● 小学生を対象とした放課後児童クラブでは受入れを6年生までとし、19時まで開設してきました。 ● 妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援を行う拠点として、平成30年度に子育て世代包括支援センター*を開設しました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年度の定住意識アンケート調査では、子育て支援制度の認知度が低下しているため、より一層の情報発信が必要です。 ● 毎年4月時点では入園希望者を全て受け入れることができていますが、年度途中での入園希望には対応し切れていない状況です。 ● ファミリーサポートセンター*の援助を受けたい登録者および利用実績が減少しています。 ● 発達障がいのある子どもを養育している家庭やひとり親家庭等、手厚い支援が必要な世帯が増加傾向にあります。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 少子高齢化が進む中、まちの宝である子どもを社会全体で支えていくことが一層重要になってきます。 ● 市内では、子育て世代の就業率が高く出産後も復職・就労を希望する割合が多いことから、親世代の仕事と育児の両立のために、支援制度の充実を図る必要があります。 ● 一部の子育てサービスの認知度が低いため、必要な世帯に必要な支援が行き届くよう認知度や利用実績の向上を図る必要があります。

(2) 施策の内容

① 保育や預かりサービスの拡充

- ◇ 待機児童の通年解消に向けて、特に3歳未満児保育の拡充を図ります。
- ◇ 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育の継続や、休日保育、病児・病後児保育の充実および質の高い保育の提供とこれを実現する保育人材の確保に取り組みます。
- ◇ 就労等により昼間保護者が不在となる家庭の小学生のために放課後児童クラブの開設を継続するとともに、受入体制の強化を図ります。

② 子育て世帯に寄り添う相談・支援体制の強化

- ◇ 助産師や保健師による家庭訪問、各種健診、子育て世代包括支援センター*の相談機能等の拡充を図ることで、妊娠期から切れ目なく子育て世帯と気軽に相談しやすい関係を構築します。
- ◇ ファミリーサポートセンター*の活動や保育園等の一時預かりの充実、医療機関との連携などにより、子育て世帯の悩みや相談に対応できる体制を整えていきます。
- ◇ 子育て世代が交流する機会を設け、孤立化を防止します。
- ◇ こころとことばの相談*事業を継続し、身近に相談できる医療支援体制を維持します。
- ◇ 医療費助成の対象となる範囲や保育園等の受入体制の更なる整備、各種助成の内容や対象の拡充を検討します。

③ 支援を必要とする世帯への対応の強化

- ◇ 健診等未受診の家庭を積極的に訪問するなど、問題を早期に発見し、保護者が悩みを抱え込まないよう支援を行います。
- ◇ 関係機関との連携を強化し、支援を要する子どもとその世帯への見守り体制を維持します。
- ◇ 各種手当による金銭的支援、家事援助等の生活支援やファミリーサポートセンター*の拡大等体制づくりを行い、支援を必要とする世帯を支えています。

④ 子育てに関する理解の促進

- ◇ 子育てを見守り支える社会をつくるため、各種啓発活動に取り組みます。
- ◇ 子どもを対象としたイベントや子どもの遊び場を設けることにより、子育てしやすい環境づくりを進めます。
- ◇ 祖父母の協力による子育てを後押しする体制づくりを推進します。
- ◇ 企業主導型保育事業*の展開や時短勤務・育休の推奨について、市内企業に働きかけを行い、実現に向けた検討をともに進めます。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
10月1日時点の待機児童数	0人	0人
ファミリーサポートセンター*において依頼に対して援助できた割合〔年間〕	100%	100%
子育て支援制度を認知している市民の割合 (アンケート調査)	60.7%	70.0%

2 子どもの教育



■ 5年後のまちの姿

- ◇ 子どもの成長や自立を支えるため、学校、保護者、地域や企業・団体等が積極的に協力して実現する質の高い教育環境が注目を集めています。
- ◇ 自分で考え学び、自己への責任と郷土への愛着と誇りを持ち、ふるさとと日本の将来に貢献できるようなたくましい人材が育っています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、学校や関係機関等と連携しながら、子どもの可能性を伸ばす優れた取組や教育環境の提供に努めます。

市民等は、地域で子どもを育てるという意識を持ち、子どもの成長や学校運営を見守るとともに、地域の一員としての意識が高まるよう、子どもたちが行う地域貢献活動を応援します。

(1) 現状と課題

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内には小学校が5校、中学校が4校あり、「教育は人をつくり、地域をつくる崇高な営み」という理念の下、ふるさと学習やキャリア教育*、外国語活動等様々な取組を展開してきました。 ● 学校施設の非構造部材の耐震化を実施しました。 ● 小中学校の全普通教室へエアコンを設置しました。 ● 胎内市学校施設の長寿命化計画を策定しました。 ● 国のGIGAスクール構想*に基づき、児童生徒1人1台端末の整備を行いました。 ● 学校給食において、地域の食材の提供をはじめとする食育に取り組んできました。 ● 経済的な理由で就学等が困難な人のために、学校給食費や学用品費等の一部を援助する就学援助制度、高校生や大学生等を対象にした無利子の奨学金制度を設けてきました。 ● 令和2年度から市内全小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクール*をスタートさせました。 ● 平成27年12月に実施した総合計画策定のための市民アンケート調査では、子どもの教育に関する満足度が高く、キャリア教育*の分野は市内の学校が平成27年度まで3年連続、平成30年度には市教育委員会が文部科学大臣表彰を受けました。また、地域学校協働活動の分野で、市内小学校が平成30年度に文部科学大臣表彰を受けました。 ● 学校給食センターが、学校給食優良共同調理場として平成29年度に新潟県教育委員会から、平成30年度に文部科学大臣から表彰を受けました。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の学習資源等を活用した体験学習を積極的に行い、地域への理解を深めたり、職業人の思いに触れたりすることで、地域への愛着、将来の夢や希望を育てています。 ● 各校ごとに、年間複数回の「学校運営協議会」を開催し、学校と地域と協働した教育活動を推進しています。 ● いじめ見逃しゼロの取組を市内全小中学校で推進した結果、早期発見、即時対応につながっています。 ● 不登校の実態把握と未然防止に取り組んでおり、家庭訪問等の適切な対応が行われています。 ● 市内中学校は、生徒数が減少傾向にあり、今後、小規模化が懸念されます。この現状を踏まえ、検討委員会を設置し適正規模等について検討を進めています。 ● 中条小学校の改築に向けて、事業に着手しました。 ● 特別教室へのエアコン設置を検討しています。 ● 学校施設のLED*化を進めています。 ● 市内には県立高校1校、私立高校1校、私立大学が1校立地していますが、市内に居住する15歳以上（専門学校生、大学生を含む）の通学先は、7割超が市外となっています。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年9月に実施した総合計画策定のための市民アンケート調査では、子どもの教育の充実が優先度の高い施策の1つとなっており、学校や地域住民等と連携しながら今後も優れた取組を継続して提供していくことが重要です。 ● 胎内市学校施設の長寿命化計画に沿って、経年劣化に対応した施設改修を確実に進めていく必要があります。また、子どもの数は減少していくことが予想されることから、今後の学校の在り方を検討する必要があります。 ● 子どもが志を持ち、希望する学校に進学ができるような教育環境の整備が必要です。

(2) 施策の内容

① 健康な心身と豊かな人間性を育む教育の提供

- ◇ 子どもの体力向上、芸術・文化活動、食育に継続して取り組みます。
- ◇ いじめや不登校の実態把握と未然防止に引き続き取り組みます。
- ◇ 特別支援学校や関係機関等と連携して、就学前から青年期、成人期以降まで継続性を持った教育相談支援体制を構築します。
- ◇ 国際的に活躍できる人材の育成を目指し、コミュニケーション能力を育む取組を推進します。

② 確かな学力を習得する教育プログラムの提供

- ◇ 「とらえる→考える→学び合う→まとめる」の学習過程を徹底する教師用の授業手引きである「胎内市授業スタンダード」を活用し、授業改善、学校と家庭が連携した家庭学習の習慣化を図る取組により、確かな学力を身につける子どもを育てます。
- ◇ 教職員の研修の充実、教育補助員の配置等により、指導力の向上を図ります。
- ◇ 1人1台端末を活用し、インターネットの活用やオンラインでの交流活動を取り入れた新しい学びのスタイルを創造します。

③ 学校・家庭・地域の連携によるふるさとを学び・つくる教育の推進

- ◇ 地域や市内企業・団体等と連携・協働して取組を進め、キャリア教育*の充実を図ります。
- ◇ 地域による学校支援活動（学校の教育活動や環境整備、子どもの登下校の見守り等）をより充実させていきます。また、放課後子ども教室や放課後学習支援を活用した学外の居場所・学びの場の開設支援等により、地域で子どもを見守り、育てる体制を構築します。
- ◇ 子ども会等の地域コミュニティの在り方を検討するとともに、活動への支援を図ります。
- ◇ 「地域とともに歩む学校づくり」の実現のために、コミュニティ・スクール*の活動を支援します。

④ 学校施設の長寿命化・最適化

- ◇ 子どもの教育環境に与える影響や利便性等を考慮しながら、将来の児童生徒数の減少に対応した学校の在り方を検討します。
- ◇ 校舎の長寿命化や機器設備の更新等、施設環境の整備を図ります。

⑤ 高等教育等の対策

- ◇ 経済的な事情により進学を諦めることがないように奨学金や家庭への支援を継続して実施します。
- ◇ 市内に立地する高等教育機関等と連携した学習機会や交流等により、魅力ある教育環境づくりに取り組みます。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
小学校での不登校（30日以上）児童の割合〔年間〕	0.75%	0.75%
中学校での不登校（30日以上）生徒の割合〔年間〕	3.12%	3.21%
全国標準学力検査（NRT）*の教科総合偏差値平均	小学校 52.4 中学校 50.1	小学校 56.0 中学校 52.0
大学等の高等教育機関進学率	67.8%	72.5%

3 結婚・妊娠・出産しやすい環境づくり



■ 5年後のまちの姿

◇ 若者が結婚・妊娠・出産の希望を叶え、市内には新しい家族や子どもが多く暮らしています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、結婚・家族の在り方等に関する啓発を行うとともに、結婚・妊娠・出産に関する市民の希望を叶えるサポートを行います。

市民等は、若者に対するライフデザイン*の学びの機会や出会いの場にもなるような空間・イベントづくりに協力します。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 出会いの場となる交流イベントの開催やイベント情報等を提供する「たいない交流・出会いサポートメール」の登録・発信を行ってきました。 ● 定住自立圏*事業として、新発田市、聖籠町と連携し、婚活イベント・ライフデザイン*セミナー・個別相談会を開催しました。 ● 胎内市が主催・共催・後援する婚活イベント等を通じて結婚し、一定の要件を満たした夫婦に対し、結婚記念祝品（胎内市の特産品）を贈呈しました。 ● 不妊に悩む夫婦を対象に、高額な治療費の負担を軽減するため、県の事業に上乗せして助成してきました。 ● 子育て世帯の経済的負担の軽減のため、妊産婦医療費助成を行ってきました。 ● 家庭や地域で少なくなった乳幼児と触れ合う機会を補う場として、中学生を対象にした赤ちゃんふれあい教室を実施しました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 定住自立圏*事業として、婚活イベント等を開催することで、毎回一定数の市民が参加しています。 ● 婚活イベント等を通じて結婚し、結婚記念祝品を贈呈した夫婦は2組となっています。 ● 令和元年の合計特殊出生率*は1.37となっています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えることが少子化や人口減少に歯止めをかける1つの対策となりうることから、事業の成果を見ながら実施内容を改善していく必要があります。 ● 結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備や定住促進を図るための補助制度を検討していくことが必要です。 ● 結婚に対する意識の醸成に向け、中学生から20歳代を対象に、家族・結婚・妊娠・出産・子育て等将来の人生設計（ライフデザイン*）を具体的に考える場を設けるなど、一人一人が自分らしい結婚や家庭生活を実現できるよう応援することが求められます。 ● 婚活イベントや個別相談会等への市民参加は増えてきているものの、新規申込者が少ないことから、様々な機会を通じて周知していくことが必要です。

(2) 施策の内容

① 出会いの場づくり

- ◇ 県事業である「ハートマッチにいがた*」を通じて、登録者の出会いをサポートします。
- ◇ 定住自立圏*事業として、婚活イベントや個別相談会等を開催します。

② 結婚・妊娠・出産への意識醸成と支援

- ◇ 生徒・学生や未婚者を対象にライフデザインセミナー*等を開催して、若者が結婚・妊娠・出産を含めた将来の人生設計を前向きに考える後押しをします。
- ◇ 子育てや教育等に関する支援制度の PR、検診および医療費の助成等を行うことで不安感や負担感の軽減を図ります。

③ 妊娠・出産を支える相談・医療体制の充実

- ◇ 妊娠期からの切れ目のない相談しやすい関係づくりやパパママ学級*の実施により、手厚い相談・支援体制を構築し、妊娠・出産に対する不安の解消や母子の健康の増進を図ります。
- ◇ 安全で安心できる妊娠・出産のため、市内および周辺の医療関係者と連携を図りながら周産期医療*体制の整備に取り組みます。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
出会い等に関するイベント等の市民参加割合	23.9%	30.0%
ライフデザインセミナー*の参加者数〔年間〕	97人	100人
出産後、助産師・保健師等からの指導を十分に受けることができたと答える人の割合〔年間〕	96.7%	97.0%



ライフデザインセミナー*の様子

4 郷土の歴史・文化



■ 5年後のまちの姿

- ◇ 歴史・文化に触れることを通じて、多くの市民が郷土への関心や愛着を深めています。
- ◇ 歴史・文化に関心を持つ市民による自主的な取組が生涯学習活動や地域の活性化につながっています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、まちの財産である文化財等の保存・継承に責任を持つとともに、その実現のために文化財等の魅力を伝え、その活用を図ります。

市民等は、身近なまちの歴史や文化に関心を持ち、その魅力について周りに積極的に伝えることに努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史と自然が豊かな胎内市では考古資料と天然記念物を中心に 90 件超の国・県・市指定文化財があり、この文化財の保護と維持管理を行ってきました。 ● 胎内市の歴史・文化を後世へと伝えるため、奥山荘歴史館、黒川郷土文化伝習館、桃崎浜文化財収蔵庫、柴橋考古資料室・民俗資料室、シンクルトン記念館等の施設で文化財をはじめとする歴史・文化資源の保存と公開を行ってきました。 ● 施設運営等を通じて文化財保護団体やボランティアガイドの育成に取り組んできました。 ● 城の山古墳を題材にした文化財シンポジウムや燃水祭、板額の宴といった地域の歴史に触れるイベントの開催や、文化財を解説する説明板の設置等を行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 国指定史跡奥山荘城館遺跡・城の山古墳等を中心に遺跡の発掘調査が完了したもののから整備、公開を進めているほか、指定を新たに受けた文化財が年間 1 件程度増えていきます。 ● 総合学習やふるさと体験学習等の機会に文化財関連施設を活用していますが、利用者数がおおむね横ばいとなっており、目標値には届いていません。 ● 平成 19 年から胎内市でも国登録有形文化財登録活動をスタートし、これまでに市内の廻船問屋、料亭、土蔵、神社など合計 11 か所 (23 件) が登録されています。 ● 坂井神楽保存会、鉾江芸能保存会および築地獅子舞保存会の神楽舞や獅子舞が市の無形民俗文化財に指定されているほか、他団体等も伝統芸能の保存と継承に取り組んでいます。 ● 文化財の保護や各種イベントの開催に当たり、200 名以上の会員を有する奥山荘郷土研究会や板額会、中条會津八一会等の団体の協力を得ているほか、歴史や街並みを紹介する胎内市観光ボランティアガイド等多くの個人から協力が得られています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和 3 年 9 月に実施した総合計画策定のための市民アンケート調査では、「建造物や遺跡の保存・調査活動」に触れる機会を望む声が多いため、文化財等を通じて、広くまちの歴史・文化を学べるような総合的な取組が必要です。 ● 地域コミュニティの中心であり文化財を収蔵することも多い寺社仏閣が全国的に存続の危機を迎えていると言われており、文化財以外の歴史・文化資源についても保存・継承していく仕組みづくりが必要です。 ● 無形文化財については、存続に向けて活動する団体はあるものの、全体として担い手は減少傾向にあり、対応が必要です。

(2) 施策の内容

① 文化財の調査と保護

- ◇ 貴重な歴史・文化資源が失われないよう、遺跡の調査・発掘、郷土資料の収集・保管、収集済の文化財の保存・活用を計画的に行います。
- ◇ 分散して立地している複数の文化財関連施設で巡回展を開くなど、市民が多くの歴史・文化に触れ、学ぶことができる機会を提供します。

② 伝統文化の保存と継承

- ◇ 生涯学習や地域活性化の取組と連携して、各集落に伝わる神楽舞や獅子舞等の伝統芸能や祭り等の行事を継承する団体等への新たな支援策を検討します。
- ◇ 学校との連携により、総合学習やふるさと体験学習の中で、子どもが地域の歴史や伝統芸能に触れる機会を増やします。

③ 歴史・文化資源を生かした地域の活性化

- ◇ 文化財シンポジウムの開催や説明板の設置、既存の史跡公園等施設の積極活用や ICT*を活用した文化財に関する多角的な情報発信に取り組みます。
- ◇ 寺・神社を中心とした祭礼等の営み、周りの市街地景観といった周辺環境も含めた文化財を取り巻く歴史的風致の維持等に取り組みます。
- ◇ 地域の活性化に取り組む市民団体の支援や地域の魅力発見やモデルルートの作成、語り部の育成等の講座の開設等を通じて、その土地の物語を掘り起こし、発信する取組を支援します。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
国県市指定文化財数〔累計〕	100件	102件
伝統芸能等保護活動団体数	10団体	10団体
文化財施設（奥山荘歴史館、黒川郷土文化伝習館、シンクルトン記念館、胎内市美術館および桃崎浜文化財収蔵庫）の入館者数〔年間〕	11,564人	12,000人



国指定重要文化財乙宝寺三重塔

5 生涯学習



■ 5年後のまちの姿

- ◇ あらゆる年代の市民が芸術に触れ、学ぶ意欲を満たし、学んだことを生かしたり、発表したりすることができる場があるまちになっています。
- ◇ こうした活動を通じて、生きがいや多世代とのつながりを持ち、豊かな人生を送る市民が増えています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、芸術に触れる機会や活動場所の確保、団体間の交流の促進、情報提供等の支援によって、市民が生涯学習活動に取り組みやすい環境づくりと自主的な活動の支援を行います。

市民等は、芸術鑑賞や芸術活動を含めた多様な学習機会への積極的な参加や企画・運営への参画を通じて自ら学び、交流するよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内には公民館や図書館、産業文化会館のほか、胎内昆虫の家、胎内自然天文館、胎内クレーストーン博士の館、胎内陶芸体験館、美術館等の展示・観覧施設があり、それぞれの施設で多様なイベントや学習・体験等の市民講座を企画・開催してきました。 ● 市民からの申請に基づいて、社会教育関係団体の認定を行い、認定団体に対して各種情報提供、団体間の交流・連携の促進、社会教育施設の使用料の減免等の支援を行ってきました。 ● 市民が実施する文化・芸術分野を含む様々な活動に対して助成してきました。 ● 市民の日頃の活動成果を発表する場として、胎内市美術展覧会、ジュニア美術展覧会やマナビップフェスタ等のイベントを開催してきました。 ● 平成 27 年に胎内市乙地区交流施設（きのと交流館）が、平成 28 年に胎内市美術館がオープンしました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 公民館や図書館、展示・観覧施設の多くは、その利用者数が減少傾向にあり、目標値には届いていません。 ● 生涯学習活動の拠点となる中央公民館と図書館は、耐震改修を行いましたがいずれも築 60 年以上経過しており、機能面や維持管理の面で問題を抱えています。 ● 市内では社会教育関係団体の認定を受けたものだけで 40 の団体が活動していますが、構成員は固定化・高齢化しており、今後、存続に不安のある団体もあります。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化が進む中で生涯学習のニーズや重要性が一層高まることが予想されるため、限られた人の活動から、より多くの人に関わり、誰でも気軽に参加できるものへと生涯学習の輪を広げていく必要があります。 ● 若い世代に対して、変化の激しい現代社会における生涯学習の重要性を伝えるとともに、学びの機会とその場所づくりが必要です。 ● 新たな生涯学習施設についての構想を策定し、その整備を進めます。

(2) 施策の内容

① 市民が参加しやすい多様な学習機会の提供

- ◇ 音楽や美術等の芸術に触れる機会を確保するとともに、イベントや市民講座を継続して開催します。
- ◇ 専門知識や特技を持った市民、学校、市内の企業やNPO*等の団体と連携し、文化財、高齢福祉等各種分野の取組を巻き込んで、イベントや市民講座の魅力向上や対象年齢の拡大を図ります。
- ◇ イベントや市民講座は、できるだけボランティア等の地域の協力者を巻き込んで実施し、そのボランティアをきっかけに生涯学習活動に参加する人が増えるよう努めます。

② 市民による自主的な活動の育成・支援

- ◇ 自らの知識や特技を生かして市民講座を開きたい人、市民講座後も自主的に学習を継続したい人、地域で作品展を開きたい人等“活動したい人”を募って活動場所の紹介、仲間集めの助言、広報の手伝い等の支援を行います。
- ◇ 活動の目標ともなる成果発表の場や他団体とノウハウを共有する機会となる場を設ける等、生涯学習団体が活動を続けやすい環境を整備します。
- ◇ 市民による様々な活動や講師等の情報をデータベース化し、市民が気になる活動を見つけ、参加しやすい環境を整えるとともに、市民の参加や活動団体同士の交流を促すコーディネーターを配置して、ある時は参加者が主催者や講師となり、またある時は講師が運営を支える裏方となるような循環型の生涯学習社会の実現を目指します。

③ 活動拠点の整備

- ◇ 生涯学習をはじめとする市民活動の拠点にふさわしい機能を確保するため、施設の老朽化対策の中で施設内容を充実させる建替えや改築、相乗効果を生み出す施設の集約化も考慮しながら適正配置等を検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
生涯学習に関するイベント・市民講座実施回数〔年間〕	79回	141回
生涯学習に関するイベント・市民講座参加者数〔年間〕	8,629人	24,700人
月1回以上定期的に活動している生涯学習活動団体数〔年間〕	70団体	70団体

6 生涯スポーツ



■ 5年後のまちの姿

◇ 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず多くの市民が生活の中でスポーツに親しみ、心身ともに健康的な生活を送っています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、身近な活動場所となる体育施設等の適切な管理、活動団体に対する支援、スポーツを見て楽しむ機会の創出等によって、市民が生涯スポーツ活動に取り組みやすい環境づくりと交流の促進を進めます。

市民等は、体育施設等の利用・観戦マナーを守りながら、自身の健康・体力の状態に見合った運動・観戦・ボランティア等を通じて多様なスポーツ活動を定期的・持続的に実施するとともに、活動の輪を広げるよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内には、総合グラウンドや各地域の体育館、国際交流公園テニスコート、山村広場（胎内球場）や海洋センター等様々な運動施設があるほか、平成 28 年 5 月にはランニングコースやトレーニングルームを擁する総合体育館（通称「ぶれすぽ胎内」）がオープンしました。 ● スポーツ団体を支援するため、生涯学習施策と同様に社会教育関係団体への支援を行ってきたほか、市内のスポーツ団体への補助金の交付やスポーツバスの運行も行ってきました。 ● 市民がスポーツに親しむ機会として、スポーツフェスティバルをはじめとするレクリエーションプログラムを取り入れたイベントやスポーツ教室を開催してきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内には上記運動施設のほかに、スキー場や海水浴場、ゴルフ場等自然の中でスポーツを楽しむことができる場所が多く存在します。 ● 市民の利用が多い施設、合宿やレジャー目的で市外の人利用が多い施設等利用状況は様々で、利用者数が目標値に達していない施設も存在します。 ● 黒川体育館や旧小学校の体育館を利用した地域スポーツ施設がおおむね築 40 年を経過して老朽化が進んでおり、令和 4 年度に黒川体育館の利用を廃止し解体します。 ● スポーツ少年団やスポーツ団体への支援を行っているほか、平成 23 年 2 月には総合型地域スポーツクラブ「わくわくたいない」が誕生するなど、老若男女がスポーツに親しむ環境が整いつつありますが、令和 3 年 9 月に実施した総合計画策定のための市民アンケート調査では、生涯スポーツ活動等に「よく参加している」または「ときどき参加している」という回答は全体の 2 割程度にとどまっています。 ● 平成 26 年に私立開志国際高等学校が開校し、バスケットや柔道、卓球、ラグビーなど多くの選手が全国大会で活躍する姿が見られるようになったほか、各種種目で中学生が全国大会に進出するなどの活躍が見られます。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● ぶれすぽ胎内は競技スポーツだけでなく、健康・体力づくりに配慮した機能を持つ施設であることから、今後もより多くの市民が生活の中でスポーツに親しめるような環境や機会を整備していくことが必要です。 ● 令和 3 年に開催された東京オリンピック・パラリンピックを契機として、障がい者スポーツに対する理解や裾野の拡大を図ることが重要です。 ● 地域スポーツ施設の老朽化が進んでいますが、市内に多数存在するスポーツ施設の全てを今後も維持していくことは財政上困難であることから、廃止を含めた対応を検討することが必要です。

(2) 施策の内容

① 習慣的な運動につながる多様なプログラムの提供

- ◇ 総合型地域スポーツクラブやその他の活動団体と連携し、医療・福祉分野の取組を巻き込んで、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず参加したくなるようなプログラムの提供に取り組みます。
- ◇ 子どもがスポーツに触れるきっかけや体力向上、社会性を培う貴重な場となっているスポーツ少年団・スポーツ教室の活性化に向けて、指導者の育成や負担軽減、親子で参加できるプログラムの提供等に取り組みます。
- ◇ 砂浜、登山道、河川堤防等で、自然に親しみながら健康・体力づくりにもつながる運動ができるような環境整備を検討します。

② 施設の適切な維持管理と利用促進

- ◇ 各施設については、体育施設としての利用状況や市民の利便性に加えて、防災機能等を総合的に評価し、廃止を含めて今後の利用計画を検討します。
- ◇ 管理運営や利用促進に民間のノウハウや資金、人材を積極的に活用して、施設の有効活用を図ります。
- ◇ ぶれすば胎内、総合グラウンド、リバーサイドパーク等の拠点施設が集積するエリアを健康・体力づくりの拠点と位置付け、障がいのある人を含めた多様な市民が利用しやすい環境づくりをソフト、ハードの両面から検討します。

③ スポーツを通じた交流の促進と地域の活性化

- ◇ 市内外のスポーツ団体、選手等との交流を通じて、競技者だけでなく一般市民も観戦・応援やボランティア等でスポーツの魅力に触れる機会を創出します。
- ◇ レベルの高い競技を見る、専門家から指導を受ける等により、トップアスリートを目指すきっかけづくりや市民のスポーツ活動に触れる機会の増大を図ります。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している市民の割合(アンケート調査)	男 21.1% 女 17.9%	男 26.9% 女 21.0%
ぶれすば胎内(トレーニングルーム)の延べ利用者数〔年間〕	12,779人	18,000人
スポーツ・ツーリズム*イベント参加者数〔年間〕	148人	1,000人

7 健康づくり



■ 5年後のまちの姿

◇ 市民が疾病の予防や悪化防止に努め、生きがいや張り合いを感じながら生活を送っています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、市民の心と体の健康を守るため、健康に関する啓発や専門的な指導、市民活動に対する支援等を行います。

市民等は、自分の健康は自分で守るという意識の下、適切な生活習慣を心がけるとともに改善し、各種健康診査や元気づくりプログラム等に積極的に参加するとともに、関心のあるボランティア活動に参加します。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康対策については、病気を減らす「疾病予防対策」と、生きがいや触れ合いを増やす「元気増やし対策」を2つの柱に据えて、総合的な健康づくりに取り組んできました。 ● 疾病予防対策では、各種健康診査、健康相談、健康教育、予防接種等を実施しています。これらを実施するに当たっては、多くの市民に利用してもらえるように、個人通知や広報等による案内、保健推進員*等の地区組織を活用した呼びかけを行ってきました。 ● 元気増やし対策では、健康づくりボランティア（元気ふれあい広め隊）を育成し、市民協働で元気づくりプログラムやイベントを企画・運営し、多くの市民に元気づくり（生きがいや触れ合いを増やすこと）を広める活動を、ほっとHOT・中条とにこ楽・胎内を拠点に行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康づくりの重点課題を生活習慣病対策、歯科保健対策、自殺予防対策、元気づくり対策の4つに定め、取組を進めています。 ● 特定健康診査の受診率は少しずつ増加傾向にあったところ、新型コロナウイルス感染症の影響のため若干低下し、目標である60%には届いていない状況です。また、特定健康診査の結果では、HbA1c*の値が保健指導以上のレベルに該当する人の割合が県平均よりも高い状況です。 ● 元気ふれあい広め隊の活動では、新型コロナウイルス感染症の影響のためイベント等の大勢の人が集まる活動を中止したこともあり、元気づくりプログラムの参加者は減少し、生きがいや触れ合いを増やす「元気増やし対策」の活動についての認知度を上げることができない状況です。 ● 新型コロナウイルス感染症により、健康や社会生活に影響がもたらされています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の増加に伴い、医療・介護の需要増大が見込まれることから、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、保健事業と介護予防を効果的かつ効率的で、高齢者一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応を行っていくため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進していく必要があります。 ● 若い世代から健康づくりに関心が持てるように働きかけ、適切な生活習慣を身につけることができるような支援が必要です。 ● 新興感染症に対応できるような全庁的な対策行動計画を整備しておく必要があります。

(2) 施策の内容

① ライフステージに合わせた健康づくりの推進

- ◇ メタボリック症候群対策、糖尿病対策、ロコモティブ症候群*対策、子どもの肥満対策等、目的や年齢に合わせた生活習慣改善のための知識や実施方法の普及に努めます。
- ◇ 全身の健康維持につながる歯と口腔の健康のため、歯科健診や歯科指導の拡充を図ります。
- ◇ 健康づくりのため、ほっと HOT・中条、にこ楽・胎内、ふれすぽ胎内の利用促進等の方策を検討し、地域での「通いの場」等で自宅でも継続できる運動の実践や運動に取り組めるような仕組みを構築します。

② 早期発見・早期治療の体制強化

- ◇ 特定健康診査とがん検診の受診率向上に向けて、実施場所の拡大や無料クーポンの配付といった取組を継続するとともに、未受診者の実態把握を行って新たな対策を検討します。
- ◇ 市内企業等と連携して、働き盛りの世代に対する疾病予防の働きかけを拡大します。

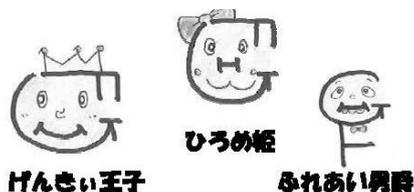
③ 元気・ふれあい・生きがいづくりの推進

- ◇ 市民協働による健康づくり活動の拠点であるほっと HOT・中条とにこ楽・胎内を中心に、元気ふれあい広め隊の育成と元気づくりプログラム等の充実を図ります。
- ◇ 地域包括支援センター*（介護予防・日常生活支援総合事業*等）や生涯学習、生涯スポーツの各分野と連携して、市民による地域でのサロン活動*、サークル活動等を促進します。
- ◇ ストレス等によるうつ状態や精神的不調の改善および自殺予防に向けて、相談支援体制の拡充や支援者となる市民を対象にした研修等の開催に取り組みます。

(3) 成果指標

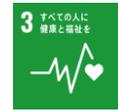
指標	現状	最終目標 (令和8年度)
国民健康保険加入者の特定保健指導*該当者出現率	12.3%	10.0%
8020（20本以上の歯を有する75歳から84歳まで）を達成している市民の割合（アンケート調査）	42.6%	45.0%
1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している市民の割合（アンケート調査）[再掲]	男 21.1% 女 17.9%	男 26.9% 女 21.0%
胃がん検診受診率	6.8%	40.0%
自分は健康だと思う市民の割合（アンケート調査）	80.9%	82.0%

GFH（元気ふれあい広め隊）ロゴマーク



ロゴマークの由来
 GFH（元気ふれあい広め隊）の名のごとく、「元気な王子」と「元気を広めることが大好きな姫」と「ふれあいを大切にする男爵」の3人組です。“3人寄れば文殊の知恵”というように、この3人が集まると元気いっぱい！みんなが元気になるアイデア盛りだくさん！

8 医療体制づくり



■ 5年後のまちの姿

◇ 市民が近隣市町を含む身近な場所で必要な医療サービスを受けることができ、住み慣れた自宅等で最期を迎えることを選択できるまちになっています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、市民の生活を支える医療・救急医療の確保に努めます。

市民等は、かかりつけ医を持つことや救急医療の適正利用を心がけます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内には病院が2か所、診療所が14か所、歯科診療所が14か所あります。このうち黒川診療所は市外の民間病院から医師の派遣を受け、週1回の診療を継続し、黒川診療所歯科及び歯科分室については、歯科医師への業務委託により診療を行ってきました。 ● 休日の一次救急医療（初期救急医療）*を確保するため、中条地区休日診療所の運営にかかる経費の一部を負担してきました。 ● 休日の二次救急医療*を確保するため、胎内市と新潟市、新発田市、阿賀野市、聖籠町の5市町で輪番制による病院運営事業を行ってきました。特に中条中央病院に対しては、担当医師を確保するために胎内市単独で補助金の交付等も行ってきました。 ● 在宅医療推進のため、新発田市、阿賀野市、聖籠町と協定を結び、新発田北蒲原医師会に業務委託して取組を進めてきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 胎内市を含む下越医療圏域*は、人口10万人当たりの医師数が全国平均および県平均を下回っており、全国的にも医療資源の少ない地域に挙げられています。特に胎内市には産婦人科、小児科を主とする診療所や入院できる外科がなく、市外の医療機関に依存せざるを得ない状況に加え、近年は多くの市民が利用する村上市の県立坂町病院が地域医療構想の再検証対象となり、規模の縮小傾向が続いています。 ● 中条中央病院では医師不足で外科が閉鎖し、夜間・救急対応も非常勤の医師を確保して対応している状況です。 ● 高齢化が進み、高齢者等を中心に軽傷者の救急車利用が増加しています。 ● 高齢化の進展に伴い、複数の慢性疾患を抱える方や医療と介護の両方を必要とする方が増加しています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年9月に実施した総合計画策定のための市民アンケート調査では、「医療・保健体制の充実」は優先度が高いものの1つとなっており、市民のための医療・救急医療の確保に一層取り組むことが必要です。 ● 限られた医療資源を有効に活用するため、かかりつけ医を持つことや救急医療の適正利用を広める必要があります。 ● 今後も増加する高齢者については、自宅等の住み慣れた地域で治療を継続しながらも自分らしく生活でき、自宅でも安心して最期を看取られるような医療と介護の体制整備が必要です。そのためには、在宅医療を担うかかりつけ医等に対し専門医や多職種がサポートできるような連携の強化が重要です。

(2) 施策の内容

① 地域医療体制の確保

- ◇ 夜間や休日の医師の確保や高度医療機器の整備について、中条中央病院と連携し支援することで、救急医療体制の維持・強化を図ります。
- ◇ 限りある医療資源の効率的な活用に向けて、かかりつけ医を持つことの大切さや救急車および救急医療の適正利用に関する啓発を図ります。
- ◇ 関係市町村との協力関係の下、市民が安心して暮らせる医療体制の確保に継続して取り組みます。

② 在宅医療の推進

- ◇ 医師会や病院、その他の医療機関や介護サービス事業者等とともに、地域の医療・介護サービス資源を把握し、これを有効活用できるよう関係者や市民に対して情報提供します。
- ◇ 医療と介護の連携に向けて、関係者の顔の見える関係づくりや情報共有のための仕組みづくり、在宅医療が必要な人への調整支援を実施する相談窓口の充実を図ります。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
かかりつけ医を持っている市民（40歳以上）の割合 (アンケート調査)	72.5%	77.8%



中条地区休日診療所

9 地域福祉



■ 5年後のまちの姿

- ◇ “向こう三軒両隣” の関係のように、お互いを気づかい支え合う、人にやさしいまちになっています。
- ◇ 住民主体の支え合い活動を通じて、各種の生活支援サービスを含んだ共助*を担う組織が地域の中に生まれてきています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、地域の支え合い活動等に対する支援と公的福祉サービスのきめ細かい運用の両輪により、広く困難を抱える市民を支える体制を構築します。

市民等は、近所の様子を気にかけて、困った人にはお互いさまの精神で支援を行う地域づくりに取り組みます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度の狭間にいる方や複合的な問題を抱える方を支援するため、高齢福祉や障がい福祉、生活援護の各担当や民生委員、シルバー人材センター等と連携して対応に当たってきました。 ● 問題のある方を発見し必要なサービスにつなげるため、また公的な福祉サービスだけでは対応しきれないケースに対応するため、地域で支え合う体制づくりを進めてきました。 ● 地域支え合い体制づくり事業補助金を活用し、平成 29 年度から令和 2 年度までに 17 団体の立ち上げがありました。 ● 意欲のある個人を対象にした地域支え合いサポーター*を育成しました。また、地域の取組と公的な福祉サービスをつなげる専門職であるコミュニティソーシャルワーカー*の育成・配置を進めました。 ● 多世代で交流できる場として、多世代交流対応型サロン*を 1 か所開設しました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域支え合い活動団体の活動やお茶の間サロン*など、地域で人と人のつながりのある活動が徐々に増えてきています。 ● 育成・配置した地域支え合いサポーター*やコミュニティソーシャルワーカー*が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため活動ができず、うまく機能していない状況です。この影響から地域課題を把握することが難しく、旧小学校区等（15 地区）ネットワーク会議*についても実施していない状況です。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度の狭間にいる方は、問題があることに気付かれにくく、また複合的な問題を抱える方は、すぐに状況が深刻化するおそれがあることから、市民の協力を得ながらできるだけ早めに異変を発見し、必要な支援やサービスにつなげることが重要です。 ● 高齢化の進展や景気の低迷を背景に、支援が必要な方は今後更に増えることが予想されており、より多くの協力者の確保や相談・支援体制の充実を図る必要があります。 ● 市民による福祉活動に対する支援が様々な分野で行われていますが、こうした公的サービス以外の取組においても制度の狭間や分野による壁ができてしまうことがないよう、地域の福祉向上という 1 つの大きな視点から支援や働きかけを行う必要があります。 ● 地域支え合いの推進を図っていく必要がありますが、少子高齢化の影響もあり、地域の担い手不足が懸念されています。 ● 高齢化の進展や景気の低迷を背景に、支援が必要な方は今後更に増えることが予想されており、複合的な問題を抱える方は状況が深刻化するおそれがあることから、できるだけ早めに異変を発見し、必要な支援やサービスにつなげていくことが重要です。そのため、より多くの協力者の確保や相談・支援体制の充実を引き続き図る必要があります。 ● 問題を抱えた方を必要な生活支援サービス等につなげていけるよう、地域支え合いサポーター*やコミュニティソーシャルワーカー*が意欲的に活動し、お互いに連携を図っていけるようにしていくことが課題です。 ● 市民による福祉活動に対する支援が様々な分野で行われていますが、こうした取組によって、公的制度の狭間や分野を埋めていけるような取組をより進めていくことが必要となっています。

(2) 施策の内容

① 地域における異変発見の体制づくり

- ◇ 地域の異変発見の役割を担う人となる地域支え合いサポーター*の養成や、地域支え合いサポーター*と協力した住民による地域の見守り・サロン活動*の支援を行います。
- ◇ 地域支え合いサポーター*と民生委員、自治会・集落、老人クラブ、その他の自主グループ等の地域の主要な人材の関係づくりを支援します。
- ◇ 家庭を訪問する機会が多い新聞・郵便・宅配・ごみ収集等の事業者や電気、水道、ガス等のライフライン事業者、商店、コンビニ、スーパー、銀行等と、高齢者等の異変を早期に発見できるよう協力関係を築きます。

② 住民による支え合い活動の推進

- ◇ 自治会・集落等による地域の支え合いの体制づくりへの支援を継続するとともに、こうした団体と連携・協働して、空き家等を利用した子どもや高齢者の居場所づくりや、地域の福祉活動の拠点の立ち上げを推進します。
- ◇ 買い物や移動の支援、食事の提供といった地域の課題に対応する組織等の立ち上げを支援します。

③ 複合的な課題に対応する専門的な体制の強化

- ◇ 地域ケア会議*等の協議の場において、行政機関や地域住民、福祉事業者等の関係者のネットワークづくりと定期的な情報交換を行います。

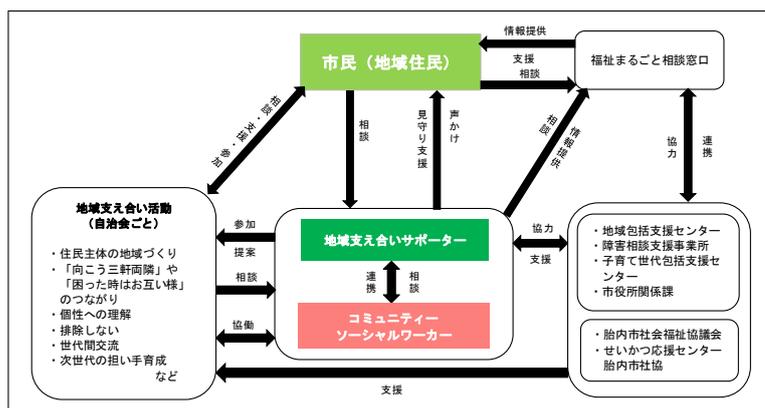
④ 分野の壁を越えた情報交換や交流の促進

- ◇ 支援制度やイベント等の開催の周知を行う際には、分野の壁を越えて役に立つ情報を手に入れられるよう健康・福祉・まちづくり等の様々な分野の情報を集約して提供します。
- ◇ ほかの地域の活動団体や関連する分野の活動団体と情報交換ができるような交流の場づくりに取り組みます。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
地域支え合いサポーター*認定者数〔累計〕	57人	68人
多世代交流対応型サロン*の数〔累計〕	1か所	4か所
コミュニティソーシャルワーカー*認定者数〔累計〕	17人	17人
旧小学校区等（15 地区）ネットワーク会議*開催地区数〔年間〕	0地区	15地区

地域支え合いサポーター*とコミュニティソーシャルワーカー等の位置付けと役割



10 高齢福祉

■ 5年後のまちの姿

- ◇ 介護サービスや家族・地域の支えによって、高齢になっても自分らしく、いつまでも住み慣れた地域で生活できるまちになっています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、関係機関・事業者の協力を得ながら、拡大する高齢福祉のニーズに対応した住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する体制（地域包括ケアシステム*）を構築します。

市民等は、生活支援や介護予防等の担い手として可能な範囲で活動するとともに、こうした資源を活用しながら自己管理に努めます。

（1）現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険制度を運用して、要介護状態にある方や要介護状態になるおそれがあり日常生活の支援が必要な方に対して、施設（特別養護老人ホーム等）・居宅（ホームヘルプ、デイサービス、デイケア等）・地域密着型*（小規模多機能型居宅介護等）の各サービスの提供を行ってきました。 ● 平成29年4月に、介護予防・日常生活支援総合事業*を開始しました。 ● 令和元年度に「福祉まるごと相談窓口*」を開設しました。 ● 老人クラブ活動や地域のお茶の間サロン*、高齢者の見守り訪問といった住民による公的サービス以外の取組の提供を支援してきました。 ● 支援が必要な高齢者に対して、外出支援サービス、配食サービス、寝具乾燥サービスや、軽易な日常生活支援サービスの提供を行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 65歳以上の人口とその構成比（高齢化率）は増加を続けています。令和2年度末現在 65歳以上の人口は10,208人、高齢化率は36%となっています。 ● 介護保険サービスの対象となる要介護認定者が増加しており、平成21年度から平成23年度には県下位だった胎内市の介護保険料は、増加傾向にあります。 ● 単身世帯が増加し、軽度の支援を必要とする高齢者が増えています。 ● 高齢化の進展に伴い、認知症の人が増加傾向にあります。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 75歳以上の後期高齢者の人数は令和12年まで増加を続けると予想されており、医療・介護のニーズが高まる一方で、それらに対応できないおそれがあることから、介護予防の推進により、元気な高齢者を増加させることと必要な施設やサービス事業者および専門職の確保が必要です。 ● 増加する高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅を中心に住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム*の構築が必要です。 ● 住民ボランティア、NPO*、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供できるようになることが求められています。

(2) 施策の内容

① 介護予防と生きがいづくり

- ◇ 介護予防リーダー*の育成を継続するとともに、地域独自に通いの場、地域のお茶の間サロン*、高齢者の見守り訪問等の活動を立ち上げようとする自治会・集落等の団体への支援を行います。
- ◇ 健康づくり、生涯学習、生涯スポーツ等関連する分野の取組と連携し、すこやか教室*等の介護予防プログラムや市民講座学級事業*等の生きがいづくりを実施します。

② 介護サービス・生活支援サービスの提供

- ◇ 高齢者の在宅での生活を支えるため、小規模多機能型や夜間対応等の介護サービス、買い物支援等の住民の支え合い活動をはじめとした生活支援サービスの提供を目指します。
- ◇ 施設型のサービスについては、市民のニーズを把握し事業者の意向を踏まえながら、その整備を進めていきます。

③ サービスの提供体制の整備

- ◇ 高齢者に関する総合相談窓口となる地域包括支援センター*を中心に、認知症への対応や介護と医療の連携、困難ケースや自立支援に向けた地域ケア会議*の開催等に取り組みます。
- ◇ 高齢者の生活実態を踏まえて、胎内市に合った地域包括ケアシステム*のあるべき姿を検討し、その実現を目指します。

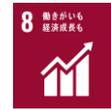
④ 安心して暮らし続けることができる環境整備

- ◇ 地域における異変発見の体制づくりを推進するとともに、自治会・集落等と連携して災害時要支援者に対する避難対応等に役立てます。
- ◇ 高齢者が住み慣れた家庭や地域で、安心して暮らし続けることができるように、バリアフリー化*をはじめとする住宅改修等を促進するとともに、まちなかの高齢者向け住宅等の整備を検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
住民主体で設置した介護予防のための「通いの場」数〔累計〕	29か所	32か所
第1号被保険者（65歳以上）の要介護（要支援）認定率	18.4%	18.1%
要介護（要支援）認定者の介護サービス利用者の割合	83.5%	85.0%
介護サービス利用者の居宅介護サービス利用者の割合	60.2%	61.0%

1 1 障がい福祉



■ 5年後のまちの姿

- ◇ 障がいのある人もない人もお互いに支え合いながら地域で共に暮らせるまちになっています。
- ◇ 障がいのある人も自分らしい生活を送ることができるよう必要な支援・体制が整えられています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、きめ細かな相談体制の下で、一人一人の支援に係る状況を確認し、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な支援を行います。

市民等は、障がいや障がいのある人への理解を深め、声かけや手助けなどの行動ができるよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい福祉の向上に向けた相談・支援の充実を図るため、障がい者基幹相談支援センターを設置しました。 ● 障がいのある人等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるため、地域生活支援拠点の整備を行いました。 ● 障がいに対する理解促進のため「胎内市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーションの促進に関する条例」を制定しました。 ● 介護や訓練、生活支援等の各種サービスを市内事業所と連携して提供してきました。 ● 医療費の負担軽減、重度の障がいのある人やその介護者に対する手当の支給等を行ってきました。 ● 障がいおよび障がいのある人に関する市民の理解を促進するため、障がい福祉フォーラム等の啓発・広報活動を行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者手帳の所持者は令和3年8月末現在、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を合わせて1,568人（市総人口の約5%）で、そのうち65歳以上がおよそ6割となっています。 ● 障害福祉サービスの利用者は年々増加している一方で、それを支える相談支援専門員をはじめ、福祉の人材の確保が困難になってきています。また、日中活動の場や医療的ケアが必要な人に対するサービスの不足が生じています。 ● 児童福祉のサービスについては、放課後等デイサービス事業所が市内3か所に開設され利用希望に対応できていますが、児童発達支援のニーズがあるものの事業所が市内になく近隣市町村の事業所で受け入れてもらっています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人の高齢化や発達障がいのある人等の増加が予想されているため、必要な方に必要な支援が行き届かない事態に陥らないようサービス提供体制の整備が必要です。 ● 障がいのある人の就労とその定着に向け、関係機関と連携して企業に対し障がい特性や支援の方法などを伝えるなど、働きやすい環境を整える取組を行います。 ● 「地域社会における共生」という障害者総合支援法の理念の下、障がいのある人もない人も共に地域で生活していく意識の醸成に向け、市民や企業、地域等に対する働きかけを強化する必要があります。

(2) 施策の内容

① 相談・支援体制の充実

- ◇ 支え合いの地域づくり等の取組とのつながりを深め、必要なサービスを受けていない方の掘り起こしや指定相談支援事業の利用促進を図ります。
- ◇ 障がいのある人の相談に適切に対応するため、指定相談支援事業所の体制強化やサービス提供事業者の充実を図ります。
- ◇ 増加傾向にある高齢ひとり暮らしや家族からの虐待といったケースに対応するため、介護保険分野をはじめとする関係者との情報共有等の連携強化を図ります。

② 就労・自立に向けた支援の拡充

- ◇ 障害者雇用促進法の周知や市内企業との協力による就労の場の拡大、各種訓練や就労支援サービスの提供等によって、障がいのある人の就労・自立を促進します。
- ◇ 子育て支援や教育分野の関係者と一体となって、未就学期から就学期、卒業後まで一貫して支援内容を把握し、継続性を持った相談・支援が行えるような体制を構築します。
- ◇ 健康づくりや生きがいづくりに寄与し、社会参加のきっかけともなるスポーツやアート等の活動を支援します。

③ 安心して暮らせる環境の整備

- ◇ 障がいのある人に対する差別の解消のため、市民等に対する積極的な情報発信や問題事例の収集、問題解決に向けた働きかけを行います。特に、増加傾向にある発達障がい等の見えない障がいに関する啓発に努めます。
- ◇ 公共施設におけるユニバーサルデザイン*の導入、移動支援事業所の充実やボランティアの育成等により、障がいのある人の外出や円滑な移動を支援します。
- ◇ 市災害時の対応を強化するため、事業所等と連携した災害時要支援者支援の取組を推進します。

④ 家族に対する支援の強化

- ◇ 相談機能の強化による不安の解消を進めるとともに、短期入所や託児サービス、福祉事業所や地域の支え合いによる生活支援の提供等により、家族の負担軽減を図ります。
- ◇ 障がいのある人の生活を支える当事者団体や家族会等の活動に対する支援を行います。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
相談への対応割合〔年間〕	100%	100%
就労移行支援・就労継続支援者数〔月平均〕	127人	135人
障がい福祉に関するフォーラム・アート展等の開催数〔年間〕	1回	3回

1 2 生活援護

■ 5年後のまちの姿

◇ 必要な人には必要な援護がなされ、稼働世帯*は就労支援等により自立した生活を送っています。

<施策展開の基本的な考え方>

行政は、生活に不安や困難を抱える市民に不安の解消と生活の安定を提供する複層的なセーフティネットを整備します。

市民等は、互いに交流を図ることで地域の中で孤立する人がいないように接し、生活に不安や困難を抱える方がいるときは、支援を求めやすいよう寄り添います。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活に困窮する方に対して、困窮の程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を送るために必要な保護費の支給を行ってきました。 ● ハローワーク等関係機関と連携して、稼働世帯*に対する指導や助言等の就労支援を行い、被保護者の経済的自立を促進してきました。 ● 保護には至らない生活困窮者に対して、就労支援や住居の確保、家計改善、子どもの学習等を総合的にサポートするための相談・支援体制の構築を進めてきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護受給世帯および受給者は令和2年度の月平均で112世帯、130人となっています。世帯数および人数は横ばい、保護率（人口1,000人当たり）も横ばい傾向にあります。 ● 就労支援に取り組んだ結果、令和2年度には稼働世帯*のほぼ半数に当たる4世帯が生活保護からの自立につながっています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護の相談は、本人や家族からの自発的な相談だけでなくほかの福祉制度からの引き継ぎや外部からの情報提供による場合もあり、このほかにも保護や支援が必要な人が存在すると思われることから、捕捉率を上げることが重要です。 ● 就労支援の取組は一定の成果をあげていますが、短期間で離職してしまうケースも存在すること、生活保護受給世帯のうち約7割が高齢者世帯、約2割が障がい者世帯・傷病者世帯で就労が困難なケースも多いことから、取組の強化や新たな対策の検討が必要です。 ● 生活保護に至る前の自立支援策の強化という生活困窮者自立支援法による生活困窮世帯に対する支援を強化するとともに、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう支援する、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨を鑑み、今後は子どもの育成・教育環境を整え、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐための取組の強化が必要です。

(2) 施策の内容

① 生活困窮者に対する総合的な対策の実施

- ◇ 関係機関や支え合いの地域づくりの取組等との連携を強化し、生活困窮者の早期発見を図り、状況に応じて支援や保護を行います。
- ◇ 緊急保護や就労支援、住居の確保、家計改善等の総合的な支援を柔軟に提供できる体制を構築し、保護には至らない生活困窮者に対する相談機能の強化を図ります。

② 稼働世帯*や子どもに対する自立生活支援

- ◇ 担当相談員や就労支援員、その他関係機関とともに、自立支援プログラムの提供や就労先の開拓を進め、稼働世帯*の就労支援、自立生活支援方策の充実を図ります。
- ◇ 庁内の関係部署が協力体制をとるとともに、関係機関と貧困状態にある子どもの生活状況を把握し、子どもの居場所づくりや放課後の学習支援等の対策を検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
稼働世帯*で就労支援により生活保護から自立（生活保護廃止）した世帯の割合	44.4%	45.0%

1 3 農業振興



■ 5年後のまちの姿

- ◇ 付加価値の高い農産物生産や特産品の開発を通じ、「胎内」の名が広く知られるようになっていきます。
- ◇ ブランド化を目指していく中で、胎内産の農産物等の流通量が増え、その結果として、農業従事者の所得が向上し、新規就業者も生まれています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、土地の状況や農業者等の意向を踏まえて、経営体強化や生産機能を高める取組を支援します。

市民等は、消費者として地場産品の積極購入やPRに努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 農道や水路の整備・改修、ほ場の大規模化等の農業基盤の整備を進めてきました。 ● 自らの創意工夫に基づき、農業経営の改善を進める計画を策定した「認定農業者」に対して、農地の集積や低利資金の融資、経営相談等の重点的な支援を行ってきました。 ● 集落・地域での話し合いにより地域農業の将来の在り方や今後の地域の中心となる経営体を明確化する「人・農地プラン」の実質化を図り、農地中間管理機構*を活用して経営体への農地集積・集約化を推進してきました。 ● 洪水や土砂崩れの防止・自然環境の保全・美しい風景の形成、農業生産条件の不利な中山間地域での生産活動の維持、堆肥を用いた土づくりによる環境保全型農業の推進といった農地の多面的機能の維持を目的とする共同活動に対する支援も行ってきました。 ● 米粉に関する協議体を発足させ米粉を用いた新商品の開発等を推進しているほか、新潟食料農業大学やJA胎内市、生産者で胎内産べにはるかのブランド化を進め、販売促進や商工会との連携による新商品の開発などに取り組んできました。 ● 砂丘地園芸の新規作物の取組として甘草の栽培を行いました。収益性が見込めないことから終了しました。 ● 雇用確保と所得向上を目指して、米粉の製造や新たな特産品の開発、ハムやワイン等の加工品の製造・販売をはじめとする6次産業化*に取り組んできました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業経営体数は2020年農林業センサスで1,033経営体と5年間で2割減少しています。 ● 農業の販売金額では米と畜産が2つの大きな柱となっています。 ● 広域農道等の大規模施設の老朽化が進んでいます。 ● 米粉に関する協議体を発足させ米粉を用いた新商品の開発等を推進しているほか、新潟食料農業大学やJA胎内市、生産者で胎内産べにはるかのブランド化を進め「はるかなた」と命名し、販売促進や商工会との連携による新商品の開発などに取り組んでいます。 ● 市営施設である胎内高原ワイナリーでは日本ワインコンクールで金賞を受賞するなど、高い評価を得ています。また、胎内高原ミネラルハウスでは超軟水に属する「胎内の水」を利用した商品開発販路拡大に努めています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業振興は、景観や国土保全の面からも重要であることから、今後も継続して経営所得の安定と資源の活用促進に取り組む必要があります。 ● 就業者の収入を向上し新たな担い手を確保するため、新たな作物の栽培や特産品の開発等、複合経営への転換や生産品の付加価値向上を進める必要があります。 ● 高齢化の進展や担い手不足により、遊休農地の増加が予想されることから、担い手の確保育成や中心経営体の経営強化が必要です。 ● 農業関連施設は老朽化が進んでいる施設が多く、多額の改修費用が見込まれるため、計画的な整備の検討が必要です。また、胎内高原ワイナリーではワイン増産に伴う原料調達への支援や胎内高原ミネラルハウスでは市場競争力の強化が必要です。 ● 胎内市ではツキノワグマ、ニホンザルやイノシシ等による農作物等への被害が増加しており、必要な有害鳥獣対策を含めて里地里山の今後の在り方を検討する必要があります。

(2) 施策の内容

① 特産品の開発、6次産業化*の促進や地域独自の取組の支援

- ◇ 胎内市の主要作物である米を用いた米粉、砂丘地をはじめとする園芸作物を活用した商品開発の支援、有機農業の推進と農薬や化学肥料の使用量削減等の啓発により高付加価値作物の開発を促進します。
- ◇ 商工業・観光分野と連携して、新たな加工品や特産品の開発、生産品の販路拡大に向けた情報発信力の強化等6次産業化*の取組を進める地域の農業者等を支援するとともに、市営施設の安定的な運営を推し進めます。
- ◇ 需要構造の変化に対応する新たな作物栽培への挑戦や研究を支援します。
- ◇ 学校等における食育の取組や宿泊施設・飲食店・スーパー等と連携して地場産品の地元消費の促進を図るため、地産地消認定制度の普及を進めます。

② 第1次産業を支える人材の確保

- ◇ 地域農業を担う認定農業者及び農業法人等の経営発展、新規就農や経営継承の取組を推進します。
- ◇ 高等教育機関等との連携による新規農業者や後継者の育成と確保を推進します。
- ◇ 地域おこし協力隊*制度を活用して集落・地域の活性化を促進します。

③ 農業生産基盤の確保と有効利用の促進

- ◇ 農業の生産力の向上と持続性の両立を図るため、遊休農地の活用やICT*化・機械化をはじめ、実質化した人・農地プランの実行により、農地中間管理機構*等を活用した農地の集積・集約を進め、担い手の営農規模拡大と経営の効率化を促進します。
- ◇ 農道や水路等の農業関連施設の計画的な補修・整備に取り組みます。
- ◇ 関係機関と連携して、地域の実情を踏まえた鳥獣被害対策を推進します。
- ◇ 農業振興地域整備計画*の見直しを行い、今後も積極的に生産の維持を図っていく箇所を明確にします。

④ 条件不利地域における農業生産の継続支援

- ◇ 広域的な取組による農地の多面的機能の維持、環境保全に効果の高い営農活動による集落・地域の共同作業や農村体験等の交流事業の実施、法人等への移行を促進します。
- ◇ 生産品の販路拡大を図るため、商工業分野や観光分野等と連携した取組の実施を検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
農業所得者の一人当たり所得額	2,790千円	3,395千円
一定規模の作付面積等を有している経営体数 (個人・法人)	105経営体	150経営体
担い手への農地集積率	76.3%	90.0%
各活動(多面的、中山間、環境保全)の取組面積合計	2,376.30ha	2,436ha

1 4 商工業振興



■ 5年後のまちの姿

- ◇ 全国的にも知名度の高い大企業と地元の中小企業が得意とする分野で成長し、協力関係を築くことで市内の商工業が活性化し、元気な商工業が市内経済を牽引しています。
- ◇ こうした環境の中から起業、独立、既存企業の新たな事業分野の展開等の新しい活力が生まれています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、市内企業が活発な事業運営ができるように必要な環境整備に向けての支援を行うとともに、市民の雇用確保も企図した企業誘致活動に取り組みます。

市民等は、新規創業等に対する理解に努めるとともに、自ら起業等に積極的にチャレンジします。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 「胎内市企業設置促進条例」に基づき、各種優遇措置制度を設けて、企業立地や新産業の育成を図ってきました。 ● 特に新潟中条中核工業団地や市営工業団地については、関係機関や地域内企業からの情報収集、各種広報媒体等を通じた情報発信、イベント出展による PR 活動等様々な誘致活動を展開してきました。 ● 商工業者の運転・設備資金を対象にした貸付制度や貸付に伴う信用保証料の全額補給等市内産業および中小企業の育成・支援を行ってきました。 ● 地域経済振興対策として発行されるプレミアム付き商品券・建設工事券に対してプレミアム分の補助を行い、地域経済の活性化を図ってきました。 ● 「胎内市中小企業・小規模企業振興基本条例」を施行し市内企業の振興を推進する体制を整えました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 胎内市の産業別の従業者数・売上金額は、大企業が立地する製造業が大きな柱となっています。次に多いのは卸売業・小売業、建設業ですが、中小企業の多いこの2業種は近年従業者数・売上金額が減少してきています。 ● 生産年齢人口*の減少により就業者が全体的に減少しています。一部企業から人手不足の声が聞こえているほか、事業継承が困難となり廃業を検討している事業者も存在します。 ● 新潟中条中核工業団地は約86%が分譲されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり新規企業の誘致が難しい状況にあります。 ● 中条・黒川両商工会に対する支援を通じて市内企業の経営力の強化を図っています。 ● プレミアム付き商品券に代わり、より具体的で直接的な支援を行うため、販路拡大や人材育成などの事業者の意欲的な取組を支援しています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲食業・卸売業・小売業、建設業をはじめ市内の中小企業・小規模企業の新型コロナウイルス感染症による影響など置かれている状況を踏まえて、「胎内市中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づく支援を総合的かつ計画的に進める必要があります。 ● 新規企業の進出が進んだとはいえ、新潟中条中核工業団地にはまだ未分譲区画があることから、スマートインターチェンジ*の設置や優遇制度の検討など、他地域との差別化を図りながら優良企業の誘致を進めます。 ● 経営者の高齢化に伴い、円滑な企業承継が行われるよう支援を行います。 ● 活力ある地域経済の実現を目指す一環として、地元関係者や教育機関、関係団体等と連携を図りながら商店街の活性化を進めます。

(2) 施策の内容

① 中小企業への支援の充実

- ◇ 「胎内市中小企業・小規模企業振興基本計画」に定める施策の実効性を高めるため、事業者との意見交換等により状況把握に努め、柔軟に施策に反映します。
- ◇ 起業や創業をはじめ、事業者の継続的発展や意欲ある取組を支援するために、市場調査や販路開拓、人材育成、人材確保等の施策の充実を図ります。
- ◇ 県や商工関連団体及び金融機関等と連携して、中小企業・小規模企業等の経営基盤の強化や設備投資等の支援の拡充を図ります。

② 優良企業の誘致推進

- ◇ 工業団地の有効活用に向けて、関係機関や地域内企業に対して情報収集や新規立地、事業拡大の働きかけを継続して行うとともに、収集した情報に基づく優遇措置制度の見直し、工業団地の認知度の向上に向けた各種のPR等に取り組みます。
- ◇ 進出企業との交流・連携を強化し、環境整備等のニーズの吸い上げを図るとともに、航空機関連産業をはじめとする産業の集積化に向けた関連企業の誘致活動を推進します。
- ◇ 胎内スマートインターチェンジ*を活用し物流の向上を図ります。

③ チャレンジやイノベーション*を生む環境づくり

- ◇ 若者等の力を引き出して、地域産業の活性化や魅力的な雇用の創出を実現するため、積極的な起業支援等に取り組みます。
- ◇ 中条市等（いばらき）を活用した挑戦の場づくり、空き家・空き店舗を活用したチャレンジショップ*などインキュベーション*に関する取組や金融機関と連携した融資制度の拡充等を検討します。

④ 商工会と連携した商業の振興

- ◇ プレミアム付き商品券に代わる新たな商業振興策として事業者のステージに応じた直接的な支援を行います。
- ◇ 商工会に対する支援を通じて、相談機能の強化等を進め、経営の安定化と身近な商業機能の維持を図ります。
- ◇ 中心市街地の空き店舗等を活用した、商業・サービス業等の新たな挑戦（新規創業等）を促進します。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
販路開拓補助金の利用件数〔年間〕	2件	5件
工業団地内等における新規企業立地数〔年間〕	0社	2社
新規起業数〔年間〕	10件	10件

15 観光・交流



■ 5年後のまちの姿

◇ 豊かな自然や歴史・文化等を舞台に、おもてなしの心を持った市民と何度も胎内市を訪れるファン、新たな観光客との活発な交流が行われています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、市内の主要な観光施設の適切な運営とともに、まちぐるみで着地型観光*を推進するための合意形成に向けた支援等に取り組みます。

市民等は、地域の魅力に誇りを持ち、観光客の受入れに理解を示し、それぞれの立場からおもてなしに協力します。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 22 年度に胎内リゾートエリアを中心とする 6 施設で指定管理者制度*を導入する等、民間事業者のノウハウを活用しながら運営の効率化や経営の改善を進めてきました。 ● 着地型観光*を推進するため、関係団体や市民との協働により旅行プランの作成や新たな観光資源の掘り起こしを進めてきました。 ● 胎内型ツーリズム推進協議会 301 人会や受入農家の協力を得て、豊かな自然とそこに住む人との触れ合いを通して自然・農業・宿泊生活を体験する教育体験旅行や市内小学校のふるさと体験学習を提供してきました。 ● 観光協会をはじめとする関係団体と連携して、観光情報の発信、誘客の促進や観光資源・特産品等の PR に寄与する様々なイベントの企画・運営を行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光入込客数は、近年 100 万人前後となっており、県内からは日帰り客が多く、宿泊客は減少傾向にあります。 ● 市有施設の多くは、昭和 40 年代から 50 年代にかけて建設されており、老朽化が進んでいるため計画的に改修を行っています。 ● 平成 26 年度から観光ボランティアガイドの育成に取り組み、これまでに 12 名のガイドが誕生したほか、奥胎内自然散策やまち歩き等の観光プランが存在しています。 ● 令和 2 年度から観光振興推進サポーターを配置し、地域資源を活用した観光コンテンツの造成、情報発信などに取り組んでいます。 ● 体験学習の受入れは市内全小学校、市外 3 校の計 8 校で推移しています。 ● イベントの来場者数は平成 26 年度の約 13.7 万人をピークに、おおむね 12 万人前後で推移していましたが、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くのイベントが中止となり、誘客や観光資源等の PR の場が失われています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方創生の考え方の中で、地域資源を生かした収益が見込まれる仕事の 1 つとして観光への期待が高まっており、まちの魅力をいかに PR し消費を促していくか、そしてこうした取組を積極的に進める体制を構築できるかが課題となっています。 ● 現在の主要な来訪者となっている県内からの日帰り観光客については、滞在時間や 1 人当たり消費額の向上を図るために、受入体制の強化も含めた魅力的な観光プランの作成や食、アクティビティ（遊び・体験）等の魅力向上等の対策が必要です。 ● 新たな宿泊客の獲得のためには首都圏や訪日外国人観光客に向けた PR 等のほか、ウィズコロナやポストコロナも見据えた修学旅行やワーケーションなど様々な視点からのアプローチが必要です。 ● 施設等の老朽化に伴って維持管理費の増加や集客の減少という課題を抱えており、閑散期対策による利用率の向上や計画的な老朽化対策が必要となっています。

(2) 施策の内容

① 魅力的な観光プランの提供

- ◇ 市内の豊かな自然や各種観光資源、歴史・文化資源、イベント等を活用した、誘客・消費につながる季節ごと、目的別の重点モデルコースを作成し、店舗やガイド等の受入体制、情報発信も含めたパッケージ化に取り組みます。
- ◇ モデルコースの作成に当たっては、各種団体や市民、学生等協力者の力を借りて、街並み等の新しい魅力の掘り起こしや体験プログラムの開発を行います。
- ◇ 胎内型ツーリズム推進協議会 301 人会や受入農家と協力して、教育体験旅行・ふるさと体験学習等の提供を継続します。

② 食、アクティビティの魅力向上による消費・販売機会の拡大

- ◇ 道の駅や物産館等への誘客を図るため、観光客だけでなく地元消費者のニーズを捉えた商品開発や販売方法等の提案、働きかけを行います。
- ◇ 魅力的な飲食施設やレジャー施設を発掘し、観光プランへの反映や積極的な PR を行います。
- ◇ 地域の食材等を使用した商品・メニューを提供している菓子店・飲食店等と連携し、集客につなげる取組を行います。

③ 施設・エリアの魅力向上と閑散期等対策

- ◇ 施設の長寿命化対策と併せた再整備やスキー場のオフシーズン活用など、閑散期対策で施設の有効活用を図ります。運営の効率化に高い効果が期待できる場合には、指定管理者制度*等の導入を検討します。
- ◇ 特に老朽化の進んだ施設や利用が著しく少ない施設、教育等その他の分野での活用があまり期待できない施設については、廃止や用途変更も含めて今後の活用方針を検討します。
- ◇ 鉄道や観光バスで地域を訪れる人のための二次交通を提供する方策を検討します。

④ 効果的・効率的な情報発信

- ◇ 観光拠点やその周辺環境整備や景観整備、デザイン性の高いサインの設置等、地域の魅力向上につながる方策を検討します。
- ◇ 観光協会をはじめとする関係団体と協力して各種メディアへの働きかけや SNS* の活用等を強化し、胎内市の観光情報を積極的に発信するほか、新発田市、聖籠町等の近隣の市町村や観光地と連携して情報発信や集客の強化を図ります。
- ◇ 胎内市の観光による効果については、観光入込客数、主要観光施設売上高など各種統計の推計を行い、それをホームページ等に掲載し、市民に分かりやすい形で情報発信を行います。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
観光入込客数〔年間〕	835千人	1,300千人
胎内型ツーリズム推進協議会 301 人会受入人数〔年間〕	627人	2,000人
道の駅胎内（観光交流センター）の売上〔年間〕	9,017千円	9,880千円
既存施設のオフシーズン活用数〔年間〕	2件	5件
観光協会ホームページビュー数〔月平均〕	17千ビュー	30千ビュー

16 雇用対策



■ 5年後のまちの姿

◇ 進学でまちを離れた若者を中心とした幅広い人が、安定した収入ややりがい
が得られる職場を見つけることができるまちになっています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、市民の生活の安定のため就業機会の拡大と企業誘致等を通じた雇用の促進を図ります。

市民等は、市内企業の業務内容を理解し、その魅力に気付くとともに、市内の就業機運を醸成します。また、企業側では積極的な情報発信やインターンシップ*の受入れに努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 商工業の振興、観光・商業・交流の活性化を進めることで、雇用の安定化や新たな雇用の創出を図ってきました。 ● ハローワークや商工業関係者、その他関係機関等と連携して、市内の求人・求職情報の収集や提供、各年齢層に対応した相談事業や就業支援等を実施してきました。 ● 関係機関、市内企業、高等学校および県内大学等と連携して、就職活動を迎える学生を対象にした合同企業説明会等の情報発信を行ってきました。 ● 雇用拡大に向けた関係機関および商工団体の連携を促進するため、胎内市雇用促進協議会を平成 22 年度に発足させ、定期的な情報交換や雇用を拡大する新たな方策の検討を進めてきました。 ● 企業誘致の促進と市内企業の育成を目的とした雇用促進奨励金制度*を通じて、平成 17 年度から平成 26 年度の 10 年間に 90 人分の雇用を支援したほか、国の緊急雇用創出事業等を活用して、平成 21 年度から平成 26 年度の 5 年間に延べ 360 人の雇用を創出しました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 胎内市を含む新発田エリアの有効求人倍率は改善傾向にあり、令和 3 年 8 月時点で有効求人倍率は 1.0 を超えています。胎内市全体では就業者数が減少しています。これには、景気の回復が芳しくないことや定年退職等による代替雇用が十分促進されていないことなどが考えられます。 ● 産業分野別には第 1 次産業、第 2 次産業から第 3 次産業へ緩やかに雇用がシフトしており、医療・福祉サービスを中心とするサービス業では就業者数が増加しています。 ● 市内企業の情報発信として、県内および首都圏の学生等を対象にした市内企業見学ツアーの開催、定住自立圏*内の企業でのインターンシップ等に取り組んでいます。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産年齢人口*の減少に伴う就業者数の減少により、短期的には有効求人倍率が改善されますが、進学や就職を機会に転出する若者が多い胎内市にとっては深刻な人材不足を招くおそれがあることから、教育機関等と連携した人材育成や若者への積極的な働きかけが必要です。 ● 求職者に情報が届き、希望の職種と合致しなければ実際の雇用にはつながらないことから、企業と求職者のマッチング強化のため、市内企業の魅力向上とその発信が重要となります。 ● 人材の確保と雇用機会の維持・創出に向けて、求職者のニーズに合った就業形態を検討することも重要です。特に、市内では女性の就業率が高く、仕事の継続・復帰への希望が高いことから女性の活躍を応援する労働環境づくりが必要となっています。また、定年後の高齢者の雇用等新たな動きに対応することも必要です。

(2) 施策の内容

① 地域雇用・域内還流の促進

- ◇ 市民の雇用の安定に向けて、ハローワークや商工業関係者、その他関係機関等と連携した求人・求職情報の収集や提供、相談事業や就業支援を継続して実施します。
- ◇ 雇用促進奨励金制度*等の活用や市内企業との連携により地域内での雇用の拡大を促進しながら、企業説明会や市内企業見学ツアー、インターンシップ*等による市内企業と UJI ターン*者を含む求職者をつなげる取組の拡充を図ります。

② 人材の育成・確保

- ◇ 各種教育機関や市内企業等と連携してキャリア教育*を強化することで、早期からのキャリア形成に向けた学習意識の醸成や市内企業の魅力のPRを図ります。
- ◇ ハローワークと連携した職業訓練の実施や地域若者サポートステーション*との連携を通じた就業に必要なスキルの習得を支援するとともに、妊娠・出産等で離職した女性や定年退職した方等の再雇用の促進に向けての取組や市内企業等への働きかけの強化を図ります。
- ◇ 市内事業者が経営発展のために参加、または実施する研修等への支援を継続していきます。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
就業者のうち市内で就業している市民（15歳から64歳）の割合	61.4%	64.9%
事業者が行う人材育成のための支援の利用数〔年間〕	3件	5件



企業見学ツアーの様子

17 自然環境



■ 5年後のまちの姿

- ◇ 市民の多くが自然と共生し、自然の恩恵を受けて生活しています。
- ◇ 美しく豊かな山・川・海が多くの人をひきつけています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、まちの貴重な財産である豊かな自然を次世代に引き継ぐために、自然環境の保全と再生を進めるとともに、市民が自然と触れ合う機会や自然公園等の維持管理に参加する機会を提供します。また、市外の人からも胎内市の魅力を感じてもらえるようPRに努めます。

市民等は、身近な自然の魅力や自然保護の重要性を認識し、自然との触れ合いや維持管理を行う機会には積極的に参加するよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">● 自然が豊かなエリアでは、自然公園区域*や自然環境保全地域*等の指定を受けて開発行為等を制限してきました。● 水源のかん養や土砂災害等の防備、生活環境の保全・形成といった公益上重要な林地では、保安林の指定を受けて立木の伐採等を制限してきました。● 豊かな自然に親しむ市民の憩いの場を提供するため、全国植樹祭会場（胎内平周辺）や長池憩いの森公園、笹口浜臨海休養広場等の環境整備や維持管理を行ってきました。● 海岸部では、海岸浸食や松くい虫被害の対策を進め白砂青松の景観の保全と再生を進めてきました。● 市民やボランティア団体、企業と連携した緑化や自然保護活動に取り組んできました。
現状	<ul style="list-style-type: none">● 令和3年9月に実施した総合計画策定のための市民アンケート調査では、胎内市の暮らしやすい点として約7割の人が「豊かな自然がある」を選んでいました。● ハマナス等の貴重な海岸砂丘植生を擁する桃崎浜自然環境保全地域*とハンノキの自生地ミズバショウの大群落を擁する宮久自然環境保全地域*の2か所が県の自然環境保全地域*の指定を受けています。● 自然公園区域*とその周辺の大部分、海岸部の松林一帯が保安林の指定を受けています。● 青少年の森研修館や少年自然の家等の施設が自然体験や環境学習の拠点の1つとなっています。● 地域の公園への植樹活動やホテルの棲む水辺づくり等の活動を実施し、環境大臣賞を受賞した四季を愛する会や、地本地区の生態系の保護活動や教育普及活動等を行っているイバラトミヨ・水芭蕉の会等の活動団体、企業の森づくりに参画する複数の企業との協力関係を構築しています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 国立公園等に指定されるような豊かな自然を次世代に引き継ぐために、自然環境の保全と再生に継続して取り組む必要があります。● 自然環境を守り、適切に維持管理していくためには、個人で管理できない山林について、行政と地域で協議し、よりよい方策を模索していく必要があります。● 豊かな自然をまちの魅力として積極的に活用し、山・川・海のありがたみを感じる市民がこれを支える活動に関わるような流れを作り出すことが重要です。

(2) 施策の内容

① 豊かな自然環境の保全と再生

- ◇ 関係機関と連携して、自然公園区域*や自然環境保全地域*、保安林等の自然環境の適切な管理を推進し、貴重な動植物とその生息・生育環境の保全等を図ります。
- ◇ 白砂青松の景観の保全と再生に向けて、県や市民団体、企業と連携して防除活動や植林、下草刈り等、海岸部の適切な維持管理に取り組みます。
- ◇ 森林環境譲与税を用いて、よりよい森林環境を実現していきます。

② 自然と共生するまちづくり

- ◇ 国や県、その他の関係機関と連携して、自然公園区域*や自然環境保全地域*等に自然学習や観光にも資する散策路や観察小屋、ベンチ、トイレ等の環境整備に取り組みます。
- ◇ 自然体験施設や環境学習施設、周辺の公園の維持管理と魅力の向上を図ります。
- ◇ 河川整備の実施に併せて水辺のジョギングコースや憩いの親水空間等の自然と触れ合う場の設置を検討します。
- ◇ 関係機関と連携して山林や河川、海岸の適切な維持管理や保全施設等の整備を実施し、自然の荒廃を要因とする災害時の被害拡大を抑制します。

③ 市民・事業者・行政の協働による環境保全

- ◇ 市民やボランティア団体、企業と連携した緑化や自然保護活動に取り組みます。
- ◇ 市民による公園の環境整備や魅力づくり、環境教育・環境学習での活用を積極的に支援します。
- ◇ 豊かな自然を題材にした環境教育・環境学習を通じて、環境問題に関する情報発信と意識の啓発を図ります。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
森林病虫害被害本数	650本	300本
植栽および森林の保育活動面積〔累計〕	22.15ha	25.0ha



ミズバショウ

1 8 生活環境



■ 5年後のまちの姿

- ◇ 環境への負荷の少ない生活や環境影響に十分配慮された企業活動が地域内に浸透しています。
- ◇ ゼロエミッション*を目指した資源循環型社会*が実現しています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、生活環境の常時監視を行い良好な生活環境維持に努め、併せて必要な開発活動を行います。

市民等は、生活環境に対する意識を高め、ルールやマナーを守った生活、事業活動に努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 県や関係機関と連携して大気、水質、土壌、騒音の常時観測を行ってきました。 ● 特に地下水質・土壌については、過去に市内で操業する工場の敷地内において有害物質が検出され対策を講じた経緯があることから、下流の地下水、河川水、観測井戸、事業所排水の水質検査を継続的に行ってきました。 ● 公共用水域の水質保全のため、トイレおよび生活排水設備の下水道または浄化槽への接続の推進、浄化槽設置に対する補助金の交付や下水道施設の点検・修繕・更新を行ってきました。 ● 一般家庭や事業所から排出される廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ってきました。また、廃棄物の減量や資源化に向けて、指定ごみ袋の導入や資源ごみの分別・収集、資源ごみ回収に対する奨励金の交付や生ごみ処理器（コンポスト）の設置に対して助成してきました。 ● 市民や市内事業所との協働による身近な環境の美化を推進しているほか、海岸や河川等の環境パトロールを実施して不法投棄や野外焼却の防止に努めてきました。 ● 増加する空き地や空き家が市街地環境に悪影響を及ぼすことがないように、「胎内市空き家対策計画」に基づき対応を進めてきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染や騒音については、環境基準が達成されています。 ● 胎内市の汚水処理人口普及率*はほぼ 100%を達成し、家庭排水の水洗化工事は常に可能になっています。 ● 下水処理場にし尿及び浄化槽汚泥を処理するための施設を付加し、長期的かつ安全に汚水を処理する体制が整っています。 ● 使用済み小型家電の回収場所を新たに設置する等リサイクルを推進しており、ごみ収集量は、事業系ごみ、家庭系ごみともに微減の傾向にあります。 ● 老朽危険空き家の解体がなされる一方で、空き家の総数は年々増加しています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活での騒音・振動・悪臭は人によって感じ方に違いがありますが、実際に野焼き等の不法焼却や畜産による悪臭が発生しているとの報告もあることから、良好な生活環境を確保するための対策が必要です。 ● 水質・土壌の改善に向けて、事業者に対する監視・指導体制の強化はもちろんのこと、市民に対しては生活排水等の対策推進を含め、環境問題への意識の高揚を図ることが重要であり、市民や事業所への啓発活動を進めることが必要です。 ● 環境保全のため、公共下水道や農業集落排水への接続推進等を行うことが必要です。 ● 下水道施設の維持管理費削減のため、市内施設同士の統合や施設の広域化・共同化を進めることが必要です。 ● 市民・事業所からのごみの分別の徹底や、プラスチックの資源循環や食品ロスの減量化に向けた意識啓発を図るなど、排出ごみの削減対策を行う必要があります。 ● 管理不全な空き家・空き地の増加に伴い、不法投棄、不法侵入および放火のおそれが高まる等、防犯・防災機能の低下や衛生環境の悪化が懸念されることから、対策が必要です。

(2) 施策の内容

① 快適な生活環境の保全

- ◇ 畜産事業所等からの臭気の低減策を促すとともに、築地・乙地区の地域環境衛生協議会等と連携して臭気低減に取り組みます。
- ◇ 県や関係機関と連携して大気汚染物質の排出にかかる監視等を継続して実施します。

② 廃棄物の減量化、資源化の推進

- ◇ 関係市町村と協力した廃棄物の適正処理を継続するとともに、5R*を理念としたごみの減量資源化に向けて市民等への啓発を一層推進します。
- ◇ ごみ回収時の市民の負担軽減のため、ごみステーションの設置箇所の拡大を図ります。

③ きれいで安全な水環境の再生

- ◇ 県や関係機関と連携して新たな汚染の防止に向けた事業所等への監督・指導を実施します。
- ◇ 下水道への接続と正しい利用に関する啓発を進めるとともに、補助制度等の活用をPRし、接続率の向上を図ります。

④ 環境美化活動の推進

- ◇ 胎内市住みよい郷土づくり協議会や地域の子ども会、老人クラブ、各集落や胎内市社会福祉協議会等との協働によりクリーン作戦やパトロールの実施、不法投棄防止看板の設置を推進します。
- ◇ 廃屋や荒地をできるだけ発生させないように、空き地や空き家を早期に発見し、空家等対策推進に関する特別措置法および関係条例に基づく対策を実施します。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
畜産臭気規制値を超過した事業場の割合	38%	0%
一人当たりごみ排出量（一般家庭）	701g/人・日	666g/人・日
下水道接続率	76.7%	81.5%
老朽危険空き家数	59軒	55軒



小中学生による村松浜のクリーン作戦の様子

19 地球温暖化対策



■ 5年後のまちの姿

◇ 地域において省エネルギーの推進と併せて、再生可能エネルギー*の導入等が図られ、地球温暖化対策が進められています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、地域特性を生かした地球温暖化対策に率先して取り組むとともに、市民等への啓発を行います。

市民等は、地球温暖化を自分には関係ない問題と捉えることなく、家庭でできる節電等の身近な取組から地球温暖化対策を積極的に実践するよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の事務・事業によって発生する温室効果ガスを抑制するため「地球温暖化防止実行計画」で削減目標を定め、地球温暖化防止に率先して取り組んできました。 ● 省エネルギーの取組と再生可能エネルギー*の利活用を推進するため、省エネ型設備等の導入や住宅用太陽光発電システムに対する補助を行ってきました。 ● 緑化や森林整備を通じて森林が持つ CO₂ の吸収や緑のカーテン*による省エネ対策を図ってきました。 ● 住みよい郷土づくり協議会やボランティア団体等と連携し、市民や企業に対して地球温暖化対策の普及啓発を進めてきました。 ● 洋上風力発電の誘致促進に向けて、新潟県洋上風力発電導入研究会に参加して、利害関係者との合意形成に向けた協議や市民の理解醸成につながる取組を進めてきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 温室効果ガス削減のため、庁舎やその他の公共施設の使用エネルギー量調査を行い、1年に1回、点検を実施しています。 ● 水源かん養機能や土砂災害等の防備といった公益上重要な林地では、保安林の指定を受けて立木の伐採の制限や必要な間伐により適正管理を進めています。 ● 令和3年に「胎内市・村上市沖」が、「早期に再エネ海域利用法*に基づく促進区域に指定できる見込みがあり、より具体的な検討を進めるべき有望な区域」として選定されています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネ型設備等の導入促進や環境産業の育成、市民や企業に対する普及啓発といった取組を継続して実施していく必要があります。 ● 庁舎・公共施設・学校等への太陽光発電・風力発電等の導入の検討、道路・公園等への太陽電池・風力ハイブリッド照明灯の設置の検討、電気自動車・低燃費車の導入促進といった新たな対策に率先して取り組むことが重要です。 ● 再生可能エネルギー*分野は、地球温暖化対策だけでなく、エネルギーの自給、雇用の創出といった地域経済にとってもプラスの効果が期待できることから、効果的な施策を進めていくことが必要です。 ● 2050年までに温室効果ガスの排出量を削減し、「ゼロカーボンシティ」を実現させるため、計画的に各種施策に取り組む必要があります。 ● 「胎内市・村上市沖」への洋上風力発電の立地に向けた利害関係者との合意形成や市民の理解醸成に資する取組を継続して実施していく必要があります。

(2) 施策の内容

① 行政が率先する地球温暖化対策

- ◇ クールビズ・ウォームビズ等を継続して実施するとともに、既存の取組の評価・改善を踏まえた新しい地球温暖化対策に取り組みます。
- ◇ 公共施設や公用車については、電力消費・燃料消費等の長期モニタリング結果に基づいて、改修や更新にあわせた環境対策の実施、環境マネジメントシステム*の導入等を検討します。
- ◇ 学校については、地球温暖化にも抑止効果が認められているフィフティ・フィフティ制度*等の導入を検討します。

② 再生可能エネルギー*事業の促進

- ◇ 住宅に対する再生可能エネルギー*・省エネルギー設備等の導入に対する支援に継続して取り組みます。
- ◇ 各府省庁の補助金や税制優遇をはじめとした再生可能エネルギー*の導入推進に関する種々の支援施策および制度について、市民等への情報の配信を行います。
- ◇ 地域資産を有効利用している現存の水力発電の安定運営を図るとともに、先端技術を持った企業等と連携して、各種再生可能エネルギー*の導入について検討します。
- ◇ 洋上風力発電施設の誘致の促進を図り、発電施設の早期完成に向けて取り組みます。

③ 低炭素型まちづくりの促進

- ◇ 家庭からできる省エネルギー対策の推進、自転車の利用促進、エコドライブの普及活動、街路灯の高効率照明化の促進、電気自動車導入促進等の様々な対策について、市民、事業所、行政が一体となって取り組むことができるネットワークを構築します。
- ◇ より多くの市民が緑のカーテン*等の身近な省エネ活動等をはじめとする地球温暖化防止対策に取り組むことを促すため、省エネ・地球温暖化に関する意識調査を実施するとともに、連携・協働の仕組みづくりを検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
温室効果ガス年間総排出量（市内全域）	306 千 t-CO ₂	301 千 t-CO ₂
市営施設「鹿ノ俣発電所」の発電量〔年間〕	4,999千KWh	4,999千KWh
間伐実施面積	11.1ha	30.0ha



市役所本庁舎の緑のカーテン*

20 居住環境



■ 5年後のまちの姿

- ◇ ネットワークや便利な移動手段が確保されて市民の日常生活が活発になされるとともに、高齢者や子どもが気軽に利用できる公共施設等を核にしてまちなかに人が集っています。
- ◇ 魅力あるたたずまいや景観の住環境整備がまちの資産となっています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、機能的で文化的な市街地を形成するため、土地利用の調整や必要な施設の整備、良好な住宅や住宅地の供給誘導等を行います。

市民等は、公園はもちろん個々の住宅を含めた居住環境が市民の共有の財産であるという意識を持って、景観を含めた住環境の整備等に協力します。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 23 年度に策定した胎内市都市計画マスタープラン*に基づき、コンパクトで自然環境と調和した市街地を形成するため、市域を市街地ゾーン、田園集落ゾーン、農業環境保全ゾーン、自然環境保全ゾーンの4つのゾーンに区分し、中条駅の周辺を含む市街地ゾーンにおいて商工業や医療機関等の各種都市機能の利便性の向上を図ってきました。 ● 豊かな居住環境の形成を目指して、公園の整備と維持管理を行ってきました。 ● 社会福祉の増進等を目指して、公営住宅の供給を行ってきました。 ● 新規の住宅建設や良質な住宅ストック*形成を目指して、市内の金融機関を通じた宅地購入や住宅建設資金の貸付と既存住宅のリフォーム費用の補助を実施してきました。 ● 水道の安全で安定した供給のため、水道施設の整備と維持管理を行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要な都市機能は中条駅の周辺に指定した用途地域の区域内に立地していますが、一方で区域内やその周辺には空き地や大規模な未利用地も多く存在しています。 ● 土地区画整理事業等による基盤整備の実施と併せ、交通結節点*となる中条駅と一体的なまちづくりを進めています。 ● 市内には都市公園が7か所あり、目標としていた1人当たり公園面積 10 m²（都市公園法の標準）を達成したため、近年は維持管理を中心とした整備・点検が主となっています。 ● 令和3年8月時点では市内の公営住宅は445戸となっています。公営住宅の入居希望者は減少しているものの、単身高齢者やひとり親世帯の入居希望者が多い傾向にあります。 ● 上水道は計画区域内の敷設整備が完了し、簡易水道と専用水道を加えた普及率は約98%となっており、自家用井戸を使用する一部の地域を除いてほぼ充足している状況です。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少によるサービス水準の低下や低密度化による賑わいや防犯性の低下によって、居住環境の低下の発生が懸念されることから、コンパクトなまちづくりを促進していくことが必要です。 ● 市内の空き地や空き家は今後更に増加することが予想されることから、空き家の有効活用を図る取組を推進することが求められます。 ● 面積としては目標を達成した公園整備ですが、「子どもの身近な遊び場が足りない」という声もあることから、公園遊具等の経年劣化に対応した修繕を進め、施設の利用促進を図りながら、こうした声に応える対策を検討する必要があります。 ● 令和2年度に改定した胎内市公営住宅等長寿命化計画をもとに計画的な修繕や施設の廃止をしながら、市内で住宅に困窮している方に住宅を提供できるように努める必要があります。 ● 水道施設については、安全な飲料水の供給を継続できるよう、必要な財源を確保しながら計画的に施設の更新等を進めていく必要があります。

(2) 施策の内容

① ネットワーク型コンパクトシティ*の実現

- ◇ 主要な公共施設等を核として都市機能の確保と集約化を進めるとともに、公共交通機関であるのれんす号を利用した周辺地域との連絡を継続し、安心・快適に暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。
- ◇ 将来において持続可能なまちを目指し、都市計画マスタープラン*の修正や都市計画道路の見直しを検討します。

② 緑や公園に恵まれた美しい住環境の形成

- ◇ 市民が利用したいと思う公園づくりのため、地域住民等との協働により既存の公園の維持管理や施設の修繕、改良等を進めます。
- ◇ 市民による地域の緑化活動や緑を守る活動を支援するため、活動費の助成を検討します。
- ◇ 市民参加による特色のあるまちづくりを推進するとともに、豊かな自然や歴史的建造物を活用し、良好な景観の形成を目指す景観計画*の策定について検討します。

③ 定住・転入を促進する優良な住宅の確保

- ◇ UJI ターン*等の移住定住を促進するため、公営住宅や空き家等を活用して受け皿となる優良な住宅を確保するとともに、お試し居住*等を活用します。
- ◇ 中条駅西口周辺やその他の大規模未利用地における民間住宅開発の誘導を促進します。
- ◇ 空き家バンク*を通じて優良な空き家の流通と有効活用を促進します。
- ◇ 公営住宅の維持管理を適切に行って、高い入居率の維持と施設の長寿命化を図ります。

④ 安定した水供給の確保

- ◇ 水道施設の更新や長寿命化対策を計画的に実施し、水道水の安定供給と耐震性の向上を図ります。
- ◇ 将来にわたって安定的に事業を運営していくため、施設の更新や長寿命化と併せて事業の効率化や合理化、民間的経営手法の導入等について検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
空き家バンク*制度による売買成約数〔年間〕	1件	5件

2 1 地域交通

■ 5年後のまちの姿

- ◇ 道路網の整備と交通手段の確保により、誰もが行きたい所へ気軽に移動できるまちになっています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、市内における円滑で快適な移動を担保するため、道路交通基盤の整備や維持管理、公共交通の確保に努めます。

市民等は、交通ルールやマナーを守るとともに、道路の維持管理や公共交通機関の利用に積極的に協力します。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣市町村と連携して日本海東北自動車道の早期整備を要望してきました。 ● 市の玄関口となる中条駅の利便性向上と周辺道路の混雑解消を図るため、東西自由通路の建設や橋上駅舎の整備、駅前広場や周辺アクセス道路の整備を行う中条駅西口周辺整備を進めてきました。 ● 交付金等を活用して舗装工事や歩道設置等の道路改良を進め、良好な道路状況の維持と交通弱者の安全確保等に努めるとともに、橋梁の点検や修繕も実施してきました。 ● 冬期間の安全で円滑な移動を確保するため、除雪計画に基づく市道の機械除雪を行っているほか、地域からの要望に応じて消雪パイプの設置を進めてきました。 ● 市民の生活を支える公共交通を守るため、平成 21 年 4 月から特定のルートや停留所に縛られないデマンドタクシー*のれんす号の運行を開始し、要望等を踏まえた増便等の対応を行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 21 年に日本海東北自動車道の中条 IC から荒川胎内 IC の市内区間が、平成 22 年に荒川胎内 IC 以北が開通し、自動車交通の利便性が向上しています。 ● 中条駅西口周辺整備の完成後、東西地域の一体化と回遊性あるまちづくりを進めています。 ● 昭和 40 年代に整備された橋梁が多く、老朽化が進んでいることから危険度の高い橋梁を補修します。 ● のれんす号は、令和 2 年度において、1 日平均 124 人の利用となっており、令和元年度以降、利用者が減少傾向にあり、利便性の向上が課題となっています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の通勤・通学の利便性向上等のため、広域交通ネットワークへのアクセス向上が必要です。 ● 道路や橋梁の老朽化が進行していることから、財源の確保を含め計画的に維持管理していく必要があります。 ● 道路の除雪については、地域の不満が強く、既設消雪パイプの老朽化も進行していることから、地域の理解を得ながら計画的に対策を進める必要があります。 ● のれんす号については、利用者の減少及び国庫補助の減額傾向により、更なる利用促進等を進めて安定した財源を確保する必要があります。

(2) 施策の内容

① 広域交通の利便性の向上

- ◇ 中条駅西口周辺整備により完成した東西自由通路や付帯施設の運営、維持管理に当たっては、学生等の日常的な駅利用者だけでなく、遠方から胎内市を訪れる観光客にも対応できるよう公共交通事業者等と連携して事業を進めます。
- ◇ 周辺市町村と連携して JR 東日本に対し、列車運行の継続・拡充を要請していきます。

② 安全で快適な道路ネットワークの整備

- ◇ 平時の利用状況や防災上の重要性等を考慮して市道の整備・改良・維持管理を計画的に行います。
- ◇ 国や県に対して国道・県道や橋梁の整備・改良・維持管理が適切に行われるよう働きかけていきます。

③ 冬期の移動を確保する除排雪の実施

- ◇ 除雪車による道路除雪を状況に応じ速やかに行います。
- ◇ 消雪パイプの老朽化対策および集落協働作業の支援等地域の実情に応じて取り組みます。

④ 地域公共交通の利便性の向上と持続可能性の確保

- ◇ のれんす号の利便性向上に努め、利用者の増加を図ります。
- ◇ スクールバスによる登下校、高齢者の外出支援や介護施設への送迎その他の交通手段との連携の方策を検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
市道の道路改良率	60.79%	61.43%
のれんす号の延べ利用者数〔年間〕	44,724人	57,000人



中条駅西口

22 防災・減災



■ 5年後のまちの姿

- ◇ 「自助*」「共助*」「公助*」の連携によって災害から市民の尊い命が守られています。
- ◇ 被害を最小限に食い止め、迅速な復興を実現する体制が整っています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、災害発生時には救助・救援・復旧活動に全力で取り組むとともに、市民の命を守ることを最優先に防災・減災に向けた事前の対策を講じます。

市民等は、自分の命は自分で守る（自助*）、自分達の地域は自分達で守る（共助*）意識を持ち、災害発生時に取るべき行動の理解と事前の準備・対策に努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会・集落を中心とした自主防災組織*の設立数は、平成27年度の82組織から、令和2年度には117組織となり、防災・減災における地域ぐるみの協力体制が進みました。 ● 消防体制の強化については、消防団員の確保や小型ポンプ等の配備を進めたほか、消火栓や防火水槽等の消防水利*の新規設置や補修等も実施してきました。 ● 県や関係課と連携して風水害対策や土砂災害対策を実施してきました。 ● 地震時に建築物の倒壊から市民の生命や財産を守るため、公共施設の耐震化を進めるとともに、木造住宅に対する耐震診断・耐震改修の費用を助成して耐震化を促進してきました。 ● 災害時等の素早く適切な情報提供のために防災行政無線*システムを整備しました。また、防犯情報や防災情報などを登録者に電子メールで配信する「防犯・防災メール*」を運用してきました。 ● 令和3年3月に改訂版防災ガイドブックを作成し、全戸配布を行いました。 ● 避難所において、新型コロナウイルス感染症対策に必要な消耗品等を整備しました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織*による防災訓練の実施件数が増加している一方、活動実績に乏しい組織もあります。また、世帯減や高齢化等による防災力の低下が懸念されています。 ● 東日本大震災のような大規模災害時の「公助*の限界」が明らかになる中、近年は、毎年のように日本各地で記録的な豪雨による浸水被害や土砂災害が起きており、それらを想定した対応や警戒が求められています。 ● 消防団の新入団員の減少や高齢等を理由とする退団等により、団員の確保が困難な状況が続いていることから、組織の再編、団員の負担軽減、処遇改善等を順次進めています。 ● 無料耐震診断は年間10件弱の実績があるものの、耐震改修した実績はありません。 ● 防災行政無線*システムは、運用開始から10年経過し、更新時期を迎えています。更新に当たっては、昨今の情報伝達手段の多様化に対応していくことが求められています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災・減災の3要素である「自助*」「共助*」「公助*」の強化に向けた取組が必要です。特に共助*の要である自主防災組織*は、災害時のみならず、平常時から顔の見える関係を築いておくことが重要です。 ● 県内では、中越地震や中越沖地震等大地震によって多くの家屋の倒壊が発生していることから、耐震診断・耐震改修の実績を引き上げる必要があります。 ● 東日本大震災や近年の浸水被害、土砂災害を教訓として、適切な情報提供と安全な避難の誘導を行う体制づくりを進めます。特に避難行動要支援者*の一人一人の個別避難計画*の作成は、関係者と連携しながら確実に進めていく必要があります。

(2) 施策の内容

① 地域との協働による総合的な防災対策

- ◇ 大規模自然災害等の発生に備えて、市や関係機関が取り組むべき内容を明確にする地域防災計画*、国土強靱化地域計画*等を随時見直し、計画的に必要な対策を推進します。
- ◇ 共助*を担う地域の防災体制の強化を図るため、自主防災組織*の立ち上げの促進、防災拠点・避難所の機能の点検、防災訓練等を推進します。
- ◇ 自主防災組織*、学校・保育園・認定こども園*、福祉施設等と連携して、避難行動要支援者*の個別避難計画*の作成を進め、避難を支える体制の構築を図ります。
- ◇ 自助*、共助*の取組を促進するため、各種災害に関する危険箇所や基本的な対策を周知する防災ガイドブックのPRや、地域や学校と連携した防災教育の実施等を推進します。

② 消防・救急体制の強化

- ◇ 火災等の災害や救急時の体制強化に向けて、市内企業等の理解を得ながら消防団員の加入促進を図るとともに、団員の処遇改善を図ります。また、地域の実態に応じた組織再編を進めます。
- ◇ 近隣市町村と協力して、救急・消防体制の維持を図ります。
- ◇ 消防水利*の確保や住宅用火災警報器の設置等を推進します。

③ 命を守る耐震改修の促進

- ◇ 耐震診断・耐震改修を促進するため、支援制度のPRに取り組むとともに、部分改修や耐震シェルター*の設置といった負担の少ない対策まで支援を拡大することを検討します。

④ 土砂災害や風水害対策等の推進

- ◇ 関係者と連携して山林の適正管理、防風林の育成や護岸の改修、河床の掘削等に計画的に取り組めます。
- ◇ 台風やゲリラ豪雨などによる浸水被害を軽減するため、市内各地に土のうの配備を進めます。併せて、自主防災組織*と消防団の連携強化を図ります。
- ◇ ハザードマップ*等を基に、特に災害発生のリスクが高い場所について土砂対策施設の整備や排水ポンプの拡充等緊急的な対応を検討します。

⑤ 適切な情報提供による安全な避難の誘導

- ◇ 災害情報の重要な提供手段である防災行政無線*システムの更新に当たっては、現行システムの構成を生かしつつも、胎内市にとって最適なシステム方式の採用を検討します。また、防犯・防災メール*の登録拡大を推進します。
- ◇ これから起こるかもしれない災害に対し、家族構成や地域環境に合わせて、あらかじめ時系列で自分自身の行動計画を整理する「マイ・タイムライン*」の作成は、いざという時に避難に役立つことから、啓発・推進していきます。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
自治会・集落で自主防災組織*を立ち上げた数〔累計〕	117組織	136組織
木造住宅における耐震改修実施数〔累計〕	0件	2件
防犯・防災メール*登録件数	2,935件	4,000件

2 3 交通安全・防犯



■ 5年後のまちの姿

- ◇ 事故や犯罪を防止するハード面の取組とともに、子どもから高齢者までの幅広い市民がお互いに声を掛け合うことで、より安心して暮らせるまちになります。

<施策展開の基本的な考え方>

行政は、関係者と連携した防犯体制の強化と事故や犯罪が発生しにくい環境整備を進めます。市民等は、事故や犯罪を防止するため、地域での見守り・声掛けに積極的に協力します。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通危険箇所を減らすため、路面標示、カーブミラーの設置や道路区画線の補修等の交通安全施設の整備・拡充を進めてきました。 ● 交通事故の防止や被害拡大の防止という観点から、高齢者の運転免許証返納の促進やチャイルドシート購入費の補助等を実施してきました。 ● 交通安全指導員を中心に子どもや高齢者に対する交通安全教室を開催して交通ルールやマナーの周知徹底を図ってきました。 ● 行政と自治会・集落、ボランティア組織、事業者等の連携を定めた「胎内市安全・安心なまちづくり条例」に基づき、胎内警察署や胎内市防犯組合連合会、胎内市子どもを見守りタイ等と連携して、市内全域で防犯パトロール等の防犯活動を展開してきました。 ● 夜間の犯罪発生を抑制するため、電気代の削減のほか長寿命であり、二酸化炭素排出量が削減できるLED*防犯灯への取り替えを進めてきました。 ● 製品の欠陥や不当な取引等の消費者被害から市民を守るため、司法書士による月1回の無料相談会や消費者行政に関する啓発チラシの全戸配布を行ってきました。 ● 通話録音装置の設置を希望する一人暮らし高齢者等へ貸与してきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全施設の整備を行ったことで危険箇所が減少し、交通事故発生件数は減少傾向にあります。 ● 集落・自治会による防犯灯のLED*化率が、令和2年度末で91.8%となり、9割以上の切替えが進んだことから、自治会・集落が負担するLED*防犯灯の電気料金補助の制度化の検討を進めます。 ● もともと県内でも犯罪発生率が低い地域ですが、犯罪件数は近年更に減少しています。 ● 災害や犯罪の発生に対する防犯情報等を登録者に電子メールで配信する防犯・防災メール*の登録件数は、平成28年10月末の1,711件から令和3年3月末には2,935件へと、年々増加しています。 ● 司法書士による無料相談会の参加者数は、令和2年度で7人です。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通事故件数や犯罪件数は減少していますが、高齢者数の増加に伴って高齢者の関わる交通事故、特殊詐欺*や悪質な訪問販売等が増加するおそれがあることから、関係機関が連携した対策が必要です。 ● 交通危険箇所については、庁内関係部署で通学路の安全点検を実施した結果、多くの改善要望が出てきており、ソフト・ハードの両面から一層の対策が必要です。 ● 多くの自治会・集落は、世帯減や高齢化が進んでいることから、地域と関係者の連携・協力による防犯活動を進めていく必要があります。

(2) 施策の内容

① 交通安全対策の推進

- ◇ 路面標示、カーブミラーの設置や道路区画線の補修等の交通危険箇所を対象にした安全対策を推進します。
- ◇ 子どもや高齢者をはじめとする歩行者等の安全確保のため、交通安全教育の実施、学校や地域との協働による見守り活動および歩道の整備等の対策に取り組みます。
- ◇ 運転に不安を覚える高齢者の運転免許証の自主返納を促進するため、制度のPRに努めます。

② 地域等と連携した犯罪被害の抑制

- ◇ 地域の見守り活動や関係者と連携した防犯パトロール等の防犯活動の拡充を図ります。また、防犯・防災メール*等による防犯情報等の提供により、振り込め詐欺等を未然に防ぎます。
- ◇ 商店、銀行や郵便局等の事業所と協力関係を構築し、異変発見や特殊詐欺*被害の防止に向けたネットワークづくり等に取り組みます。
- ◇ LED*防犯灯の新設・切り替え等を推進するとともに、LED*防犯灯の電気料補助の開始に向けた検討を進めます。また、中条駅や公共施設など、不特定多数の人が集まる場所への防犯カメラの設置についても検討していきます。
- ◇ インターネット等による詐欺や犯罪に巻き込まれたり、トラブルを引き起こしたりすることがないように、関係機関と連携して啓発に努めます。

③ 消費者相談の実施

- ◇ 消費者団体等の関係機関と連携して、多様化する悪質商法等に対応する消費生活相談や多重債務相談を行うとともに、被害防止に向けた啓発に取り組みます。
- ◇ 特に高齢者を対象にした消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図るため、身近な地域で出前講座に取り組みます。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
市内で発生した交通死亡事故件数〔年間〕	0件	0件
防犯・防災メール*登録件数〔再掲〕	2,935件	4,000件
消費者トラブル相談会開催数〔年間〕	2回	2回



交通安全教室の様子

24 市民協働

■ 5年後のまちの姿

- ◇ 行政だけでなく地域の課題を自分事として捉える市民や企業がそれぞれの持つ力を生かしてまちづくりに取り組んでいます。
- ◇ まちづくりに関わる多様な主体との協働の成果として、地域の課題解決が進んでいます。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、自ら地域の課題解決を目指す市民等を育成・支援しながら、まちづくりを進めます。
市民等は、まちづくりへの参画や行政との協働を特別なものと捉えず、自分の住む地域の今後の在り方を考え、その実現に向け、持てる力を発揮するよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種計画を策定する際には、いわゆる広聴の枠を超えた行政参加の手法の1つとして、計画の内容について市民自ら考え、自分の言葉で表現する市民ワークショップの開催に取り組んできました。 ● NPO*や各種団体等との連携を強化するための研修会の開催等に取り組んできました。 ● 地域のコミュニティ組織を育成するため、まちづくり活動を始める際の資金面の支援や活動場所となる集会所の整備に対して助成してきました。 ● 地縁組織以外の有力なパートナーの1つである NPO*法人の認証手続や申請の支援等を行ってきました。 ● 市民（団体）が企画立案した地域活性化事業または胎内市と協働で実施する事業について費用の一部を補助する「胎内市合併振興基金運用益活用事業補助金」、集会所の新築、増築、改築または改修に対して補助金を交付する「胎内市集会所建設事業費補助金」、自治会・集落等が行う必要な備品の購入や集会所施設の整備に対して助成を行う「コミュニティ助成事業」の3つの支援制度を運用・活用してきました。 ● 平成 30 年度から胎内市と市民が地域の課題解決に向けて共に話し合う、まちづくり協働座談会を開催してきました。 ● NPO*法人による施設運営、市民ボランティアとの福祉事業、中山間地域の活性化イベント等、新たな協働事業が生まれています。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 胎内市合併振興基金運用益活用事業補助金および胎内市集会所建設事業費補助金を、年間 30 件前後の市民提案を含む 40 件程度の事業に交付しています。また、コミュニティ助成事業は、年間数件採択されています。 ● 教育・文化や福祉分野では市民団体等の活動が多く、自然環境保護活動では企業との連携も行われています。 ● 令和 3 年 9 月に実施した総合計画策定のための市民アンケート調査では、行政の会議等に参加、市民同士の話し合い、自治会や NPO*等の市民活動等に「積極的に参加したい」と答えた人は 2.8%、「求められれば参加したい」という人と合わせても 31.5%とやや少なくなっています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や団体により趣味の活動やちょっとしたボランティア活動は様々な分野で行われています。人が輝くまちづくりの土台として、参加したい人の意欲を育みながら、より積極的な方向へ市民活動に対する意識を変えて協働の輪を広げていく必要があります。 ● 既に活動している団体からは、人材や活動資金、協働のパートナー等の不足が課題としてあげられています。また、地域コミュニティの核となる自治会・集落では、人口減少や高齢化、加入率の低下等による組織力の低下が見られます。現在、市内では様々な分野で市民が活躍していますが、市民活動の把握や支援は各分野でバラバラに行われている傾向があることから、分野を横断した支援や交流促進を図り、市民協働を一層推進する環境づくりが必要となっています。

(2) 施策の内容

① 活動を始めるときっかけづくり

- ◇ まちづくりに関心はあるが、何をしたら良いか分からないという人のために、参考となる活動事例を紹介する研修会、ワークショップなどの機会の拡充を図ります。
- ◇ 観光施設・商業施設等に市民活動団体を紹介するブースを設けるなど団体のPRの場を用意し、団体の活動を知ってもらうと同時に、これまでまちづくりに触れる機会に乏しかった市民に対し活動への参加を促します。

② 協働の仕組みづくり

- ◇ 市政や地域の重要課題に対しては、積極的に協働により取り組みます。
- ◇ 協働による取組を創出できるような人材育成を検討します。
- ◇ NPO*と行政が協働により、地域課題の解決を図る取組を創出します。
- ◇ 自主財源の確保に向けた情報提供や助言等、市民活動団体が自立的・継続的に活動ができる環境づくりを進めます。

③ 地域自治の推進

- ◇ 人口減少社会下においても自治会・集落の組織力を維持し、防災や福祉で共助*が行われるよう、その基盤づくりを支援します。
- ◇ 地域住民の地域に対する誇りや愛着が育まれるよう、自治会・集落行事の活性化や交流活動を促進します。

④ 市民活動団体の育成・支援の拡充

- ◇ 市民が実施する地域活性化活動やコミュニティ活動に対する活動資金や活動場所に関する支援の継続・拡充を図ります。
- ◇ NPO*等が抱える「人材不足」、「情報発信力不足」といった課題の解決に寄与する研修会を開催する等の継続的な支援に取り組みます。
- ◇ 一定の実績を持つ活動団体がより安定した活動基盤を得られるようNPO*法人格取得の相談を継続して実施します。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
ボランティア活動参加者数〔年間〕	4,722人	6,000人
市とNPO*等との協働事業数〔年間〕	37件	50件

25 広報・広聴

■ 5年後のまちの姿

- ◇ 日常的に市民の間で様々なまちの情報が共有され、相互の情報交流が行われています。

<施策展開の基本的な考え方>

行政は、市民が行政を身近に感じられるよう、市政情報を分かりやすく伝えるとともに、市民が市政情報を入手しやすく、市政に対して意見や要望を伝えやすい環境を整備します。

市民等は、市政に対して関心を持ち、積極的に市政情報を入手し、自らの声を行政に伝えるよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 年 21 回発行する市報や市ホームページ、市議会のインターネット中継やその他の広報媒体を活用して市政等の最新情報の提供を行ってきました。 ● 多様な市民の声を市政に反映させるため、市ホームページや主要な公共施設に備え付けの用紙を通じて意見・要望等を寄せていただき、受付・回答を行ってきました。 ● 情報伝達手段として、Facebook、Twitter、YouTube 等の SNS* の運用を行っています。また、市報、議会だよりをスマートフォン向け自治体アプリ「マチイロ」で配信することを始めました。 ● 主要な計画を策定する際には、パブリックコメント（意見公募手続）の実施や公募委員の委嘱等を行ってきました。 ● 平成 30 年度から胎内市と市民との双方向の対話の場として、まちづくり協働座談会を開催してきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 市報は、市ホームページ、「マチイロ」アプリで公開を行っており、公開日には多くのアクセスを集めています。 ● 令和 3 年 9 月に実施した総合計画策定のための市民アンケート調査では、情報提供の在り方として「市報たくない」が最も多くの回答を集めています。 ● 意見・要望等を受け付ける市長への手紙には、年 50 件超の投書が寄せられて、市民からの意見・要望は増えています。 ● 全 71 委員会で延べ 445 人の市民委員の委嘱を行っています。 ● 令和 3 年 9 月に実施した総合計画策定のための市民アンケート調査では、市民の意見や要望が現在の市政に「反映されている」と答えた人は 19.8% となっており、前回調査（平成 27 年 12 月実施：17.8%）と比較すると、やや増加しています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和 3 年 9 月に実施した総合計画策定のための市民アンケート調査では、更に市民の意見や要望を市政に反映するために「市政に関する情報の積極的な公開」と「アンケートなど広く市民の意見を聞く機会の拡大」が特に必要とされており、基本構想に掲げる基本方針の 1 つである市民協働を推進するためにも、基本的な広報機能、広聴機能の充実が必要です。 ● SNS* の特長である情報を素早く拡散する、発信した情報に対する反応を直接確認するという、双方向コミュニケーションにより媒体の特性を生かした情報の受発信を今後も積極的に展開し、特に観光・交流や移住の促進、企業誘致等市外を対象にした情報発信に取り組む必要があります。 ● ホームページを見やすく探しやすいものとするほか、外国人が市の情報を簡単に入手できるよう多言語に対応する必要があります。

(2) 施策の内容

① 接点の拡大と分かりやすい情報の提供

- ◇ 市政情報の提供媒体として活用が求められている市報たいないの更なる充実を図ります。
- ◇ 情報を必要とする人が、欲しいときに必要な情報を得られるよう、ホームページの更なる充実等を図り、SNS*での情報発信も積極的に行います。

② コミュニケーション型（対話型）行政の推進

- ◇ 地域の課題解決に向けて、市民の多様な意見を施策の検討や改善に反映するため、パブリックコメントの実施、公募委員の参画やワークショップの開催等を更に進めるとともに、座談会や要望相談等行政に建設的な意見や要望を提出する機会を増やします。
- ◇ 市民の意見や要望を適切に市政に反映するよう努めるとともに、寄せられた意見や要望の対応状況を公開する新たな仕組み等の導入を検討します。
- ◇ 市政への理解の促進と胎内市のファンの拡大を目指して、アカウントの整理や活用の拡大をはじめとするSNS*の運用の改善を行い、市民と行政の情報交流を促進します。

③ 市外に向けた市政情報の発信

- ◇ 観光・交流、移住定住、企業誘致等の促進を図るために、胎内市の情報を積極的に発信していくとともに、新たな方策を検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
胎内市公式ウェブサイトのアクセス数〔年間〕	607千セッション*	607千セッション*
市政に対する意見・要望（市長への手紙、市報アンケート、ホームページの各課問い合わせ）の受付数〔年間〕	548件	600件
主要な計画の策定や見直しに当たりパブリックコメントを実施した割合	100%	100%

26 人権の啓発・擁護



■ 5年後のまちの姿

- ◇ 差別や偏見のない市民一人一人の人権が尊重される明るい社会が実現しています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、基本的な人権に対する正しい理解を促進し、市民一人一人の人権の擁護に努めるとともに、偏見や差別による人権侵害等を受けた方々の救済に向けた対応を行います。

市民等は、基本的な人権を尊重し、お互いの価値観を認め合うよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">● 講演会や研修会、パネル展等を開催して、市民に対する人権に関する教育・啓発を行ってきました。● 人権擁護委員の活動支援や無料法律相談の実施等により、地区住民の生活上の課題やその他様々な人権問題の解決を図ってきました。● 庁内に人権推進委員会を設置して各種の人権対策事業を推進するとともに、職員の人権意識の徹底を図ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none">● 講演会と研修会をそれぞれ年1回開催し、毎年350人前後の市民が参加しています。パネル展もこれに併せて開催しています。● 新潟県弁護士会に依頼をして、月1回無料の法律相談を開催しています。● 令和2年12月に実施した人権問題に関する市民意識調査では、人権や差別問題に関心があるかどうかを尋ねる質問に対して「あまり関心がない」、「まったく関心がない」と答えた人が全体の3割となっています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 令和2年12月に実施した人権問題に関する市民意識調査を通じて人権について関心が低いことが明らかになっていることから、基本的な人権に対する正しい理解を促進する継続的な働きかけが必要です。● 近年では、新型コロナウイルス感染症における感染者やその家族、医療従事者といった方々に対する誹謗中傷、インターネットの匿名性を利用した個人の名誉やプライバシーの侵害等日本社会全体に不寛容で排他的なムードが広がりつつあることから、こうした新しい課題に対しても適切な対応ができる社会を目指して教育や啓発を進める必要があります。● 基本的な人権の尊重という観点はもちろん、社会の活力を生み出すためにも多様性の尊重、機会の平等が重要な課題となっています。

(2) 施策の内容

① 正しい理解を広める教育・啓発の推進

- ◇ 人権問題に関する講演会やパネル展等の開催を継続して、人権意識の向上を図ります。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷、インターネットによる人権侵害といった新しい課題も含めた多様な人権問題に関する啓発に取り組みます。
- ◇ これから道徳観や倫理観を形成する若年層や、各種の施策や支援制度を運用する行政職員に対する教育や研修の強化を図ります。
- ◇ 学校は、人権教育に関する授業公開や意見交換の場などを設け、家庭や地域との連携を図ります。

② 人権侵害の救済に向けた対応と人権擁護

- ◇ 偏見や差別による人権侵害等が発生した場合は、被害者の救済を第一義に、関係機関や人権擁護委員等と連携して対応します。
- ◇ 上記関係機関等と連携して、相談・支援体制の強化を図り人権擁護に努めます。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
人権が守られていると感じる市民の割合 (アンケート調査)	74.8%	85.0%
人権問題に関する講演会・研修会等の参加者数〔年間〕	366人	600人
無料法律相談・特設人権相談の受付数〔年間〕	49件	76件

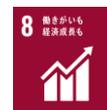


講演会の様子



パネル展の様子

27 男女共同参画



■ 5年後のまちの姿

- ◇ 男女一人ひとりを尊重し、性差による男女の固定的な役割分担意識を解消することで、全ての人がいきいきと活躍できる社会が実現しています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、男女共同参画社会の実現に向けて、男女平等意識の啓発や男女が共に働きやすい環境の整備等に率先して取り組みます。

市民等は、男女の固定的な役割分担意識にとらわれることなく、互いを尊重し支え合うよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 講演会やパネル展等を開催して男女共同参画社会に関する啓発を図ってきました。 ● 関係機関と連携してDV*（ドメスティックバイオレンス）被害に関する相談窓口の周知を図ってきました。 ● 男女共同参画による活力のあるまちづくりを進めるため、政策・方針決定の場や地域活動等における女性の参画を推進してきました。 ● 企業における男女共同参画の取組や仕事と家庭生活等が両立しやすい環境づくりを推進してきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 講演会とパネル展を毎年1回程度開催しており、テレワークの方でも参加しやすいよう講演会をオンライン（リモート）でも実施しています。市の各種審議会・委員会等に積極的に女性を登用しており、女性登用率は年々上昇傾向にあります。 ● 企業への働きかけの1つとして、ハッピー・パートナー企業*（新潟県男女共同参画推進企業）の登録と支援を推進しており、令和2年度末現在5社が登録しています。 ● 第3次胎内市男女共同参画プラン21の策定に当たり、平成30年11月に実施したアンケート調査では、家庭、職場、地域社会の各場所で「どちらかといえば男性の方が優遇されている」という回答が多くなっています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年11月に実施したアンケート調査を通じて、市内には男女の固定的役割分担意識が根強くあることから、慣習や慣行にとらわれず、一人一人が個性や能力を十分に発揮するための意識づくりが必要です。 ● 人口減少・少子高齢化社会における経済・社会の活性化という観点から女性の社会参画が期待されています。そのためには、働きたい女性が仕事と家事・育児・介護の二者一択を迫られることなく働き続けることができるよう、ライフイベントに応じた柔軟な働き方や男性の育児・介護の参画等によるワーク・ライフ・バランス*を図ることが重要です。

(2) 施策の内容

① 男女平等意識の啓発

- ◇ 男女共同参画に関する講演会やパネル展等の開催を継続して、男女平等意識の啓発を図ります。
- ◇ DV*・セクハラ等防止のための啓発や相談窓口の周知に努めます。
- ◇ 固定的性別役割分担意識・社会的慣習の解消・改善に向けた情報発信を行います。

② 男女がともに働きやすい環境の整備

- ◇ 男性の家事・育児・介護への参画を促進するため、これらに関する能力向上の取組を実施します。
- ◇ ハッピー・パートナー企業*の登録等、企業に対する働きかけを継続して推進します。
- ◇ 子育てサービスや介護サービスの拡充等により、仕事と生活の調和のとれた自分らしい生活を送ることができる環境の整備を図ります。

③ 行政が率先する男女共同参画の推進

- ◇ 市の審議会等への女性の積極的な登用を継続して推進します。
- ◇ 男性の育児休暇の取得奨励や女性管理職の積極的な登用等職場環境の整備・風土の改善を進めます。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
男性は仕事、女性は家庭というような固定的性別役割分担意識について、解消していった方が良いと思う市民の割合（アンケート調査）	72.3%	75%
ハッピー・パートナー企業*登録数〔累計〕	5社	20社
市所管の各種審議会等における女性委員の割合	30.6%	38.0%



講演会の様子

■ 5年後のまちの姿

◇ 時代のニーズや市民のニーズにしっかりと向き合った行政運営により、効率的で質の高いサービスが提供されています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、市民の視点に立った行政運営を基本に行政改革を推進し、時代に適応した効率的で質の高い行政運営に努めます。

市民等は、単に行政サービスの受給者という枠を超えて、当事者として行政と連携し、行政の新しいチャレンジを支えるよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 厳しい財政状況の中で充実した行政サービスを提供するため、最小の経費で最大の効果を発揮することを目指す行政改革を推進してきました。 ● 市が実施する施策、事務・事業について、実施方法、費用や効果、目標の達成度合い等を評価・検証することにより、行政経営資源（ヒト・モノ・カネ）の配分を改善する行政評価を実施してきました。 ● 行政サービスの質の維持・向上を図るための職員数を確保しながら、組織や執行体制の改編を実施してきました。 ● 新採用職員向けをはじめとした職位に応じた階層別研修、専門研修等による職員の資質向上に取り組むとともに、職員の健康管理、メンタルヘルス研修等も行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度末において、60を超える施設で指定管理者制度*を導入し、民間企業やNPO*等の力を生かした行政運営の効率化や行政サービスの向上を図っています。 ● 階層別研修、人権啓発研修、メンタルヘルス研修、新発田市との定住自立圏*共同職員研修等を実施しています。 ● 職員自身のストレスへの気づきを促すことなどを目的としたストレスチェックの結果から、職場のストレス傾向を把握し、職場環境の改善に取り組んでいます。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政状況が厳しい中でも地方分権、地方創生を担う地方自治体の役割が大きくなっていることから、行政改革を推進し、市民のニーズに的確に応えられるよう、合理性、柔軟性、透明性、迅速性を備えた組織体制を構築することが継続して必要です。効率化を進める一方で、窓口利用者等に対する丁寧な対応も求められることから、市民の視点を常に意識して行政運営を進める必要があります。 ● 多様化する市民要望や社会状況の変化に対応するため、執行体制を整備しながら、限られた人材で最大の効果を発揮することが引き続き求められています。 ● 限られた職員数でも多様化・複雑化する住民ニーズに対応できるよう、自治体DX*を推進していく必要があります。

(2) 施策の内容

① 行政評価と業務内容の改善

- ◇ 行政評価システムに基づいて継続的に業務内容の評価・改善を進め、業務の効率化と透明性の確保を図ります。
- ◇ 新たな行政サービスの導入検討や既存の施策の改善を図るため、場所や期間を限定して施策を試行する社会実験等の取組を積極的に推進します。
- ◇ 国のデジタル・ガバメント実行計画に基づき、自治体 DX*を導入し、業務の効率化を図ります。

② 実行力の高い執行体制の構築

- ◇ 社会状況の変化にあわせて課・係の新設や統廃合等の組織体制の見直しを行います。
- ◇ 複数の政策分野に関わる重要な課題がある場合には、部署を横断するプロジェクトチームを立ち上げて柔軟に対応していきます。
- ◇ 業務の性質等を慎重に見極めながら、指定管理者制度*や管理委託の導入のほか、公共施設等の整備等に当たっては、PPP/PFI*等の手法の活用を検討します。

③ 広域連携の強化

- ◇ 広域的な連携を行うことにより、必要な機能の確保や更なる業務の効率化を図ります。

④ 職員の能力を引き出す人材管理

- ◇ 人事評価制度を活用し、職員の意欲向上や人材育成を図り、組織の活性化と公務能率の向上に取り組みます。
- ◇ 職員の法令遵守や職業倫理に関する意識の向上はもとより、時代に適応したテーマを取り上げながら、職員研修を実施していきます。
- ◇ 健康診断やメンタルヘルス対策の徹底、適材適所の人員配置等を通じて、職員が持てる能力を発揮できる環境づくりとワーク・ライフ・バランス*の実現を図ります。

(3) 成果指標

指標
行政改革大綱の進捗に関する評価による (施策の評価は、行政改革大綱の取組評価において示します)

■ 5年後のまちの姿

- ◇ 望ましいまちづくりのために必要とされる健全で安定した財政基盤を確立しています。
- ◇ 適切に管理された公共施設やインフラが負の遺産とならずに機能しています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、経営的視点に基づく規律ある財政運営と安定した財政基盤の確立に努めます。

市民等は、納税の義務を果たすとともに、市の財政を家計に置き換えて理解し、選択と集中の考え方の下、投入されている税金の使われ方に関心を持つよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政評価とともに事業の見直しを実施し、また、指定管理者制度*の導入等を進め、歳出の削減を図ってきました。 ● ふるさと納税*、企業版ふるさと納税*やクラウドファンディング*を活用し、財源の確保に取り組んできました。 ● 平成21年4月に発足した新潟県と市町村が共同で滞納整理を行う新潟県地方税徴収機構に職員を派遣し、ここで得た知見を生かして市税の徴収事務の改善を図りました。 ● 廃止施設や遊休地・未利用地等の市有財産の売却や貸付により、管理費用の削減と財源の確保を図ってきました。 ● 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設・インフラの更新、長寿命化、統廃合等を進め、将来負担費用を圧縮してきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人・法人の市民税は、15億円前後で推移していましたが、人口減少や新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和元年度以降減少傾向にあります。市税収入の5割超を占め基幹税となっている固定資産税収入は、おおむね19億円前後で推移しています。 ● 督促のほか定期的に催告を行い、新規滞納者の発生を抑えるとともに、悪質な滞納者に対し差押え等を実施したことで、滞納繰越額が圧縮され、おおむね1億円を下回っています。 ● 公債費や人件費の抑制を進めてきましたが、扶助費は平成28年度と令和2年度を比較すると11.3%増加しています。 ● 実質公債費比率*は、目標としていた起債制限の基準18%未満を平成23年度に達成し、令和2年度には12.3%まで低下しています。 ● 事務を適正に執行するための職員数を確保しながら、一部の職種で退職不補充としたことで、平成28年4月1日から令和3年4月1日までに職員は4.2%減少しています。 ● 令和3年9月に実施した総合計画策定のための市民アンケート調査では、限られた財源の中で行政サービスを充実させていくためには、効率化や無駄の見直しのほか、資産の売却や広域連携による対応または事業の縮小・廃止が必要であるとの声が多くありました。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 歳入は、人口減少に伴う市税収入の減少が予想されます。一方、歳出は、高齢化に伴う社会保障費の増大や老朽化した公共施設等の維持管理費の増大などが予想されます。 ● 今後も継続して、選択と集中の考え方のもと、行政評価とともに事業の見直しを行いながら、歳出の抑制に努める必要があります。 ● 財政上大きな負担となっている公営企業への繰り出しや各種施設運営費の抑制を図るため、公共施設の統廃合やPPP/PFI*等の手法の活用も考慮に入れながら、観光関連施設や公営企業等の経営改善を行っていく必要があります。 ● 安定した財政基盤の確保に向けて、洋上風力発電施設の誘致や企業の誘致など市税等の自主財源を増やすことにつながる取組を推進していく必要があります。また、新たな財源の確保についても継続して進める必要があります。

(2) 施策の内容

① 行政評価等と連動した財政運営の推進

- ◇ 行政評価と予算配分の連動性を高めながら、行政評価と事業の見直しに基づいて、業務の改善などによる経費の削減や有効性に関する評価を反映した予算額の見直し等に継続して取り組みます。
- ◇ 適正な実質公債費比率*の維持や職員定数の適正管理等を継続して歳出の拡大防止を図ります。

② 公契約等の適正化

- ◇ 業務の性質等を慎重に見極めながら、指定管理者制度*や管理委託の導入のほか、公共施設等の整備等に当たっては、PPP/PFI*等の手法の活用を検討します。【再掲】
- ◇ 公営企業、第三セクター等の経営の健全化を目指し、中長期的な視点に立った経営に取り組みます。
- ◇ 契約の透明性や事業の効率性を確保しながら、市内企業育成の観点から、地域内の資金循環を高め、市経済の活性化を図ります。

③ 公共施設等の適正配置と有効活用

- ◇ 公共施設等総合管理計画に基づいて公共施設・インフラの更新、長寿命化、再配置や統廃合等を推進し、将来負担費用の圧縮を図ります。
- ◇ 廃止施設や遊休地・未利用地等の市有財産の売却・貸付を推進し、財源の確保を図ります。

④ 新たな財源の確保と公正な賦課徴収の推進

- ◇ ふるさと納税*、企業版ふるさと納税*やクラウドファンディング*等各種制度を活用した財源の確保に取り組みます。
- ◇ 市の財政状況や税金の使い道等を市民に分かりやすく伝えることで、市民の納税意識を高めます。
- ◇ 課税客体の的確な把握と滞納者の生活実態を把握し、適切な滞納整理の実施により、公平かつ適正な賦課徴収に努めます。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
経常収支比率*	97.4%	96.0%
実質公債費比率*	12.3%	12.0%
将来負担比率*	156.3%	140.0%
現年と滞納繰越分の市税徴収率	97.14%	97.31%
市税の滞納繰越額	106,381千円	94,400千円

第Ⅳ章 資料編

1 策定経過

1-1 策定体制

1-2 策定スケジュール

1-3 総合計画等審議会の概要

1-4 市民アンケート調査の概要

2 SDGs

2-1 SDGs の 17 の目標

2-2 分野別施策との整理対照表

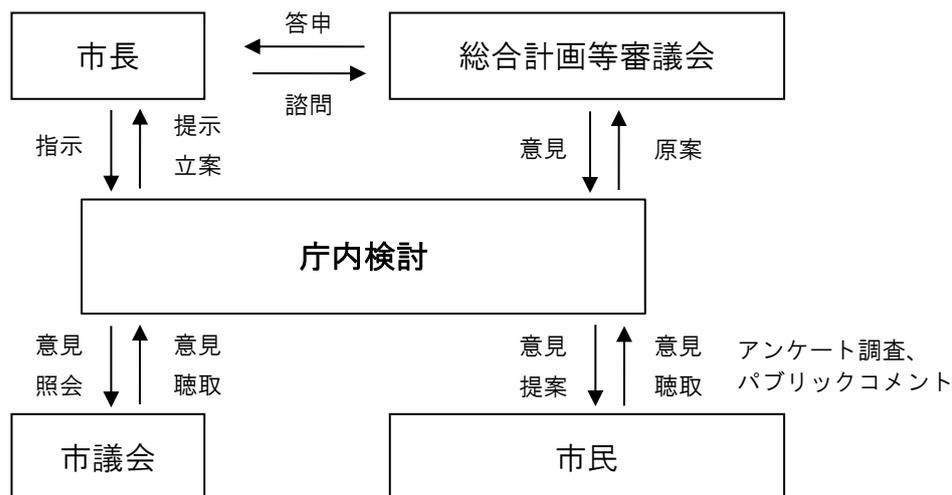
3 用語解説

1 策定経過

1-1 策定体制

後期基本計画総合計画の策定に当たっては、学識経験者、関係団体推薦委員、市民公募委員で構成される「総合計画等審議会」が、市長からの諮問を受けて、内容について審議等を行い、その結果を答申しました。

また、計画の素案段階では、市民アンケート調査やパブリックコメントを行い、広く市民の意見を聴取し、市民の意見の反映に努めました。



1-2 策定スケジュール

日 程	会議名等	内 容
令和3年		
9月3日(金)～ 9月17日(金)	市民アンケート調査	・後期基本計画策定に向けたアンケート調査の実施
10月8日(金)	第1回 総合計画等審議会	・後期基本計画の策定について(諮問) ・後期基本計画の策定作業の進め方及びスケジュールについて ・後期基本計画の策定方針について
令和4年		
1月7日(金)	第2回 総合計画等審議会	・後期基本計画(素案)について ・審議会意見について
2月4日(金)～ 2月24日(木)	パブリックコメント	・後期基本計画(素案)に関するパブリックコメントの実施[意見提出:2人28件]
2月4日(金)～ 2月24日(木)	市議会議員への意見 照会	・後期基本計画(素案)について[意見提出:1人8件]
3月3日(木)	第3回 総合計画等審議会	・後期基本計画(案)について ・パブリックコメントについて ・市議会議員への意見照会について ・後期基本計画(案)の答申について
3月18日(金)	答申	・後期基本計画(案)について(答申)
3月25日(金)	策定	・第2次胎内市総合計画後期基本計画策定

1-3 総合計画等審議会の概要

令和3年度中に3回の会議を開催し、後期基本計画の内容について審議等を行いました。

(1) 委員名簿（敬称略）

号※	氏名	所属等
1	○西済 睦美	胎内市教育委員会教育委員
2	井上 喜美男	中条町商工会会長
	鈴木 均	胎内市農業協同組合理事
	瀬賀 和之	連合新潟下越地域協議会胎内支部役員
3	朝妻 真美	社会福祉法人愛宕福祉会ひだまりこども園園長
	◎鈴木 孝男	新潟食料農業大学教授
	長 敦史	新潟県信用組合支店長
	南波 和也	水澤化学工業株式会社中条工場事務管理課長
4	伊藤 祐太	中条地区区長会推薦
	川崎 裕司	乙地区区長会推薦
	佐藤 直文	築地地区区長会推薦
	榎本 安雄	黒川地区区長会推薦
	今井 容承	胎内市立中条すこやかこども園推薦
	塚野 陽介	胎内市 PTA 連絡協議会推薦
	平井 孝	胎内市 PTA 連絡協議会推薦
	鈴木 俊一	公募委員

◎=会長、○=副会長

※胎内市総合計画等審議会条例第3条第2項に基づくもの

第1号委員（行政委員会の委員）

第2号委員（各種団体の推薦する者）

第3号委員（識見を有する者）

第4号委員（その他市長が適当と認める者）



(2) 諮問

胎総政第328号
令和3年9月29日

胎内市総合計画等審議会
会長 鈴木 孝男 様

胎内市長 井畑 明彦

第2次胎内市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

令和3年度をもって第2次胎内市総合計画の前期基本計画が終了するため、令和4年度から令和8年度を計画期間とする後期基本計画を策定します。

当該後期基本計画の策定にあたり、胎内市総合計画等審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(3) 答申書

令和4年3月18日

胎内市長 井畑 明彦 様

胎内市総合計画等審議会
会長 鈴木 孝男

第2次胎内市総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和3年9月29日付け胎総政第328号で貴職から諮問のありましたこのことについて、当審議会で慎重に審議を重ねた結果、当該計画は妥当と認めたので答申します。

なお、計画の推進にあたっては、当審議会の審議過程で各委員から出された意見や市民アンケートの意見を十分に尊重するとともに、下記の事項に留意し、目標が達成されるよう鋭意努力されることを望みます。

記

- 1 社会情勢の変化等に伴い多様化、複雑化する市民ニーズや諸問題に対応するため、重要課題や分野にまたがる施策については、全庁横断的な取組として推進すること。
- 2 子育て・教育に関する取組や支援をこれまで以上に推進しながら、子どもを安心して産み育てられる環境を整備し、未来への希望が持てるまちづくりを進めること。
- 3 計画の推進にあたっては、市民に広く周知を図り、市民や企業、関連団体等と連携しながら取り組むこと。また、市民が主体性を持ってまちづくりに参加・参画しやすい環境を整備し、協働でまちづくりに取り組むこと。
- 4 計画における将来像「自然が活きる、人が輝く、交流のまち“胎内”」の実現に向けて、あらゆる場面で、3つの基本方針である「市民協働」、「選択と集中」及び「未来への投資」を大切にし、経営的視点をもって取り組むとともに、これからの胎内市のまちづくりを担う「人材の育成」を進めること。

1-4 市民アンケート調査の概要

計画内容の検討のため、前期基本計画に対する評価やまちづくりの施策の方向性等に関するご意見を直接市民の皆様から頂き、後期基本計画の策定に役立てることを目的としたアンケート調査を以下のとおり実施しました。

(1) アンケート調査の実施概要

調査対象	市内に居住する満16歳以上の市民1,200人 ※住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査期間	令和3年9月3日(金)～9月17日(金) ※9月22日までに市に到着した回答を集計
配付・回収結果	配付数：1,200 回収数：460(回収率38.3%)
主な調査項目	○市政全般に関する評価やご意見について ○子育て・教育・学びについて ○健康・福祉について ○産業・雇用について ○生活基盤について ○自治・協働について ○回答者の属性

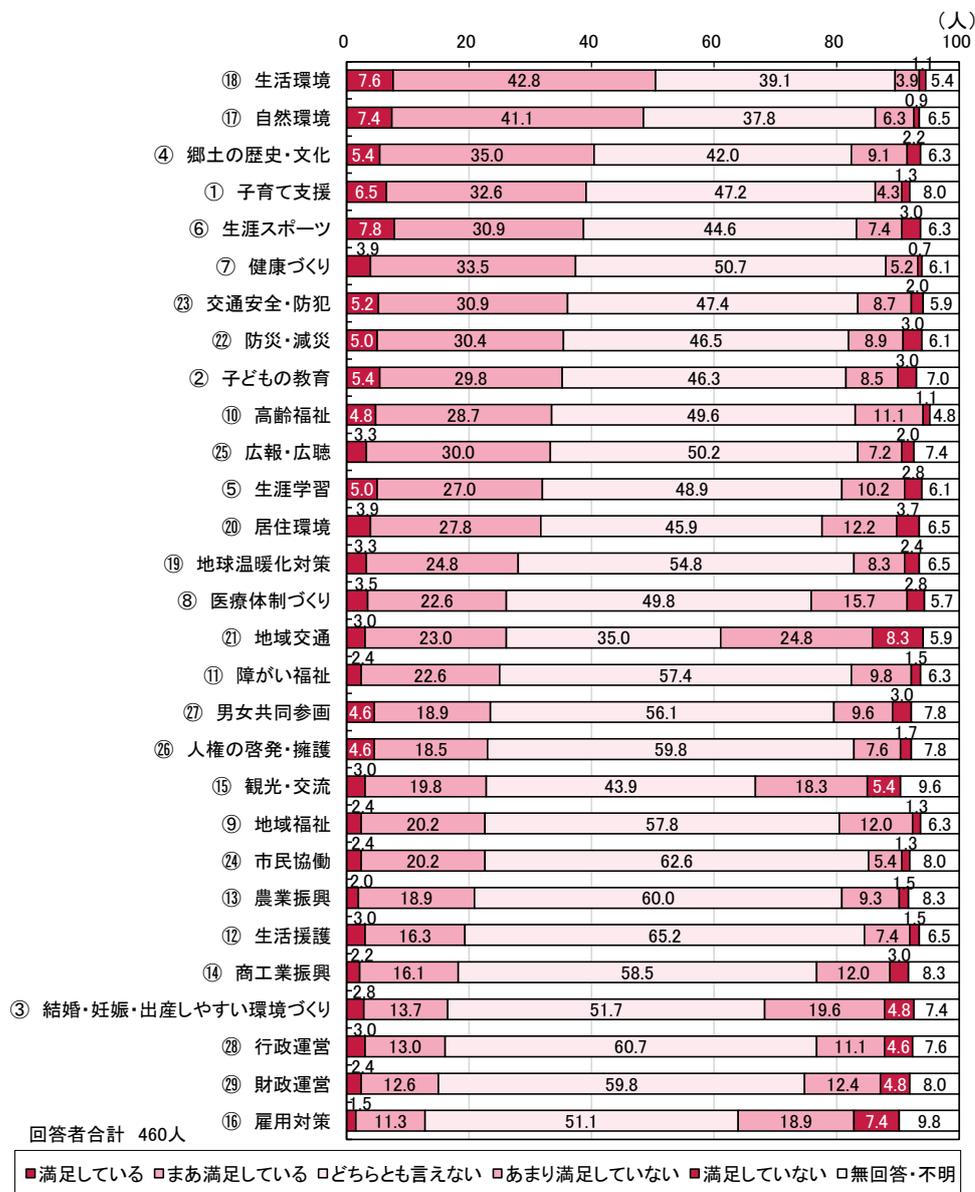
(2) 主要設問の結果概要

■ 「胎内市で実施している施策の満足度をお答えください」(単一回答)

第2次総合計画に掲げた29施策の満足度を尋ねた設問で、「満足している」、「まあ満足している」の合計が多い順に並び替えたものが下図になります。

合計が最も高いのは、「⑱生活環境」の50.4%で、以下、「⑰自然環境」(48.5%)、「④郷土の歴史・文化」(40.4%)、「①子育て支援」(39.1%)、「⑥生涯スポーツ」(38.7%)と続きます。

一方、最も低いのは「⑯雇用対策」の12.8%で、以下、「⑲財政運営」(15.0%)、「⑳行政運営」(16.0%)、「③結婚・妊娠・出産しやすい環境づくり」(16.5%)、「⑭商工業振興」(18.3%)と続きます。

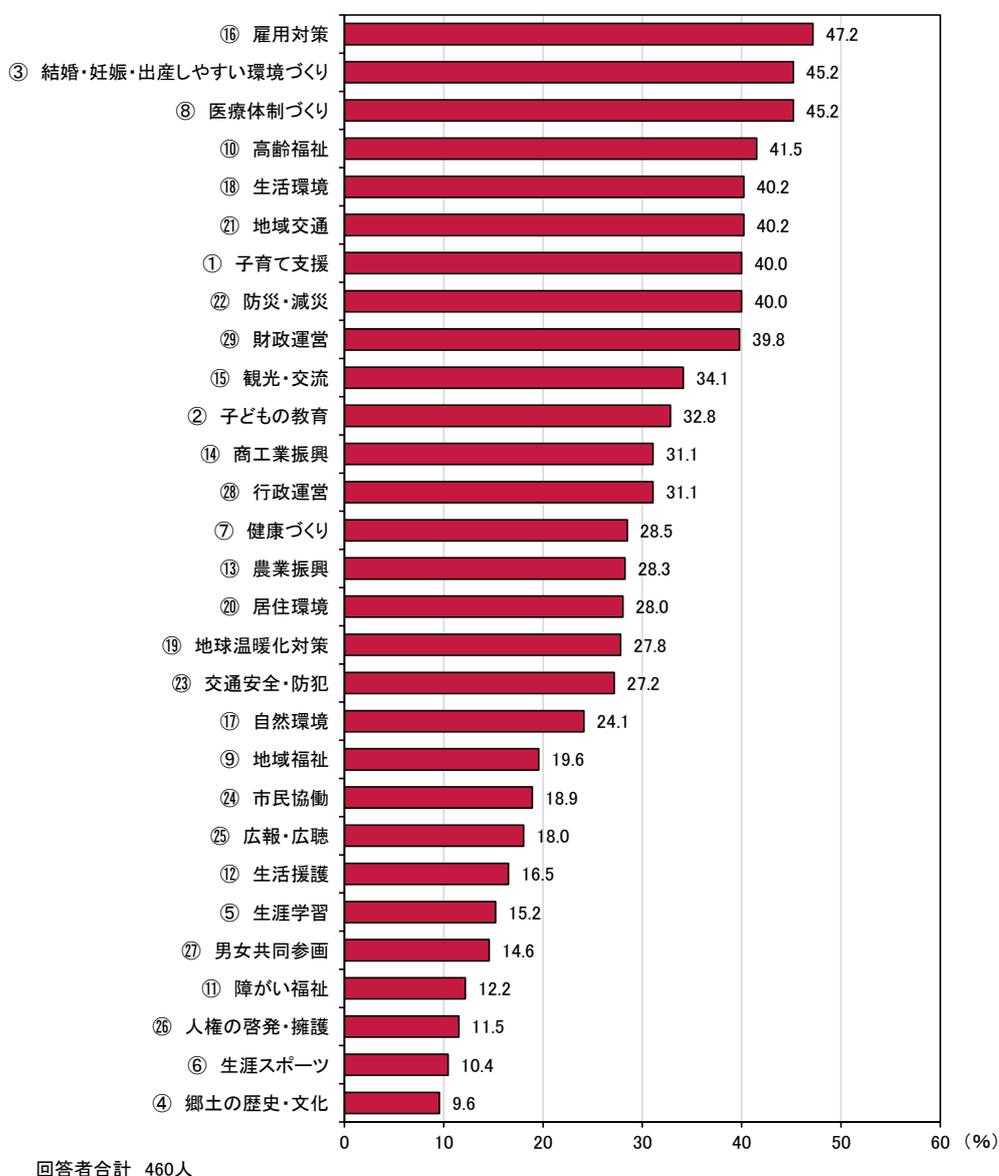


■ 「今後優先的に取り組む必要があると思うものは何ですか？」
 (複数回答：分野ごとに優先すべきものを2つまたは3つ選択する設問)

前頁と同じ29施策の取組について、「優先的に取り組む必要がある」との回答率が高い順に並び替えたものが下図になります。

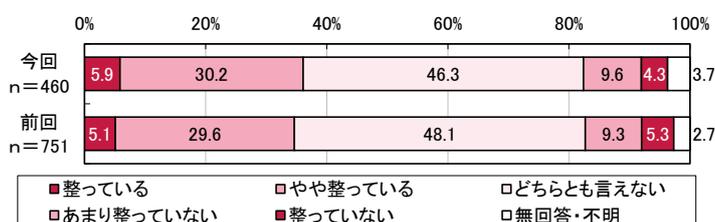
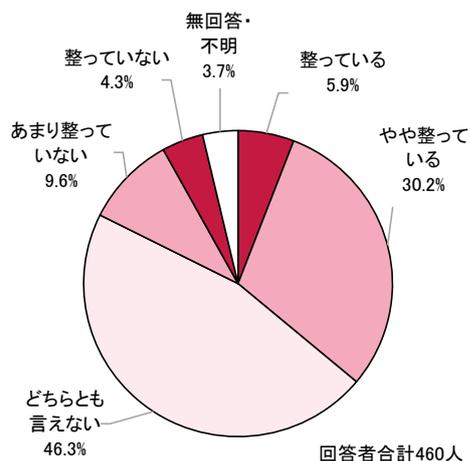
最も回答率が高いのは、「⑯雇用対策」の47.2%で回答者の半数弱が回答しています。以下、「③結婚・妊娠・出産しやすい環境づくり」(45.2%)、「⑧医療体制づくり」(45.2%)、「⑩高齢福祉」(41.5%)、「⑱生活環境」(40.2%)、「㉑地域交通」(40.2%)の順になっています。

一方、最も回答率が低いのは、「④郷土の歴史・文化」の9.6%になっています。以下、「⑥生涯スポーツ」(10.4%)、「㉒人権の啓発・擁護」(11.5%)、「⑪障がい福祉」(12.2%)、「㉓男女共同参画」(14.6%)の順になっています。



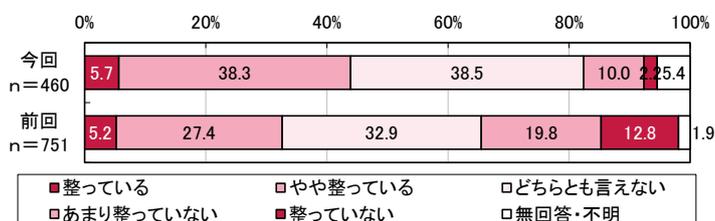
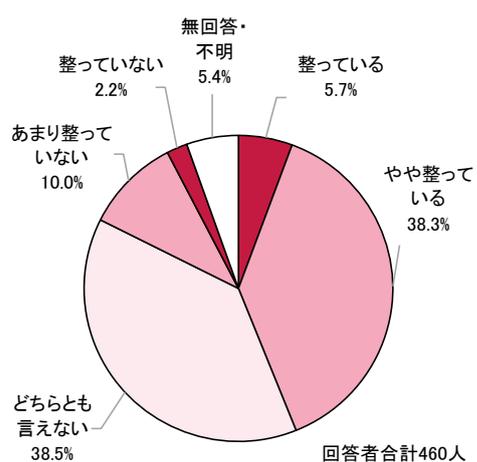
■ 「胎内市は子育てしやすい環境が整っていると思いますか？」（単一回答）

回答率が最も高いのは「どちらとも言えない」の46.3%で、半数弱の方が回答しています。「整っている」(5.9%)、「やや整っている」(30.2%)を合わせると36.1%となり、前回と比較するとやや上昇しています。



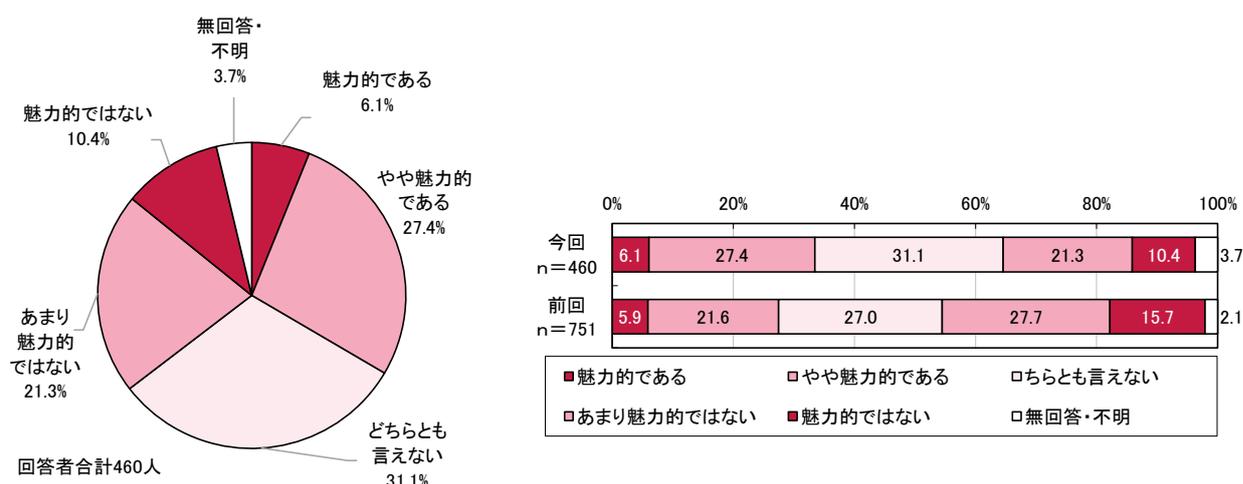
■ 「胎内市は誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境が整っていると思いますか？」（単一回答）

「どちらとも言えない」(38.5%)と「やや整っている」(38.3%)がほぼ同率の回答になっています。「整っている」(5.7%)、「やや整っている」(38.3%)を合わせると44.0%となり、前回と比較すると大きく上昇しています。



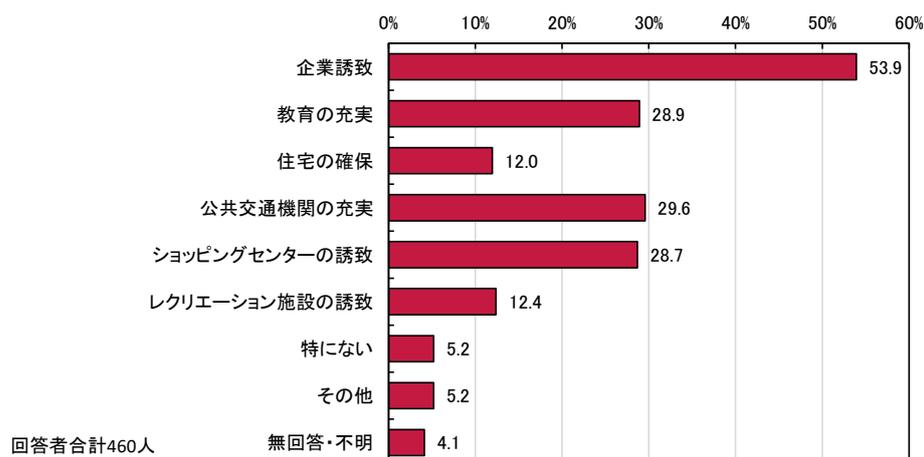
■ 「胎内市は魅力的な観光地だと思いますか？」

「どちらとも言えない」が31.1%と最も高く、「やや魅力的である」(27.4%)が続きます。「魅力的である」(6.1%)、「やや魅力的である」(27.4%)を合わせると33.5%となり、「魅力的ではない」(10.4%)、「あまり魅力的ではない」(21.3%)を合わせた回答(31.7%)をやや上回っています。前回と比較し「魅力的である」との回答率が上昇しています。



■ 「胎内市の人口流出を抑え、移住や定住を促進するためにどのような取組が必要だと思いますか？」(複数回答)

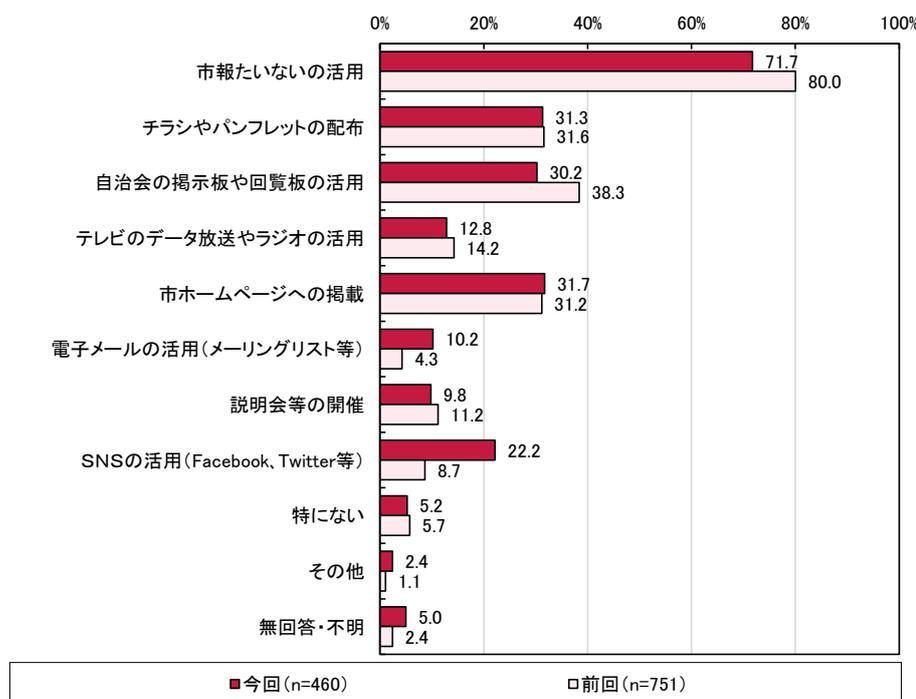
「企業誘致」が53.9%と最も高い回答率を示し、他を大きく引き離しています。その他の回答として、「公共交通機関の充実」(29.6%)、「教育の充実」(28.9%)、「ショッピングセンターの誘致」(28.7%)が続きます。



■ 「今後、市政に関する情報提供をどのような形で行うのが良いと思いますか？」（複数回答）

「市報たいないの活用」の71.7%が最も高く、他を大きく引き離しています。その他の回答として「市ホームページへの掲載」（31.7%）、「チラシやパンフレットの配布」（31.3%）、「自治会の掲示板や回覧板の活用」（30.2%）、「SNS*の活用（Facebook、Twitter等）」（22.2%）が続きます。

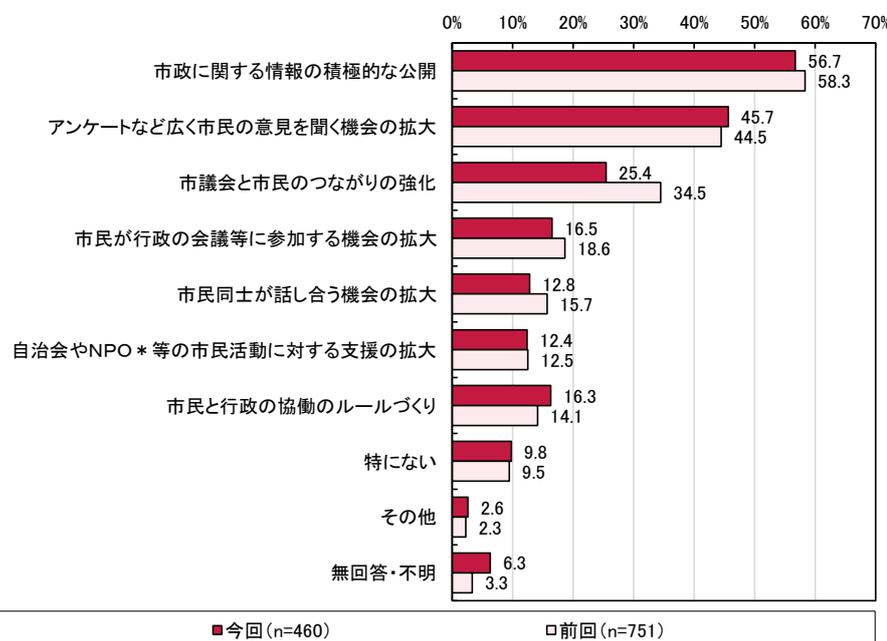
前回と比較し、「SNS*の活用（Facebook、Twitter等）」の回答率が大きく上昇しています。



■ 「今後、市民の意見や要望を市政に反映するためにどのような取組が必要だと思いますか？」（複数回答）

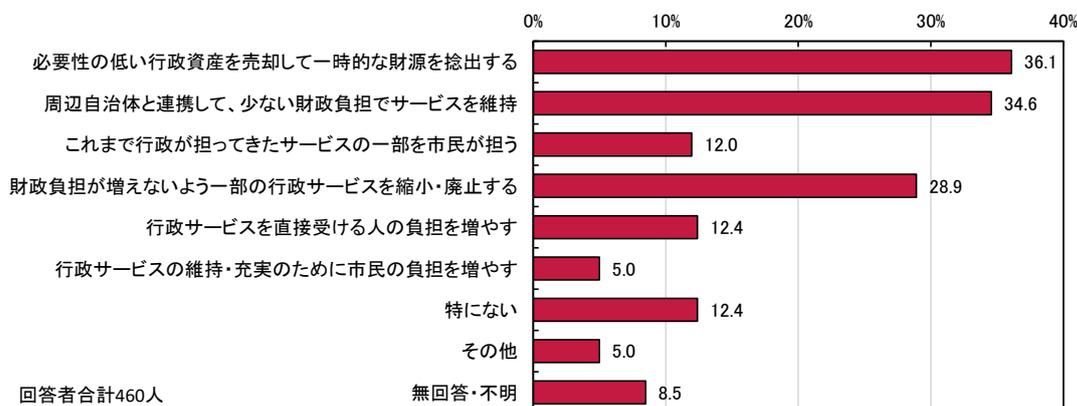
「市政に関する情報の積極的な公開」の56.7%が最も高く、以下、「アンケートなど広く市民の意見を聞く機会の拡大」（45.7%）、「市議会と市民のつながりの強化」（25.4%）と続きます。

前回と比較し、「市議会と市民のつながりの強化」の回答率が低下しています。



■ 「今後、限られた財源の中で行政サービスを充実させていくために、行政の効率化や無駄の見直しの他にどのような取組が必要だと思いますか？」（複数回答）

「必要性の低い行政資産を売却して一時的な財源を捻出する」の36.1%が最も高くなっています。以下、「周辺自治体と連携して、少ない財政負担でサービスを維持」（34.6%）、「財政負担が増えないよう一部の行政サービスを縮小・廃止する」（28.9%）と続きます。



2 SDGs

2-1 SDGs の 17 の目標

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年の国連サミットで採択された、2030年までの国際社会全体の開発目標です。「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されています。

胎内市においてもSDGsの理念を踏まえ、後期基本計画の策定を機に、それぞれの施策とSDGsのゴール（目標）との対応を示し、分野別施策と連携を図ることで、取組を推進することとします。

ロゴ	タイトル	内容
	貧困をなくそう	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
	安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

ロゴ	タイトル	内容
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーション*の推進を図る
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	人や国の不平等をなくそう	国内及び各国家間の不平等を是正する
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	つくる責任つかう責任	持続可能な消費生産形態を確保する
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 <p>17 パートナリシップで 目標を達成しよう</p>	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2-2 分野別施策との整理対照表

ロゴ	タイトル	1 子育て・教育・学び						2 健康・福祉						3 産業・雇用			
		①子育て支援	②子どもの教育	③結婚・妊娠・出産しやすい環境づくり	④郷土の歴史・文化	⑤生涯学習	⑥生涯スポーツ	⑦健康づくり	⑧医療体制づくり	⑨地域福祉	⑩高齢福祉	⑪障がい福祉	⑫生活援護	⑬農業振興	⑭商工業振興	⑮観光・交流	⑯雇用対策
	貧困をなくそう	●		●						●		●					
	飢餓をゼロに												●			●	
	すべての人に健康と福祉を	●		●			●	●	●	●	●					●	
	質の高い教育をみんなに	●	●		●	●											●
	ジェンダー平等を実現しよう	●		●													●
	安全な水とトイレを世界中に															●	
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに		●														
	働きがいも経済成長も												●	●	●	●	●
	産業と技術革新の基盤をつくろう												●	●			
	人や国の不平等をなくそう										●						
	住み続けられるまちづくりを				●	●	●		●							●	
	つくる責任つかう責任				●	●										●	
	気候変動に具体的な対策を												●				
	海の豊かさを守ろう															●	
	陸の豊かさを守ろう												●		●		
	平和と公正をすべての人に																
	パートナーシップで目標を達成しよう	●			●	●											

ロゴ	タイトル	4 生活基盤							5 自治・協働					
		⑰ 自然環境	⑱ 生活環境	⑲ 地球温暖化対策	⑳ 居住環境	㉑ 地域交通	㉒ 防災・減災	㉓ 交通安全・防犯	㉔ 市民協働	㉕ 広報・広聴	㉖ 人権の啓発・擁護	㉗ 男女共同参画	㉘ 行政運営	㉙ 財政運営
	貧困をなくそう													
	飢餓をゼロに		●											
	すべての人に健康と福祉を		●					●						
	質の高い教育をみんなに										●	●		
	ジェンダー平等を実現しよう							●			●	●		
	安全な水とトイレを世界中に	●	●		●									
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに			●										
	働きがいも経済成長も										●	●		
	産業と技術革新の基盤をつくろう													
	人や国の不平等をなくそう										●	●		
	住み続けられるまちづくりを		●	●	●	●	●	●						
	つくる責任つかう責任		●	●				●						●
	気候変動に具体的な対策を			●				●						
	海の豊かさを守ろう		●	●										
	陸の豊かさも守ろう	●	●	●										●
	平和と公正をすべての人に							●				●		
	パートナーシップで目標を達成しよう			●				●	●	●	●		●	

3 用語解説

ア行

*空き家バンク【65頁】

優良な空き家の情報を市が登録し、これを希望者に対して提供し、売買の仲介等を行う制度

*一次救急医療（初期救急医療）【40頁】

主に入院治療の必要がなく、帰宅可能な患者に対する救急医療のこと。

*イノベーション【53、99頁】

新技術の発明や新規のアイデア等から、新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす変革のこと。

*インキュベーション/インキュベーション施設【14、53頁】

英語で「(卵などが)ふ化する」を意味する言葉。これになぞらえ、起業家の育成や新しいビジネスを支援する施設を「(ビジネス) インキュベーション施設」と呼ぶ。

*インターンシップ【56、57頁】

学生が在学中に自らの専攻や将来希望する職業に関連した就業体験を行うこと。

*汚水処理人口普及率【60頁】

下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティプラントを利用できる人口に、合併浄化槽の利用人口を加えた値を、総人口で除して算出した汚水処理施設の普及状況の割合のこと。

*お試し居住【65頁】

移住や二地域居住を考えている地域にお試しとして短期的に宿泊・滞在すること。ここでは、このお試し居住を推奨する情報発信や宿泊・滞在施設の確保、補助制度などの施策の総称として「お試し居住」と表す。

カ行

*介護予防・日常生活支援総合事業【39、44頁】

高齢者人口が増加する中、たとえひとり暮らしや認知症になった場合でも住み慣れた地域でいきいきと自分らしく暮らし続けることができるように介護予防と自立支援に重点を置いた事業

*介護予防リーダー【45頁】

健康体操やストレッチなどの介護予防活動を地域の中で中心となって普及・実践するボランティアのこと。

*下越医療圏域【40頁】

新発田市、村上市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村の3市1町2村で構成される区域。特殊なサービスを除き、比較的専門性の高い保健医療活動が完結できる区域として、県内では7つの圏域を設定して、保健・医療サービスの提供体制の整備を進めている。

*稼働世帯【48、49頁】

職業に就き、収入を得ることのできる稼ぎ手のいる世帯。満15歳以上64歳未満の人が稼働年齢層に当たる。

*環境マネジメントシステム【63頁】

組織や事業者がその活動の中で実施する環境保全に関する方針や目標を自ら設定し、これを達成するために組織や施設内で整える体制・手続き等の仕組み

*企業主導型保育事業【27頁】

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図るもの

*企業版ふるさと納税【82、83頁】

「ふるさと納税*」と同様に企業による寄附に対して税額控除を行う制度。寄附の対象は地方公共団体による地方創生の取組で、控除額は法人住民税、法人事業税、法人税の合計で寄附額の6割となっている。

*キャリア教育【17、28、29、57頁】

子ども達が激しい社会の変化の中で社会人・職業人として自立していくことができるよう、学校教育等の中で職業についての基礎的な知識や技能、個性に応じた将来の進路を選択する能力や態度などを身につけさせる教育

*旧小学校区等（15地区）ネットワーク会議【42、43頁】

旧小学校区のエリア単位で、自治会で解決困難なことなどを協議し、支援体制を作るための会議

*共助【9、42、68、69、73頁】

自分の身を自分の努力によって守る「自助*」、国、都道府県や市町村等の対応による「公助*」に対して、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が協力して実施する福祉や防災等の支え合いの活動を「共助」という。なお、介護保険などの社会保障制度等の制度化されたお互いが支え合う仕組みを「共助」といい、地域でお互いを支え合う仕組みを「互助」ということもある。

*クラウドファンディング【82、83頁】

インターネットを介して不特定多数の人々から資金調達する仕組み。群衆を意味する「crowd」と、資金調達を意味する「funding」を組み合わせて、クラウドファンディング（crowdfunding）と呼ばれている。

*景観計画【65頁】

景観行政団体となった都道府県または市町村が、良好な景観の形成を図るために、一定の区域について良好な景観の形成に関する基本的な方針や行為の制限に関する事項等を定めるもの

*経常収支比率【83頁】

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費が、毎年度の経常的な財源収入に占める割合のことで、この比率が高いほど市財政のゆとりが失われていることを表す。

*合計特殊出生率【5、30頁】

15歳から49歳までの女性が一生の間に生む子どもの数に相当するもの

*公助【68頁】

→「共助」を参照

*交通結節点【15、64頁】

交通機関の乗り換え・乗り継ぎが行われる場所や施設を指す。胎内市においては、自動車・二輪車・歩行者と電車の乗り換えを行う中条駅や平木田駅が主な交通結節点となる。

*国土強靱化地域計画【69頁】

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、大規模自然災害等のリスクを減らすための事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する

施策を総合的に実施し、しなやかで強靱な地域づくりを推進するための計画のこと。

***子育て世代包括支援センター【9、26頁】**

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、支援プランの策定や地域の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。

***個別避難計画【68、69頁】**

災害時の避難に支援が必要な者（避難行動要支援者*）が、災害時にどのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ確認しておくため、一人一人の状況に合わせて作成する個別の避難計画のこと。

***コミュニティ・スクール【28、29頁】**

学校と保護者や地域の皆がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子ども達の豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み

***コミュニティソーシャルワーカー【9、42、43頁】**

地域において支援を必要とする人達の相談を受けたり、支援活動をする人と結びつけたり、公的制度との調整をするなど制度の狭間の問題を公民協働で解決する専門職（社会福祉士、介護支援専門員、その他福祉・介護の分野で専門知識を有する方）

***雇用促進奨励金制度【56、57頁】**

産業の振興と雇用の促進を目的とする胎内市企業設置促進条例に基づき、企業の設置に伴って新たに雇用された方のうち、市内に住所を有する方1人につき10万円を奨励金として交付する制度

サ行

***再エネ海域利用法【62頁】**

海洋再生可能エネルギー*発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律

***再生可能エネルギー【19、20、62、63頁】**

石油、石炭、天然ガス等の化石燃料から生み出したものではなく、太陽光や風力、地熱等、地球上で自然に起こる現象を利用して繰り返し使えるエネルギーを指す。

***サロン／サロン活動【18、39、42、43、44、45頁】**

身近な集会所や公会堂などの歩いて行ける場所で地域の方がお茶のみを中心に交流する活動。このうち、胎内市社会福祉協議会からの支援を受けている活動を「地域のお茶の間サロン」と呼ぶ。

***産官学金労言【21頁】**

産：産業界、官：地方公共団体や国の関係機関、学：大学等の高等教育機関、金：金融機関、労：労働団体、言：報道諸機関の略

***資源循環型社会【60頁】**

廃棄物等の発生を抑制し、資源を循環的に利用するとともに、循環的に利用できない資源については適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。ある産業から出る全ての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすること（=ゼロエミッション*）が究極の目標となる。

***自主防災組織【68、69頁】**

自治会・集落の単位で地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚や連帯感に基づき、自主的に防災活動をする組織のこと。

***自助【21、68、69頁】**

→「共助」を参照

***自然環境保全地域【58、59頁】**

自然環境の保全や生物の多様性の確保のため、ほとんど人の手の加わっていない原生の状態が保たれ、また、優れた自然環境を維持している地域で、自然環境保全法および都道府県条例に基づき指定される箇所

***自然公園区域【58、59頁】**

日本の優れた自然風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養および教化に資することを目的に、自然公園法に基づき指定される公園の区域

***自治体DX【80、81頁】**

自治体が担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの向上に繋げていくもの

***実質公債費比率【10、82、83頁】**

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、財政状況の判断基準の1つとなっている。

***指定管理者制度【54、55、80、81、82、83頁】**

公共施設の管理や運用に当たって、民間事業者等有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上と施設の新設目的の効果的な達成を図る制度

***市民講座学級事業【45頁】**

高齢者の学習意欲に応えるため、高齢者大学や教養講座、体験講座、移動学習、料理教室等の講座や教室を開催する事業

***周産期医療【31頁】**

妊娠22週から生後満7日未満までの「周産期」に対応する医療のこと。この期間は、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があり、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現される。

***消防水利【68、69頁】**

消火栓、防火水槽、河川、井戸など消防に利用される水のこと。

***将来負担比率【83頁】**

借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合い

***すこやか教室【45頁】**

身体に不調や衰えを感じ、生活機能に不安のある高齢者を対象に、運動機能向上や栄養改善、口腔機能向上（または歩行や栄養状況、歯と口の機能を維持・改善）のために必要な知識や実践方法などを伝える取組

***ストック【64頁】**

経済学の用語で、ある一時点において存在する量のこと。これに対して、ある一定期間に流出する量（例えば新規の住宅建設など）を「フロー」という。

***スポーツ・ツーリズム【37頁】**

スポーツを見に行くための旅行およびそれに伴う周辺観光や、スポーツを支える人々との交流などスポーツに関わる様々な旅行のこと。胎内市ではこれまでトレイルランや胎内市ロード大会を実施

***スマートインターチェンジ【52、53頁】**

通行可能な車両を ETC 搭載車両に限定したインターチェンジで、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バス停から乗り降りができるように設置される。支払い方法が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来に比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

***生産年齢人口【19、52、56頁】**

15歳以上64歳未満の人口層のこと。

***セッション【75頁】**

セッション数は Web サイトへの「訪問数」のことをいい、Web サイトにアクセスしてから出て行くまでの一連の行動のことをいう。Web サイトを訪れたユーザーがサイト内で行う一連の行動をまとめて1セッションとしてカウントし、概ね30分程度の時間が経過すると新しいセッションとしてカウントする。

***ゼロエミッション【60頁】**

ゼロ (= 0) と「排出」を表すエミッションを組み合わせた言葉で、「ごみ排出ゼロ」の意味

***全国標準学力検査 (NRT)【29頁】**

全国的に実施される学力テストで、全国基準に照らして対象者の学力を客観的に把握することができるもの

夕行

***耐震シェルター【69頁】**

建築物内に本体とは独立して設置される構造物で、建築物が倒壊した場合でも避難できる空間（シェルター）のこと。

***多世代交流対応型サロン【42、43頁】**

子どもから高齢者まで障がいの有無に関わらず、その人の個性を理解し、活かしながら、誰もが「役割」と「生きがい」を持って、交流できる居場所。多世代交流の場ともいう。

***地域おこし協力隊【51頁】**

地方公共団体が、3大都市圏をはじめとする都市圏から受け入れた都市住民等を「地域おこし協力隊員」として委嘱する制度。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組

***地域ケア会議【43、45頁】**

介護、医療に関わる専門職等が集まって、支援が困難な高齢者への対応や地域課題の把握と解決方策について話し合い、その支援体制を整備していくために開かれる会議

***地域支え合いサポーター【42、43頁】**

誰もが安心して生活していけるまちを目指す地域支え合い活動の中心的役割を担うボランティアのこと。介護や医療等の専門職と住民とのつなぎ役や住民からの相談相手、地域の支え合い活動の支援などを行う。

***地域包括ケアシステム【18、44、45頁】**

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体となって支える仕組み

***地域包括支援センター【39、45頁】**

高齢者の健康、福祉、介護に関するあらゆる相談を受け付けて、その状態を把握し、介護予防の推進や心身の状態に合わせた総合的・包括的な支援を提供する公的機関

***地域防災計画【69頁】**

災害対策基本法第42条の規定により、市防災会議が策定する計画であり、災害時における市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減するため、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とするもの

***地域密着型（サービス）【44頁】**

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型として創設されたもの。施設への「通い」、自宅への「訪問」や短期間の「泊まり」を組み合わせて、在宅での生活を継続できるよう支援する小規模多機能型居宅介護等のサービスが存在する。

***地域若者サポートステーション【57頁】**

働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、専門的な相談や各種訓練、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う公的機関

***着地型観光【54頁】**

観光客の受け入れ先が地元ならではのプログラムを企画し、参加者が現地集合、現地解散する新しい観光の形態。主に都会にある出発地の旅行会社が企画して参加者を目的地へ連れて行く従来の「発地型観光」と比べて、地域の振興につながる期待されている。

***チャレンジショップ【53頁】**

「これから商売を始めたが経験がない」、「開業資金を貯めながら経験を積みたい」といった挑戦（チャレンジ）する人達のために、空き店舗などを活用して一定期間無償または低額で貸し出す店舗（ショップ）または店舗スペースが並んだ施設のこと。

***定住自立圏【30、31、56、80頁】**

地方圏において、3大都市圏と並ぶ人口定住の受け皿として形成される圏域のこと。なお、「定住自立圏構想」とは、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策のこと。

***デマンドタクシー【66頁】**

バス等の路線定期型の交通サービスに対して予約型の運行形

態の交通サービスを「デマンド型交通」といい、一般のタクシーと区別する意味で、予約型の乗り合いタクシーを「デマンドタクシー」と称する。胎内市ではドアツードアで運用している「のれんす号」がこれに当たる。

*特殊詐欺【70、71頁】

振り込め詐欺や、必ずもうかる金融商品、ギャンブル必勝法などをうたって面識のない不特定の者に対して、預貯金口座への振込みその他の方法により現金等をだまし取る詐欺の総称

*特定保健指導【39頁】

メタボリックシンドローム該当者およびその予備群を判定する「特定健康診査」の結果、必要と判定された方に対して、一人一人の状態に合った生活習慣の改善に向けた支援を行うこと。

*都市計画マスタープラン【64、65頁】

「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるもので、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンと地区別のあるべきまちの姿を定める計画

ナ行

*二次救急医療【40頁】

主に入院治療を必要とする重症患者に対する救急医療のこと。高度処置が必要な重篤患者については三次救急医療が対応する。

*認定こども園【26、69頁】

幼稚園が担う教育と保育園が担う保育を一体的に行う施設のこと。認可幼稚園が保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど保育所的な機能を備えた幼稚園型や、認可保育所が保育が必要な子ども以外の子どものも受け入れるなど幼稚園的な機能を備えた保育所型などがある。

*ネットワーク型コンパクトシティ【15、65頁】

医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地する集約型の都市構造を「コンパクトシティ」と呼ぶ。市内の複数の拠点に各種施設や住居がまとまって立地する胎内市では、こうした拠点を公共交通や道路交通網（ネットワーク）で結び、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく必要な施設を利用できるような「ネットワーク型コンパクトシティ」を目指している。

*農業振興地域／農業振興地域整備計画【51頁】

自然的・経済的・社会的諸条件から農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について都道府県が指定するもの。

指定を受けた市町村は、都道府県知事と協議して、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するため、農用地等として利用すべき土地の区域などを定める「農業振興地域整備計画」を策定する。

*農地中間管理機構【50、51頁】

農用地等を貸したいという農家（出し手）から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）への集積・集約化を進めるため、中間的受け皿となる組織。「農地集積バンク」ともいう。

ハ行

*ハートマッチにいがた【31頁】

結婚を希望する独身男女に対して1対1の出会いの場を創出するため、会員となる独身男女が自身のプロフィールを登録し

た上で、会いたい相手を検索（会員のプロフィールを閲覧）し、その結果を受けて「にいがた出会いサポートセンター」が個別に引合せを行う仕組み

*ハザードマップ【69頁】

自然災害による被害について、被害の範囲や程度等の予測を記載した地図のこと。胎内市では、防災ガイドブックの中で、水害、土砂災害、地震、津波の各災害について避難場所等も合わせて記載したハザードマップをそれぞれ作成し、公表している。

*ハッピー・パートナー企業【78、79頁】

男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるような職場環境を整えていることや、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組んでいることを県が認め、登録した企業のこと。

*パパママ学級【31頁】

健やかな妊娠・出産と夫婦が協力して子育てができるよう、妊婦とそのパートナーを対象に、講義や体験会を実施するもの

*バリアフリー化【45頁】

高齢者や障がいのある人などが自立した日常生活を送るために、円滑な移動等の障害となる段差の解消や手すりの設置などを行うこと。

*ビッグデータ【10、14頁】

インターネットの発達に伴い発生した、整理・活用されていないばく大な量のデータのこと。例えば、個人が発信する文字情報や画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、気象情報、医療情報などが該当し、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな事業の展開が期待されている。

*避難行動要支援者【68、69頁】

高齢者や障がいのある人など災害時に特別の配慮を要すると考えられる方のうち、自ら避難することが困難な方のこと。

*ファミリーサポートセンター【9、26、27頁】

地域において子育て家庭の仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境をつくることを目的として、「子育ての援助をして欲しい方（依頼会員）」と「子育ての援助をしてくださる方（提供会員）」がお互いに助け合う会員組織

*フィフティ・フィフティ制度【63頁】

学校においては児童・生徒や教職員が協力して省エネ活動を行い、そこで節減できた光熱水費の半分（50%）を地方公共団体の財政に、残り半分（50%）をその学校に還元する制度。地球温暖化防止と地方公共団体の経費削減、更に省エネ教育の実践も企図する。

*福祉まるごと相談窓口【9、44頁】

福祉に関する生活上の様々な問題や困りごとを抱える方からの相談を受け、関係機関と連携しながらその人に適した支援を行うとともに、地域住民による支援の充実が図られるよう地域の支援者と協働し、自助*、互助、共助*、公助*をつなぎ合わせた切れ目のない支援の実現を目指す。

*ふるさと納税【82、83頁】

自分の生まれ故郷をはじめとした応援したい都道府県や市区町村に対する寄附を優遇する制度。一般的な寄附の場合には寄附金額の一部が所得税および住民税から控除されるのに対して、

ふるさと納税の場合には自己負担額の2,000円を除いた全額（限度額あり）が控除の対象となるため、自分が納める税金の納付先を選択すると同様の効果を持つ。

***防災行政無線【68、69頁】**

災害時や緊急時に「避難指示」などの重要な情報を、屋外拡声子局（屋外スピーカー）や戸別受信機などから迅速にお知らせする無線放送施設のこと。

***防犯・防災メール【68、69、70、71頁】**

安心で安全なまちづくりの一環として、防犯情報、防災情報などの安心安全情報を、あらかじめ登録いただいた「携帯電話」や「スマートフォン」などにメール配信する市のメール配信サービスのこと。

***保健推進員【38頁】**

市民の健康増進を図るため、行政区ごとに市長から委嘱され、住民の健康状態の把握や保健活動の推進、健康診査等への協力を行うボランティアのこと。

マ行

***マイ・タイムライン【69頁】**

台風や大雨の風水害等、これから起こるかもしれない災害に対し、一人一人の家族構成や生活環境に合わせて、「いつ」、「誰が」、「何をしなければならないのか」、あらかじめ時系列で整理した自分自身の避難行動計画のこと。

***緑のカーテン【62、63頁】**

アサガオやゴーヤ、ヘチマなどのツル性植物を建築物の壁面を覆うように育てて行う緑化活動。日射を遮り建物内の温度を低く保つことができるため、CO₂の排出抑制に効果を発揮する。

ヤ行

***ユニバーサルデザイン【47頁】**

年齢や障がいの有無にかかわらず、国籍や文化などに関係なく、できるだけ多くの人々が利用できる製品、建物、空間等の設計（デザイン）のこと。

ラ行

***ライフデザイン／ライフデザインセミナー【26、30、31頁】**

将来の人生設計のこと。若者が自らの進路を選択する際に、就職だけでなく結婚、出産、育児等の出来事やこれらを踏まえた人生設計を総合的に考えることができるようにするセミナーを「ライフデザインセミナー」という。

***6次産業化【19、50、51頁】**

農畜産物の生産（1次）だけでなく、食品加工（2次）、流通・販売等（3次）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで、第2次・第3次産業事業者が得ていた付加価値を農業者が得ようとする取組

1次×2次×3次＝6次産業または1次＋2次＋3次＝6次産業を意味する。

***ロコモティブ症候群【39頁】**

加齢に伴う筋力の低下や、関節や脊椎の病気、骨粗しょう症などにより運動器の機能が衰えて移動機能が低下した状態

ワ行

***ワーク・ライフ・バランス【17、21、78、81頁】**

仕事と生活の調和を意味する言葉。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもち、健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の双方の調和を実現すること。

数字・英字

***5R【61頁】**

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための以下の5つの取組の頭文字をとったもの

1. Reduce（リデュース）：廃棄物の発生抑制
2. Reuse（リユース）：再使用
3. Recycle（リサイクル）：再資源化
4. Refuse（リフューズ）：不要なものは買わない
5. Repair（リペア）：修理して長く使い続ける

***DV【78、79頁】**

Domestic Violenceの略。家庭内の暴力の意で、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力のこと。

***DX【2頁】**

Digital Transformationの略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させること。

***GIGAスクール構想【28頁】**

Global and Innovation Gateway for Allの略。令和時代のスタンダードとして小中学校の児童・生徒に1人1台端末と、小中学校のネットワークを整備し、子どもたち一人ひとりの創造性を育む教育環境を実現させる構想

***HbA1c【38頁】**

血中に糖化ヘモグロビンがどのくらいの割合で存在しているかを表したもので、糖尿病等の診断基準として用いられる。

***ICT【33、51頁】**

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。「IT」とほぼ同義で用いられることもあるが、特にインターネット等の通信技術を活用したサービス等を包含する点でこれと区別される。

***LED【28、70、71頁】**

Light Emitting Diodeの略で発光ダイオードのこと。従来の照明に比べて省電力・長寿命のため、照明にかかる電気代が節約できる。

***IoT【10頁】**

Internet of Thingsの略。日本語では「モノのインターネット」と訳されている。例えば、家電や車などの日常使っているモノをインターネットにつなぐことにより、新たな価値やサービスが生まれつつある分野である。

***NPO【3、10、35、44、72、73、80頁】**

Non-Profit Organizationの略で非営利組織や民間非営利組織の意味。利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力などの様々な分野で社会貢献を行うことを目的とする団体を指す。

***PPP/PFI【81、82、83頁】**

Public Private Partnership および Private Finance Initiative の略。前者は、官と民間が協力して、効率的かつ効果的に質の高い公共サービスの提供を実現するという官民連携の概念を表すもの。後者は、民間の資金と経営能力・技術力を活用して、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う、いわば公共事業の主導権を民間に委ねるもので、前者を実行する手法の1つ

***SNS【55、74、75、96頁】**

Social Networking Service(Site)の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）Facebook、Twitterはその1つ

***Uターン【19、57、65頁】**

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

第2次胎内市総合計画後期基本計画

令和4年3月

【編集・発行】

胎内市総合政策課

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

TEL：0254-43-6111（代表） FAX：0254-43-2868

URL：<https://www.city.tainai.niigata.jp/>

E-mail：kikaku@city.tainai.lg.jp



胎内市